

東京立正短期大学紀要

第 36 号

目 次

- 宿泊産業における採算性について…………… 下 田 将 文 (1)
投下労働量による剰余価値率分析の批判的検証とSingle System
…………… 東 浩 一 郎 (28)
「幼保一元化」の再定義のために一三つの検討課題…… 池 田 祥 子 (54)
マザーグースに関する一考察
——音声魅力と意味解釈に関する時代考察…………… 中 岡 典 子 (71)
都市の身体を問う写真
——写真家・森山大道の現在…………… 有 泉 正 二
御 手 洗 陽 (126)
アニメーションとその近接メディアの印象測定…………… 土 田 昌 司 (134)
観光教育における“たのしみ”の創造に関する一考察…… 秋 山 綾 (142)
日本事情クラスにおける実践報告
——調査発表から読者を設定したテキスト作成までのプロセス
…………… 松 本 明 香 (153)
コンプレックス研究 (2) ……………… 飯 田 宮 子 (170)
柳田國男の《人神考》
——日本人の神観念と「靖国神社」参拝問題への民俗学的視点から
…………… 紙 谷 威 廣 (205)
《編集後記》…………… (208)

2 0 0 8

東京立正短期大学

宿泊産業における採算性について

下 田 将 文

はじめに

近年、外資系の高級ホテルのオープンが続き、宿泊産業が好調を維持しているように、世間では、想像されているかも知れない。しかし、確かな推測とはいえないだろう。

宿泊産業界では、昔から、「井戸のつるべ」の例えがいわれている。つまり、新しいホテル・旅館が一件オープンすれば、反対に競争力の弱いホテル・旅館が一件廃業せざるを得ないと、やや独断的なセオリーである。このセオリーは宿泊産業の類似産業である「ビル賃貸業」にも当たる部分もありえる。

最初に現在の宿泊産業、特に高級ホテル抱えている、多くの部分が関連している、「負の問題」を明確にしてみる。

それらの事実を踏まえて、1939年に始まった第2次世界大戦、それに続く太平洋戦争が1945年に終結し、その間は成長がストップされた日本国内の宿泊産業は、「焼け跡」から奇跡の復活と発展を遂げてきたが、最近では、その成長度に翳りが見えている。過去の「負」の問題及び現状を把握しながら、「宿泊産業、特に高級ホテルの採算性」の問題を検証し、今後の動向を考えてみる。

(1) 高級ホテルの抱える「負」の問題の発生の概説

高級ホテルの業界団体である「日本ホテル協会」には約250店が加盟しているが、バブル崩壊後の一時期には、その約60%が赤字決算といわれていた。

負の問題を明確にするに当たり、それらの問題を数種類のセグメントに分け

て原因などを考えてみる。特に◆開発の適・否の問題、◆過剰投資、◆バブルの影響、◆労務問題、◆建替え費用、◆採算性の良いホテルとは、などの問題などにセグメント化して考察する。

1. ホテル開業時期による財務体質

昨今、急速な出店で話題になっているエコノミーホテルでは、客室以外の施設を殆ど保有しないため、一室換算で、500～600万円で完成するとの例もあるが、豪華なロビーなどのパブリックスペース、食堂、飲料施設、宴会場、会議場、ショッピングアーケード、フィットネスクラブ、ディスコなどの施設を多数併設するデラックスなシティホテル、即ち、19世紀末より20世紀初頭にヨーロッパで流行した「グランドホテル」形式のホテルでは、その建設・内装費用及び設備費などの合計は、豪華なマンション1戸分に匹敵するといわれている。

つまり、巨額とも言える投資が必要である。その投資を回収又は借入を返済するためには、長い年月を必要とする。

2. ホテルプロジェクトの開発時期における問題

ホテルのプロジェクトを企画開発し、オープンした時の経済的な環境を考えてみると、その投資と回収に条件が非常に異なっている。

一つの例だが、Sタワー東京（414室）が、2001年に開業した時に、オーナー会社の大手私鉄の会長は、著名な経済誌のインタビューに対して、オープン当初の予定より、約10年遅れたが、丁度バブルの崩壊後であったために、建設費用はバブル時期の約2分の1の約360億円（オフィスビル部分を含む）で済んだ。と答えていた。このようにバブル真っただ中とその前後では条件が大きく異なっている。

ホテル事業が赤字におちいる原因を突き詰めて、特に新規開発をする際の企画とオペレーション段階の実態を検証してみる、尚、次項以下に述べる内容の大半は、ホテルの運営に携わるプロであれば、熟知していることと推測する。

3. ホテル開発地の適・否の問題

宿泊産業，特に主要都市における高級ホテルの開発の成否は，一にも二にもロケーションといわれていることは，周知のことである。即ち，主要駅の近く，ビジネスエリアの中心，アミューズメントエリアの近隣など，見込み利用客が集まる地域に，魅力があり，利用し易いハードのホテルを開発・建設して，宿泊，各種のレストラン，バー・ラウンジなどの飲料施設等々の料金設定が適切であれば，オープン後の営業は順調に推移するものと推定できる。

反面，ロケーションに問題があれば，ハード，ファシリティ，食事・飲料，従業員のサービスなどが充実していても，良好な営業成績は期待できないことになる。

ロケーションに問題のあるホテルの経営は，運営を軌道に乗せるためにPR費用をホテル業界のアベレージ以上にかねねばならず，従業員は，営業成績を向上させるために多大な努力を求められることになるであろう。従って，ホテル開発では，ホテル適地の選択には，最大の留意を必要とする。

4. 国際レベルのホテルへの融資の助成措置は効果があったのか

先の大戦の終了後のホテル業界の再開時期において，当時も大型都市ホテルへ投資をしてもその回収に10～30年かかるものと推測されていた。従ってホテルへ投資しようとする投資家は非常に限られていた。

海外からのビジネス客及び，当時はまだ少なかった海外からの訪日観光客を対象にして，いわゆる洋式の宿泊設備を提供する目的で，巨額とも言えるホテルへの設備投資を促進するために，「国際観光ホテル整備法」が1949年12月に施行された。

この法令により，当時の日本開発銀行（日本政策投資銀行の前身）から，低利の融資が受けられるようになり，洋式ホテルの建設が多くなり，特に1964年の東京オリンピック及び1970年の大阪万国博覧会などの需要を期待して多くのホテルが建設されたことは，宿泊産業の歴史において，エポックメイキング的なことであった。

つまり，「国際ホテル整備法」を結果として過大な期待をして，高級ホテル

の開発に走った企業があったのも事実である。

過去には、低利の借入金の効果があった、上記の「国際ホテル整備法」は現在も存続しているが、一般市中金融機関の長期プライムレートは、不動産バブルの終末期の1990年に8.9%であったものが、2003年には1.25%まで下がり、現在は、やっと2～3%台を保っている。即ち、不動産バブル崩壊後の日本では、「国際ホテル整備法」にて優遇された「低利融資」は有名無実となっている。従って融資効果は期待したほどの効果は少なかったといえる。

5. 高級ホテルの現状理解の手法の一つ・売上げ対延べ面積

ホテルの現状を理解するための方法は数多くあるが、これまで、論議されてこなかった、手法でホテルの現状分析を試みる。

百貨店が開業する際に、「営業スペースが国内最大クラス」であるなどと、営業スペース問題がマスコミが報道する、因みに、百貨店業界では、一般的に営業スペースが60%、倉庫を含む非営業スペース40%といわれている（ホテルでもやや似通っている）。百貨店業界の営業スペースでは、自社使用スペースは、減少傾向にあり、テナントスペースが増えつつある。その場合テナントに対する家賃は、営業面積に対する売り上責任を前提としている。

それに反して、ホテル業界では、開業時に建築延べ床面積のデータは、紹介されることがあっても、その中のこの営業スペースに関しては、論議をされた例は少なくマスメディアに登場することも少ない。

国内の大手ホテルの売り上げは数々の場面で、公表されているが、【ホテル・レストラン】誌が纏めた、2004年度の売り上げベスト30ホテルの内、分析のために必要とする、他のデータの揃った29ホテルに関して、データを分析してみる。

上記した29ホテルの総売り上げと延べ床面積に関する分析結果を次に示す。

◆該当する29ホテルの1平米あたりの年間売上げの平均は155,700円

順位	1平米あたりの売上げ	ホテル数	順位	1平米あたりの売上げ	ホテル数
13	6万円台	1	6	16万円台	5
12	8万円台	1	5	17万円台	4
11	10万円台	1	4	18万円台	1
10	12万円台	1	3	20万円台	1
9	13万円台	4	2	21万円台	2
8	14万円台	4	1	24万円台	1
7	15万円台	3			

6. 売上げ対延べ面積の簡便分析

上記の表は、建築した延べ床面積に対して、如何ほどの売り上げをしているかであり、即ち、投資効率を表示している。該当する29ホテルの1平米あたりの売上げの平均は年間で155,700円であり、判定するための基礎数値となる。但しこの基礎数値が適格か否かは、後の論議を俟たねばならない。

しかし、ホテル業界では、百貨店業界のように営業スペースと非営業スペースを明確にしておらず、又、複合ビルの場合は、管理部門のスペース等が明確ではなく、完全な分析は困難であるが、ホテルの投資効率を判断するため簡便な方法となるであろう。

(2) ホテル開発への投資と回収

前項までに、ホテルの投資効率に関して、簡単に触れたが、この項では、ホテルの開発において最も重要なこの問題を考えてみる。

1. ホテルへの投資をする前に慎重な検討がなされたのか

かつて、ホテル業界には、「千分の一理論」があった。即ち、ホテル建設の費用を総客室数で割り、その数値を千で割り、出た数値を客室料金にして、例えば仮に80%以上の稼働であれば、採算ラインに乗るとの非常にラフな理論

である。

例えば、500室のホテルを500億円で建設した場合、客室、食堂、宴会場、他の客用スペース、バックスペースなどの建築費用及び内装費用、家具什器などのかかった全費用を500で割り、出た数字の一億円を千で割った数値の10万円を客室一室当たりの料金にすると、非常に乱暴とも思える理論である。現在では、物価に比較して、客室料金は安くなっており、10万円の平均単科のホテルでは、日本国内では、一般的ではないが、考え方の一助になることと考えられる。

2. ホテルへの投資とその返済計画とは

米国のホテル・モテル協会の、ホテル開業のための自己資本率を中規模ホテル（300～500室規模）の自己資本率は60%以上が望ましいとしているが、日本国内のホテルの場合は開業時の自己資本は、20～30%程度が多い。下記にホテルへの投資とその返済計画の例をケーススタディ的に解説する。

仮に上記の500億円のホテルの建設の全てを借入金でまかなったケースを想定する。実際には、期間中の「約定返済」、「拘束預金」などの問題が発生するが、この項では、わかり易く「均等返済方式」を例に取る。

■返済方法：元利合計を均等返済

◆借入金額：500億円 ◆返済期間：20年 ◆年利：3%・・・

◆一年間の返済額：約28億円

上記の返済予定になる。

ホテルの開発においては、土地購入費用、建設費用、内装費用、各種の設備費用、家具什器の購入費用、開業・運営に至るまでの創業費用などの計画を積み重ねて、資金計画・返済計画を立てることになることが当然の方法である。しかし、支払い計画より逆算して必要な営業収益額を決めて、その収益を産出する方法を検討する場合もあり、むしろ、この方法が多いといえる。

しかし逆算して、収益予算を作成すること自体が、開業後のミスマッチングを引き起こす危険性を孕んでスタートするといえる。

(3) 高級ホテルの新規開発の際の収入予算の作成の問題は

高級ホテルの新規開発の際に、該当するエリアの想定する同格他ホテルの実例を下敷きにして、エリアの既存利用客のマーケットの中から、いくばくかの新規開発ホテルへの誘引及びそれに新規利用客の産出を加えて新規開発ホテルの集客計画の構築をすることになる。

しかし、この段階で大きな見込み違いが起きる可能性があり、予想と実績のミスマッチングを開業後に気がつくことになるケースが結構ある。

1. 営業収益の予想はエリアのマーケットを横並びに考える日本的発想

ホテル業界では、「営業収益三等分理論」という理論というより、安全策といたったほうがよい、理論らしきものがまかり通っていた。

即ち、ホテル開発において、「宿泊、料飲、宴会」の主力3部門の収益が、各々三分の一であれば、理想的であるとの理論である。ホテルの新規開発のケースで、収益予想が付き難い場合、営業リスクを三部門に均等に割り振っておけば、安全であろうと考えた、ともいわれている。

新規ホテルの企画開発に当たり、その収支を予測して、収支予算を作成するが、その際に、支出は比較的容易に算定できるが、収入に関しては、予測に困難である。

従って予定する新規開発ホテルの営業に有益な情報を入手して、まず横並び方式に多少のオリジナリティを加味して、当初の収益予算を作成するのが常である。

2. 宿泊部門の企画段階での予算の作成の発想方法とは

ホテルの収益の中で、利益率の高いといわれる宿泊需要・客室収入についての予測を最初に始めるのが、通常である。

例えば500室のホテルの新規開発を想定して、収入予測をする資料として、同一エリアの同程度のクラス・規模の他ホテルの実績の情報を入手して、その情報を下敷きにして、予測をするのが常である。その場合、最初から新規顧客を開拓してペイラインに持っていくことは、非常に困難である。

ホテル建設を予定するエリアに同程度のクラスのホテルの客室3000室あり、年間の稼働率が90%の場合、一日あたり2700室の利用がある。その内の既存利用客の10ポイント分の300室を新規開発ホテルに誘引した場合は、当然、既存ホテルは稼働率が80%の2400室に減ることになる。

他方、新規ホテルは、エリアの既存顧客を300を獲得できたとしても500室の新規ホテルの稼働率は、60%であり、エリアの平均稼働率の80～90%までには、相当の努力が必要であるが、上記の300室は、貴重なベースとなるはずであり、その室数にエリアの平均室量単価をかけて、予算を作成することになる。

但し、同一エリアの客室稼働率の平均が60%以下であれば、見通しは厳しくなるであろう。

3. 食堂、飲料施設の企画段階の予算

新規開業ホテルの企画段階で、設備予定の各種のレストラン、バー、ラウンジなどの飲料施設などの延べ床面積及びその中の客用スペース、厨房設備、卓数、客席数などを決定し、客席利用率、利用単価、回転数などを想定して、それらの数値を勘案して、収益を計算します。つまり、想定とはいえ、全ての計算是積上げ方式であり、高い精度で作成されるはずである。

しかし、オペレーション段階では、企画予算と実績は大幅に相異しているこの方が多いのが実情である。客室の稼働率の予想以上に料飲部門の予測は難易度が高いといえる。

4. 宴会部門の企画段階の予算とは

宴会部門における、新規開発ホテルの企画段階での収益予算に関して、下記に利用のカテゴリーごとに分けて、予算の作成に関して述べる。

1) 会食・パーティ

宴会も、食堂同様、室数、正餐、午餐、立食パーティ、カクテルパーティ、等の各種の宴会を最大収容可能客数、正餐を中心にした、各種のメニューと単価を同一エリアの利用状況を調査し、マーケットに見合ったものを決め、最多の可能回転数及び一日あたりの回転数を確定し、その後の予算作成の際の基本とする。

上記のごとく宴会は多種多様であり、カテゴリーごとにその回数、客数、料理・飲料単価などを推測して、仮定の数字を積上げていくわけであり、不確定要素ばかりといってよく、予算化することは、非常に困難である。ただし、エリアの大型宴会を挙げる見込み顧客は、セールス活動により把握できる、宴会の実行は企業の景気不景気に左右される。

2) 会議、大会、セミナー、講演会

会議、大会、セミナー、研修会、講演会など宴会場を各種の会場として利用の需要に対しても、予算作成の際の算定基礎は、先ず、会食と同様に宴会場の規模によって、最大収容客数を決定する。次いで各宴会場の利用料金を決定する。後は、同一エリアの利用状況を調査し、現在のマーケットに見合ったと思われる予算を作成する。

宴会同様に、エリアで挙行される大会は、大型宴会同様にオーガナイザーを把握することは、ほぼ可能である。

3) 展示会、宴会場レンタル

上述の宴会場使用料に想定する利用回数をかけて収入予算を作成する。展示即売会等は、よく知られているが、宴会場レンタルとは、一般宴会とほぼ同じカテゴリーだが、この項は、芸能プロモーターなどが、宴会場を借りてイベント等を開催するケースなどを意味している。

展示会、宴会場レンタルなどは、ホテル開発の企画段階では、皆目見当がつかなく、予算化することが困難である。しかし、大きな宴会場を持てば、期待できるカテゴリーである。

4) 婚礼・披露宴

ホテルによっては、婚礼収入が、宴会部門収益の50%を超えるケースが多々ある。従って宴会部門の予算を作成する場合に、そのエリアのホテルで開かれている婚礼・披露宴のマーケットの獲得が最大の課題となる。会食、会議、展示会などの「一般宴会」と「婚礼」を別にして予算を作成するホテルもある。

婚礼・披露宴では、料理、飲料、ケーキ、写真、花、貸衣装、美容・着付け、名札、キャンドルサービス、エレクトーン演奏者、司会者、ハイヤー、引き出物等々、ホテル側は、あらゆるものをホテルの取り扱いとして、利用客に提供する。従って料理単価が2万円程度であっても総合すると列席者の単価は、たちまち4～5万円になってしまう。全てのホテルは婚礼・披露宴を最大の商品と位置付けている。

5. その他の収益

フィットネスクラブの運営、売店収入、外販部門収入、テナント家賃収入などの、「その他の収益」の予算の立て方も困難さがある。

ホテル内のフィットネスクラブは、ゴルフ場の経営と似通っており、開業時には、高級感に引かれて、入会するメンバーが入会し、創業費用は入会金でなんとかペイできるが、その後は小額といえる年会費のみの収入となるので、管理費用もままならないことになる。

外販部門では、ホテルメイドの缶詰の外商、及び百貨店などに「お惣菜コーナー」などを出店するが、賃借するショウケースに対しての賃借料が高く、成功している例は少ない。

(4) 営業各部門の企画段階の方針と検証

前項でエリアのマーケットを調査して、新規開発ホテルの収入予算を企画開発段階で、構築する方法の概略を述べたが、この項では、営業各部門における、オペレーション開始前後の実態把握と検証及び手直し作業について述べる。

1. 宿泊部門の営業方針と収益の想定は確実性があったのか

同一エリアの動向をリサーチして、客室の稼働率を想定して、年間の販売客室に、これも想定する平均客室料金、即ち、エリアの同クラスの平均客室料金にプラスかマイナスのアルファ値を加えて算出し、それを年間の販売客室数を乗して、客室収益を計算する。

この場合の予算は、企画段階の予算作成であり、実態に則していないケースが多々ある。エリアのホテルの稼働率を参考にする場合、例えば、シングルユースが多いのか、ツインユースが多いのか、トリプルユース、フォースユース（いずれも業界用語）が多いのか、その内容によっては、客室収入は大きく異なる。

都市ホテルは宿泊室数を問題にし、リゾートホテルは宿泊人数を問題にする、といわれている。つまり、客室の高稼働が望めないリゾートホテルは、稼げる時には、予約を断ることなく、ツインルームであってもエキストラベッドを1～3台を追加して、兎に角、多人数を収容して、同じ室数の都市ホテルの半分の客室稼働率であっても、宿泊人数で対抗でき得るような営業を行っている。

都市ホテルといえども、ビジネス客の途絶える週末は、レジャー客、観光客、スポーツ団体及びそれに付随するBooster（応援団、サポーター）などターゲットにしている。つまり、企画段階の予算作成の際には、見落としがちで、プラス又はマイナスのアルファを把握せずに宿泊収益の予想を立てていると、オペレーション段階の担当者が悩むことになる。

特に大きな問題なのは、平日のビジネス出張客に対する、Corporate Rate（特定する法人に対する大幅な割引料金）及び、シングルユース（Twin Bedded Room for Single Occupancy）などによって、正価より大幅な割引料金によって客室が販売されていることである。

2. 料理・飲料（Food & beverage）の収益の予想は確実であったのか

レストラン及びバー・ラウンジなどの飲料施設については、オペレーション段階では、企画予算と実績は大幅に相異している方が多いのが実情である。客室の稼働率の予想以上に料飲部門の予測は難しいことは既述した。

1) 企画段階と実行段階の大きな相異の起きる要因・価格のミスマッチング

都市ホテルの場合、必ずホテル近隣に低価格のファミリーレストラン、カフェなどが出店をしており、宿泊客はホテルの2千円前後もする朝食は取らずに近隣のカフェなどの500円程度のモーニングサービスに行ってしまう。との例が多く見られる。

昼食は、宿泊客は殆ど館内にいないため、近隣のビジネスマンのランチをターゲットにせざるを得ず、その単価の大半は、600～800円程度であり、朝の定食の半分にもならない、夕食に至っては、まったく閑古鳥状態となる。多分、企画段階では、朝食2千円、昼食3千円、夕食8千円といった予算を組んでいたのであろうが、オペレーション段階では、全く異なった様相を示すことになる。

2) 卓数、席数、回転数のミスマッチング

レストランの場合、テーブル数、席数に応じて予算を作成するが、その際に、仮に20卓、椅子4脚ずつで80席のレストランの場合、企画段階では、1回あたりの使用卓数を17、利用人数は1卓に4名ずつとして計68名と計算するかもしれないが、実際には1卓に1～2名とのケースが多くでてくる、68名の半分以下の利用しかないことも考えられる。

また、回転数の予測で仮に朝3回転、昼2回転、夕2回転として企画予算を組んだとしても、大抵の場合、その半分の実績もでてこないケースが推測される。

3) ミスマッチングに対するオペレーションの努力

ミスマッチングの結果、オペレーション担当者は、安いメニューを企画・作成し、新聞折込などを利用してPRに努め、集客をする。特別な企画に対する費用対効果のセオリーにより、限られた日数で多数の利用者を収容するために、該当レストランに宴会テーブル・椅子を入れて客席を倍増させるような、荒っぽい営業をするケースも見られる。

3. 宴会部門の企画段階予算とオペレーション段階の相異

宴会の収益を予測し、予算化することも、非常に難易度が高いといえる。いわゆるシティホテルは一般的な営業スペースは、「延べ床面積」の項目で説明した。

その中の宴会部門では、一般的には営業スペースは全宴会スペースの約60%か、といわれているが、その中から食堂、宴会場などに付属する厨房などを、別にすると、実際には営業スペースは、20～50%となってしまう。

宴会場では、接客用のロビー、婚礼の打ち合わせコーナー、衣装室、婚儀殿、チャペル、クローク、美容・着付け室、写真室、大道具室、大型の客用トイレ、などの付帯施設が多く、実際に客が飲食や会議などに利用できるスペースは、非常に少ない。大手建設会社が、札幌に1999年に建築したPホテルの宴会専用のホールは延べ床面積10,250㎡に対して宴会場は2,400平米つまり23%であった。

1) 宴会、特に婚礼・披露宴のミスマッチングと手直し

ホテルの企画開発の段階で、同一エリアの他ホテルの事例を見て、検討をして建設して、絶対に間違いなくエリアでのリーディングホテルになるとの確信をもったとしても、大半のホテルでは、開業6～12ヶ月前に開業準備室のプロジェクトチームが着任した際、若しくは開業後にエリアのマーケットとホテルの持つハード・施設のミスマッチングに気がつく例が多い。

特に婚礼・披露宴の需要に対応し易いハードかどうかが問題になる。婚礼・披露宴の場合の出席者は、60～80名程度が多く従って、200～300㎡の披露宴会場が最適であり、急遽、1,000㎡クラスの4～5室を仕切るなどの手法を取る例が多々ある。しかし、このケースでは、間仕切りには遮音性に問題があり、利用者から必ず、批判が出ることになるが、増収には貢献することになる。

2) 大会、大規模パーティのミスマッチング

よくある例だが、1,000㎡クラスの大宴会場を保有しており、大会、表彰式及びそれらに伴うパーティの受注は大丈夫と考えている、ホテル経営者は数多

い、しかし、大会又は表彰式などの直後のパーティに移行する際に、同一会場をパーティ会場に組み直すことを「どんでん返し」をすることから「ドンデン」といっているが顧客側は、その「ドンデン」に要する一時間前後のインターバルを嫌うのが通例である。

つまり、参加者がパーティに出席せずに帰ってしまう、とのことである。従って、大会等からパーティにスムーズに移行するために、大宴会場の70～80%のスペースの中宴会場を保有するホテルが有利となる。しかし、この問題は宴会場の増設以外には手段が考えられず、課題として残ることになる。

(5) 企画開発段階の収益予算の大半は採算点を下回るのか

上記に新規開発ホテルの企画段階の収益予算を作成するための概略及びその後の運営スタッフによる開業前後の検証・手直し問題を述べたが、企画段階の全ては予想であり、確定的なものは殆どない。特に企画段階では、どうしても希望的で努力目標を多く含んだものとなる。

従って、ホテルの建設が最終段階に達し、オペレーションのプロフェッショナルともいえる開業準備室長（オープン後は総支配人となる）及び各部門のデパートメント・ヘッド（Department Head = オープン後は部門支配人となる）のチームが乗り込んできた時点で、ホテルの施設を確認した上で「実行予算」を作成するが、その時点で、新規開発ホテルの中長期の運営計画（3～5年）終了後の姿形が見えるはずである。その大半はマイナスアルファを加算することになると考えてよいであろう。

(6) ホテル開発の投資問題

ホテルの収益構造に関して、収益の実態に即した、投資がなされているのか、又は否かが大きな問題になってくる。企画段階での希望的かつ楽観的な収益予測は、開業後に悔悟を残すことになる。

1) ホテルの興業費用の調達と返済等はGOP（営業粗利益）重視

ホテルに対する投資及び収益に関する説明をしてきたが、ホテルの営業収入より、投資に対するROI（リターン＝Return on Investment）及び借入に対する返済計画などは、ホテルの利益、特に現在、国際的に重視されているGOP（Gross Operating Profit＝営業粗利益）を同一エリアの先発ホテルの事例を確認すれば、新規開発するホテルの返済又は配当するための財務体質が推測可能である。

しかし、GOP（営業粗利益）が、ホテル業界の常識的な数値（率、量）を超えているとしても借入金又は投資額が想定を大幅に上回っているケースでは返済、配当などは困難になる。

ホテル開発の資金は、通常は、出資者による投資及び金融機関からの借入との併用が多く、出資の場合の配当は漸増方式を取る、いうなれば「先楽後憂」とする。

借入れの場合は、返済は約定返済などで、段階を踏むことになり、どちらかと言えば「先憂後楽」的な方法を取ることが通常であるが、次項の事例は一般的に解り易い、「ローン方式」で説明する。

2) バブル期のホテル開発のとその後の開発の相異

例えば、先述した私鉄系のホテルのケースでは、所要資金の360億円を全て借入金で賄い、年利3%で20年の均等返済とした場合、480億円程度となるが、年間20億円の支払となる。

同ホテルが、年商100億であれば、GOPは20%の20億円となり、この額では20億円の返済は難しいが、あと一息の収入増でなんとか、採算ペースにのることに成る。

又、仮にバブル時期のピークに建設を始めた場合、所要資金が上の例の2倍の720億円であれば、返済金額は年間40億円必要となる。

このケースでは、年商100億円であれば、GOPは40%以上なければ、返済計画は実行できないことになる。事実、バブル期に開発したホテルは、大なり小なり、このような問題を抱えている。

2) バブル期に開発されたホテルは

1980年代後半より1990年代前半に跨った国内のバブル時期に開発された高級ホテルの大半は、その資産価値は大幅に下落し、期待した営業収益にも到底届かず、当然のことながら借入金の返済計画も困難なはずであるが、どのようになっているのであろうか。

新規開発の高級ホテルの大半は、生保、大手不動産、大手私鉄等などの財務体質に強い企業がオーナーであり、その企業全体の営業収益、経常利益などの中に吸収したものと推測されるが、西武鉄道ホールディングスが数多くの不採算ホテルを売却している例もある。また、ダイエーグループ、全日空ホテルのようにホテル資産の全て、又は大半を外資の投資会社に売却をしている例も多々ある。

しかし、バブル期に新規開発したホテルの中で、消費者が注目している高級ホテルが売却された例は皆無といえる。

ただし、東京第一ホテルチェーンのように、新橋のフラグシップホテルをビジネスタイプを高級ホテルへ業態の転換を目途したが成功とはいえず、又、東京湾岸シーフォートへの早過ぎた進出などで、財務体質が急速に悪化した結果、破産し、大手株主でもあつた破産管理人の阪急電鉄のホテルグループに吸収されたことは記憶の新しいところであり、ホテル業界に大きなショックを与えている。

3) Balance sheet (貸借対照表) の悪化

尚、バブルの崩壊により、所有ホテルの資産価値を大きく下げ、貸借対照表に明示される財務内容の悪化の影響は今後も明確になってくるものと考えられる。

借入金の多いホテルは、資産の下落により、金融機関への差入れている抵当資産の追証（抵当としての株券、不動産などの追加）を求められることになり、ケースによつては、その後の事業の展開が出来難くなる。

(7) 営業粗利益 (GOP=Gross Operating Profit) の配分は適正なのか

高級ホテルの採算性が問題視されている現在、ホテルのオーナーが外資のホテルオペレーターとホテルの運営の受委託契約を結ぶ際に、GOP配分方式を採用している例が大半である。この方式はホテルの採算性にとってマイナスに作用していないのか、なども検証すべきである。

1) GOP (Gross Operating Profit) 配分方式とは

GOP配分方式とは、ホテルの全営業収益から、オペレーションのために支出した、人件費、材料費、光熱費、などの営業経費を差し引いた残額を営業粗利益 (Gross Operating Profit)、略してGOPと称し、ホテルの収益性を評価するための最重要の指針となっている。

営業粗利益、営業利益、経常利益、税引後利益、純利益などを段階を踏まえて、企業の業績を計算する方法は、古くから実行されていたが、1963年にヒルトンホテルが最初の外資系のホテルとして、東急電鉄をオーナーとする東京ヒルトンホテルのオペレーターとして、日本上陸を果たしたが、その際に、営業粗利益 (Gross Operating Profit) を根本にした、米国のホテル会計システムを導入し、オペレーターとオーナーの責任範囲及び分担を明確にし、それ以後、数多の外資系のホテルオペレーターが参入しているが、全て同様のシステムを採用している。

2) GOPによるオーナーとオペレーターの分担

オーナーは、ホテル適地に、無理のない資金計画により、ホテルの開発をして、実績のある、ホテルオペレーターに運営を委託する。

オペレーターは、その新規開発ホテルの運営を受託する際に、ホテルの営業収益及び営業支出を想定して、収支予算を作成する。その際、GOPをオーナーが要望するラインにもって行けるように構築し、必ず借入金の返済計画を含め予算が達成できるように総力をあげる。

尚、GOPは、営業収益の20%以上とするのが多いのが通例となっている。しかし、投資ファンドがオーナーになっている場合は、ファンドが募っている投資家に対する配当効果より30%以上のGOPをホテルオペレーターに義務付けているケースもあるといわれている。

ここで、いささか旧聞に属するが、1968年代ホテル業界で喧伝された、賃貸借契約で入居しているホテルオペレーターの例だが、当時、営業収入を100とした場合、賃借料、人件費、各種の材料費及び施設等の管理費が各々三分の一ずつであり、オペレーターの取り分は、限りなくゼロに近いといわれていた。

この事例は、内容が正確に伝わっているとは思わないが、ホテル運営に対する受委託契約などの例が少なかった年代であり、多分、事実と伝聞された部分には、大同小異であったと推測する。

賃借料と、運営受委託契約のGOPは別のカテゴリーにあるが、オーナーの取り分ということでは似ている。つまり、一般的な都市ホテルのオペレーションにおいて、30%以上のGOPを産み出すことは、非常に難しいのが実状である。

3) GOPのオペレーターに対する配分

ホテルの運営受委託契約では、オペレーターに対する運営委託料の支払では、オーナーが受け取る形となるGOPの中から支払をする。その委託料は、一般的にGOPの10%、又は営業収益の1～2%との例が多いといわれている。

このシステムでは、オペレーターを保護する手段ともいえる。例えば、営業収益100億円、営業粗利益20億円であれば、オペレーターはGOPの10%分の2億円を取り分となる、しかし、仮に、消費した営業費用が営業収益の100億円を上回れば、当然GOPはゼロかマイナスになり、オペレーターへの支払はゼロとなる場合も考えられる。

4) 運営受委託契約を負担に思う段階

上記の如く、オペレーターは「骨折損」となることもあ。従って、当初の

契約の際に、営業粗利益がゼロ以下の場合は、営業収益の1～2%、つまり、営業収益が100億円であれば、1～2億円をオペレーターが受け取れるような取り決めをする。つまり、オペレーターは「ただ働き」にはならないことにするケースが多い。

しかし、上述のような100億円の営業収益のケースでは、オペレーターへの支払い分の1～2億円のが、ホテル会社として純利益がでるか否か、の分岐点になる場合が多く、又、オペレーターが派遣する平均して3～5名分の人件費及び住居費用等が1億円にもなる場合もあり、オペレーターに関する費用が問題になる場合がある。

反面、オーナー側にとつては、赤字決算であっても運営委託料を支払わねばならず、営業収益が下がり始めるとGOPの配分問題は再燃する。

(8) 為替レート固定におけるホテルの採算性の低下

既述した、過去の大戦のために壊滅・疲弊した日本経済を復興させるために、日本が、曲がりなりにも輸出を始めた1949年に、米国との合意で為替相場が1ドル360円の固定相場制となり、1958年にIMFにおいて、追認・登録され、輸出及び日本のInboundTourism（訪日観光客）の受け入れに大変なメリットを産み出した。

しかし、そのメリットも1971年のドルショックで1ドル308円への切り上げとなり、1973年のオイルショックで変動相場制となり、次いで、1975年のサミットで、再度の大幅な円の切り上げとなり、固定レートで保護された効果もほぼなくなった。

上記より1949～1971年の期間に訪日客を受け行けたホテルは、高額な客室料金で借入金の返済も早期に完了することができたはずである。逆に、この優遇期間の恩恵を享受できなかったホテルは、採算面に大きなハンデを抱えたことになった。

(9) 人件費のアップによる採算性の低下

米国の経済を支える、メキシコを中心とする中南米移民及び出稼ぎワーカーの存在がよく知られている。同様にヨーロッパでは、東欧諸国、アフリカ諸国、中近東諸国からの低賃金ワーカーの採用により、人件費の抑制効果をあげている。

宿泊産業の中の特にホテルは、元来、典型的な労働集約型産業であり、かつては、ホテルの従業員は、全て正規雇用の正社員にて運営していたが、日本独特の年功序列による定期昇給、春闘方式によるベースアップによる人件費のアップに対して、ホテル経営がついて行けなくなり、賃金体系が大きな問題となっている。

1) 「同一職種同一賃金」の問題

一つの例だが、ホテルによっては、管理職より年間給与の高い、ジャンター (Janitor = 掃除人)、テレフォンオペレーター (Switchboard Operator) などが勤務していた。

経営側は、欧米型の「同一職種同一賃金」の導入を図るべく、従業員側と交渉してきたが、従業員側は、年功序列型の昇給システムに固執して経営者案を拒否することが通例であり、経営側は、客室清掃、厨房清掃、食器洗浄などをサービス会社に外注したり、パートタイマーを直接雇用したりして、人件費の節減に努めている。

しかし、「同一職種同一賃金」の導入問題は、殆ど進展していない。また、正規社員の雇用も、かつての中学、高校、短大・専門学校、大学卒などのピラミッド型の採用は望むべくもなく、日本独特の年功序列性は限界にきていることは確かであり、結局、本来は幹部要員であるべき、専門学校・短大・大学卒が中心となっており、中膨れ、又は逆ピラミッド状態となり採算性を圧迫する要因となっている。

2) 長時間勤務の問題

昨今、サービス残業の問題が、クローズアップされているが、ホテル、旅館などの全ての宿泊産業では、365日、24時間営業している、宿泊産業は経営者にとって過酷ともいえる人件費の支出を求められる。

ホテルの利用客の目に入るホテル従業員は、全体の25%~35%程度である、即ち、早番、遅番、深夜、公休者のほぼ3シフト、1公休に分かれている。従って出面（ですら）は、上記の全体の25%~35%程度になってしまう。

昔の旅館などでは、現在の3シフトの内の2シフトをカバーする、長時勤務は当たり前であったが、労基法の徹底により、旅館業でも年間2000時間以下又は週38時間以下などの勤務時間を維持しているはすだが、そのために、朝の繁忙時間、夕刻の繁忙時間のみを対象に一日を4時間×2回に分ける、いわゆる「中抜けシフト」を導入している例が多い。

しかし、大型ホテルなどの従業員側は「中抜けシフト」を認めようとはせず、午後のアイドルタイムなどには、従業員が「長い休憩？」を取っているのが見受けられる。

しかし、管理職レベルでは、サービス残業的な勤務は当然のことと見られている。早朝に始発、深夜に終着となる交通業界では、一部の夜行便を別にして、大半は夜中はオフタイムになってるが、宿泊産業は、病院などと同様に長時間労働の問題は、経営者及び管理職に取って、悩みであると共に、解決すべき大きな課題である。

(10) 建て替えに要する資金問題

相当、以前からホテルの生命25年説がいわれていた。つまり、ホテルは開業後4分の1世紀を経過すると、建物は劣化し、設備は陳腐化するといわれている。25年は兎も角、オープン後30年を見据えて、大幅なりニューアル若しくは改築を計画しておく必要がある。

現在、1960~1970年代に建築された多くの著名ホテルがリニューアル、改築、又は売却するか、などの問題を抱えている。但し、それらの著名ホテルの

ロケーションは全て東京都心又は他の中核都市の一等地であるケースが大半であり、又、多数の顧客を持ち、多くのベテランの従業員を抱えている。従って費用の準備が可能であればリニューアル、改築などで、再スタートする意欲が大きいものと推測される。

日本経済の長い低迷時期を過ごしてきたために、殆どのホテルオーナーは、改築のための資金を蓄えておらず、金融機関よりの借入りに頼らざるを得ないのが実情である。建物は建築直後から減価償却が始まるわけであり、仮に耐用年数20年とすれば、通常の減価償却の定額法を適用すれば、毎年、建築費用の5%ずつ、建物の価値を減じていくわけであり、万難を排して5%ずつ減価償却費を計上していくであろう。

しかし、この程度では、建物を維持するのが、精一杯である。従って、20年後の時点での、その時代にふさわしい、新機軸のホテルに立て直すことはできない。新たな資金の導入が必要である。

本年10月の多くのマスメディアの報道によれば、無借金経営で知られる、帝国ホテルの大手株主の構成が変わり、三井不動産が筆頭株主となつたために、今後の立替の際に三井不動産側の新たな投資が期待できるとしている。このよう優良ホテルでも自前では、建て直すことは困難であり、借金経営の続くホテルオーナーには頭を悩ます問題であり、償却済みのホテルであれば、投資ファンド等に売却したほうが良いのか、といった発想も出てくる。

(11) 採算性の良いホテルとは

今まで、採算性の悪い事例を、延々と述べて来たが、採算性の良いホテルはあるのだろうか、また、今後宿泊産業、特に高級ホテルは、どのような道を進んでいくのであろうか、また、アドバイスできるSomething（何か）はあるのかを、考えてみる。

1. 採算性良好といわれる宿泊特化型ホテル

今、日本国内でも、格安のバジェットホテル（Budget Hotel）が、大流行であ

る。飲食施設、宴会施設などは、殆ど保有せず利益率の高い、客室のみで高い収益を上げようとのコンセプトであり、高級ホテルを脅かす存在となっている。

1) 宿泊部門と料飲部門の採算性に注目

現在、世界のホテル経営のスタンダードとなっているユニフォーム会計システム (Uniform Accounting System for Lodging Industry) が、要求する Departmental Profit (部門別収益) は、米国の大手ホテルの Analysis (分析) によれば、Room Department (宿泊部門) の GOP (Gross Operation Profit = 営業粗利益) は 70% F を超えている例が多々あり、反面、F&B (Food & Beverage = 料飲部門) の GOP は 30% 以下との事例が大半である。

2) 高級宿泊特化型ホテルの隆盛

バブル崩壊後に続々と参入し始めた、外資の高級ホテルのオペレーターのコンセプトは、客室主体で、料飲施設は少ない。宴会場も少なく、特に大宴会場をも設備する例は少ない。

ホテルは、元来、宿泊の場所であり、セキュリティ面からも外来客が多く参入する施設を持つべきではない、とのポリシーを優先している。しかし、総じてホテルの規模は小さくなく、客室もマーケットを左右するほどの室数を持っていない。しかし GOP は高く評価されている。

上記の GOP の事例より、外資のオペレーターによるホテルの Operation (運営) は Security (警備・保安) の事由を含めて、宿泊部門を最重要視している。

ただし、日本国内では料飲施設、宴会施設などが充実していなければ、評価されないため、やや中途半端ともいえる宴会場等の付帯施設を持つ例が多い。

2. コンベンションホテル (Convention Hotel) は成功しているのか

日本国内では、利用する顧客側に宴会・パーティを中心とする、いわゆる「グランドホテル」を求める層が多い、「グランドホテル」は既述したが 19 世紀末～20 世紀初頭にネーミングされた「デラックスホテル」の呼称であり、いわば現在の「コンベンションホテル」の原型といえるであろう。

先述の「宿泊特化型ホテル」の対角線にあるのが、この「コンベンションホテル」である。日本国内でコンベンションマーケットの開発を唱えられ始めてから久しい。

コンベンションマーケットは、多種多彩であり、コンベンションホテルの最大の目的は、そのエリアで発生する各種の国際会議、大会、学会、講演会、セミナー、研修会、新製品発表会、スポーツ大会などイベントに対応して、多数の利用客にホテルの施設を大々的に利用してもらい、一挙に多大な営業収益を上げることにある。

1) コンベンション市場 (Convention Market), コンベンションシティ

ホテルの新規開発の際にエリアのマーケットを調査し、例えば全国規模のコンベンションにターゲットを絞るなら、大学等の教育機関、大学病院等が密集していれば、必ず学会が多く開催される。又、他力本願になるが、近隣にメッセ会場、大型のホール、イベントドーム、国際会議場などが存在すれば、その分科会、懇親パーティなどに利用される機会が多い。

ローカルのコンベンションマーケットを狙うなら、コンベンションシティを目指している、県、市などが直接もしくは、関連団体を通じて行う、各種の会議、表彰式及びそれに伴う懇親パーティなどがある。

又、企業の新製品発表会、顧客感謝パーティ、生保・化粧品などの優績レディの表彰パーティなども多い。つまり、コンベンションマーケットの裾野は広い。

2) コンベンションホテルの条件とは

コンベンションホテルの条件とは、先ず、航空機、列車、高速道路などの交通の要衝にあり、近隣に、大型のコンベンションホール、メッセ会場がある、いわゆるコンベンション都市としての機能がエリアに整っていること。

ホテルのハードとしては、大きな会議場、パーティー会場、分科会のための多数の中小会場及び宿泊を要する参加者の大部分を収容できる、宿泊施設、アフターコンベンションのための各種のバー、ラウンジ、む時にはシアターレス

トラン、レディスプログラムのための茶室など内外の参会者をあきさせない施設が要求される。

また、コンベンションホテルを狙うならば、その際にパーキングスペースの問題がある。例として記すが、隔年に千葉幕張にて開催される「東京モーターショー」を東京ビッグサイトがターゲットとしながら、受注できない大きな事由は千葉幕張の広大な駐車スペースに対抗でき得るパーキングスペースが用意できないことにある。従って大型宴会場及び各種の会場を数多く設備してもこの問題をクリアーしなければならない。逆に、広いパーキングスペースと共にコンベンションに対応できるハードを兼ね備えていれば、コンベンションのオーガナイザーの方から、利用を希望してくるケースが多くなる。

3) コンベンションホテルの抱える^{もろば}諸刃^{やいば}の刃

しかし、その多くの会場・宴会場などを設備した場合、その稼働率が問われることになる。大型コンベンションホテルの通例として、稼働率は決して良好とはいえない。問題は、年間の収益である。即ち、野球に例えれば、シングルヒットを積み重ねて細かく小型宴会で、得点を重ねるのか、もしくはコンベンションで、満塁ホームランを打って、一挙に大量得点を挙げるのか、二者択一が求められる。適切な表現ではないが、多分にリスクな面もあるのは否めない。

従って、コンベンションマーケットがトータルして年間の収益が抜群に見込めるならば、進むべきであり、採算性の問題はクリアーできるであろうが、コンベンションホテルを新規開発をする際には、生半可な販促活動では、採算点にもつていけない、と理解する必要がある。

ホテルの採算性に関する結論として

ホテルの採算性という漠然としているようなタイトルであるが、内容としては正確を期して、バブルの期間を経過して、採算が悪化した、いうなれば「負の問題」を抱えたホテルの事例を当レポートの土台部分として、ホテルの採算

性の問題は、そのホテルの新規開発の段階で決定するであろう、との論旨で企画段階の予算、立地、投資、建設、外資への運営委託契約、運営段階の予算、運営開始後の予算等の手直し、資金の回収などの手法を、ほぼ実例に則り、検証してきた。

ホテルの採算性は、結局、企画段階でほぼ決まってしまう、ホテルに適さない立地の選定、過大な投資、開発の時期を誤ると、まず成功はおぼつかない。また、宿泊特化型ホテルは採算を取りやすい、但し、日本国内では、「グランドホテル」スタイルのホテルが高級ホテルとして評価されるので、室数の少ない高級客室特化ホテルは兎も角、大型宿泊特化ホテルは難しい。

コンベンションホテルは、リスクな面もあるが、コンベンションシティ、メッセシティとして、共に活動していこう、との地元の行政、地元経済界などと協調しての歩調が取れるなら、まして、地域一番店を目指すならば、前に進むべきと考える。

おしまいに

ホテルは建設すれば、平均して30年は営業を継続することになる。従って、その新規開発には慎重に慎重を重ねて、着手することは当然である。しかし、激動の時代にあるため、開業後、数年を経ずして、リニューアルの投資を強いられる場合があり、そのためには、財務体質を強化しておかなければ対応できない。高級ホテル業界は外資系のブランドが持て囃されているが、そろそろ「日本ブランド」を輸出する時代ではないかと考えている。

ホテルを売買をする時代であるが、ホテル、地域社会に多大な雇用の機会を産み出すわけであり、所属している従業員のことを考え、物品同様には考えないようにして欲しい、と考えるのは全てのホテルマン、ホテルウーマンの願いであると同時に観光ニッポンを担う宿泊産業の隆昌を願っている。

参考図書等

ホテル事業論：佐古貞義著（柴田書店）

現代ホテル経営の基礎理論：岡本伸之著（柴田書店）

ホテル会計制度：井上博文著（明現社）

米国ホテル会計基準：山口祐司訳（税務経理協会）

基本ホテル経営教本：鈴木博・大庭棋一郎共著（柴田書店）

ホテルマンの基礎実務・宿泊編，料飲編：池田誠著（柴田書店）

立地調査：会田玲二著（実務教育出版）

投下労働量による剰余価値率分析の批判的検証と Single System

東 浩 一 郎

はじめに

われわれは、2005年度より3年間、欧米マルクス学派が行なっている実証分析の手法を戦後日本経済の実証分析に導入するための基礎研究を行なってきた¹⁾。すでに拙稿（2006, 2007）において再三言及したように、われわれが実証分析の手法として欧米マルクス学派の方法に着目したのは、欧米マルクス学派が、理論的緻密さでは日本の研究水準からは見劣りする部分も大きいものの、積極的に実証分析に取り組んでいるからである。しかしこれらの拙稿では、価値（労働時間）によって分析するDual Systemと価格によって分析するSingle Systemについて、日本と欧米の間の理論的背景の違いを紹介したのみで、実質的な論評はしていない²⁾。その上で、欧米マルクス学派の多くが採用しているSingle Systemの方法にもとづいて利潤率等の計測を行なっている。

しかし、近年の日本においてはむしろ投下労働量にもとづく分析が積極的に出されていることに注目しなければならない。労働時間を計測して剰余価値率についての詳細な考察を行なった泉（1992）の研究は広く知られているが、このほかにも深沢（2002ほか）、橋本・山田（2006）などから投下労働量と剰余価値率を実際に計測する研究が出されている。一方、欧米においてもこうした研究がないわけではなく、Shaikh&Tonak（1994）、Kalmans（2004）らによって同様の研究が行なわれている。

本稿では、投下労働量にもとづく剰余価値率分析を批判するとともに、価格分析の優位性を主張する。しかしそれは、Dual SystemとSingle Systemの理論全体を論じるものではない。欧米マルクス学派は、Dual SystemとSingle

Systemという分岐だけではなく、価値と価格を同時的に把握するのか継起的に把握するのかという分岐も存在するからである。

表1：欧米マルクス学派の労働価値説解釈における簡単な分類

	同時的価値把握 (Simultaneous)	継起的価値把握 (Successional)
単一体系 (Single System)	新解釈 (New Interpretation)	TSSI (Temporal Single System Interpretation)
二重体系 (Dual System)	正統派 ネオ・リカードイアン アナリティカル・マルクシズム	(逐次転形論)

※ただし、逐次転形論という学派があるわけではない。

これらは複雑に絡み合っており、学派間に差異があるだけでなく、実際にはさまざまな融合も可能な関係にある。とりわけ実証分析が盛んな欧米においては、実証上の対立と理論上の対立が混同されているようにも思われる。価値(投下労働時間)による実証分析が不可能あるいは無意味であるということ、価値が存在しないあるいは価値から経済学の理論体系を構築することはできない、ということは本来別次元のものである。したがって、これらの理論的是非については、従来の論争を超えて検討しなおすことが必要である。

本稿における、投下労働量分析への疑問は以下の2点である。第1には、計測された投下労働時間は異種労働をそのまま加算するという本来不可能な方法によって算出されており、抽象的労働、あるいは価値とは無縁であるという点である。いわば計測された投下労働量は具体的労働の範疇である。したがって、そこで剰余価値率を計算することはできない。もちろんこのことは各論者においてもすでに十分認識されていることではある³⁾。そして第2には、価格から逆算する形で投下労働量に戻して計測された剰余価値が、剰余価値の部門間配分前の、いわば生産された剰余価値を正しく示しているのか、という疑問であ

る。一般的に、価格で見た剰余価値率、たとえば営業余剰／賃金などは、剰余価値が資本の有機的構成の差異にもとづいて部門間配分されたあとのものであり、生産過程における剰余価値率でないことは事実である。そこから、搾取の度合いをあらわすものとして、投下労働時間による剰余価値率分析の優位性が主張されている。しかし、彼らの計算方法は、価格から労働時間にもどるといふものであり、この方法によって、部門間配分前の生産された剰余価値を算出できるのは特殊な条件を入れたときのみである。そしてこの条件が現実には当てはまらない以上、彼らの計算方法は決して本来の搾取を表わしてはいないのである。なお本稿では、彼らの方法で投下労働量を計測できること自体は事実であり、投下労働量分析自体を完全に否定するわけではない⁴⁾。あくまで剰余価値率分析にかぎる批判である。私の批判はそれ以上のものではない。とりわけ資本主義的生産様式において、価値実体が抽象的人間労働であるということは理論的に妥当性を持つものであり、現実存在する価格を価値から説明することができることも事実である⁵⁾。

以上にもとづいて、本稿は次のように構成される。

まず第1章で、価値や剰余価値という概念について定義したあと、泉氏や深沢氏が行なっている、産業連関表から剰余価値率を算定する方法を紹介する。次に第2章で、その問題点が検証される。問題点の第1は、複雑労働の還元の問題である。ただし、投下労働量が価値なのか否かについては複雑労働の問題を含めてすでに多くの論争があるので、その点は事実の指摘にとどめる。主要な論点は第2の点である。それは、投下労働が抽象的労働で、なおかつ生産価格が成立するような均衡状態を想定したとしても、生産価格から価値を逆算して剰余価値率を計算することはできない、という点である。これが計算できるのは、価値から生産価格への転形において、可変資本から賃金への乖離率と、消費財の価値から価格への乖離率が一致する場合だけであることが明らかにされる。最後に結語において、購入する消費財の投下労働量で労働力価値を計測し、その値をもとに剰余価値率を算定する方法の限界と、価格と労働量を直接接合するSingle Systemの実証分析上の優位性が主張される。

なお本稿は、私が所属する短期大学の紀要に掲載される論文という性格上、

マルクス経済学の研究者以外にも分かるよう、マルクス経済学においては常識と思われることであっても、いわゆる日本の主流派経済学とは考え方が異なっていることに関してはなるべく平易な解説を加えている。簡単すぎる部分があれば読み飛ばしていただきたい。

第1章 投下労働量における剰余価値率分析

本章ではまず、価値や剰余価値にかんして簡単に説明しておく。第1節から3節がこれに充当されるが、必要ない方は飛ばしていただきたい。第4節で、価格表示の産業連関表から投下労働時間にもどす方法、およびこれにもとづく剰余価値率の計算方法が紹介される。これは、基本的に泉（1992）の方法に準じている。

1. 価値と投下労働量

マルクス経済学では、商品の価値を質的にも量的にも区別する。とりわけその量的相違について簡単に説明しておこう。

商品の価値は、その商品を生産するのに必要な投下労働量（をあらわす貨幣量）であらわされる。投下労働量は、当該商品の生産過程で直接投下される労働量（生きた労働）と、生産のために投入される原材料などの不変流動資本および機械、建物などの固定資本の移転分（減耗分）の生産に必要な労働の量の合計である。したがって商品の価値は、以下のように表現できる。

$$\text{価値方程式：}\lambda = A\lambda + l$$

ただし、 λ は商品一単位の価値をあらわす列ベクトル、 A は投入係数行列（商品一単位を生産するのに必要な生産手段の量）、 l は生産過程で直接投下される労働量ベクトルである。注意すべきことは、価値の大きさは、現実の投下労働時間そのままではなく、抽象的労働の量として計測されるということである。たとえば熟練労働者は、非熟練労働者と同じ労働時間であっても、その何倍もの商品を生産するであろう。この場合、たとえば熟練労働者が非熟練労働者の2倍の生産性を持っているとすると、熟練労働者の労働時間を2倍にカウ

ントして非熟練労働に還元するのである。また異種労働であれば、やはり直接労働時間のみでは比較できない。そして、分業にもとづく協業によって複雑に生産過程が絡み合う現代資本主義において、個々の労働を抽象的労働に還元して計算することは容易ではないのである。このことが、価値を量的に計測する際の難点となっている。

とはいえ、もし熟練労働そして複雑労働を抽象的労働に還元して計測できるならば、抽象的労働においては、同じ労働時間には同じ価値を創造すると考えられる。したがって抽象的労働量すなわち価値量が一つの集計単位となるのである。

2. 剰余価値と剰余価値率

労働者が行う労働は、一般的に自分および家族の再生産（労働者自身が生きていくとともに家族を養い子孫を残していくこと）に必要な価値以上の価値を生産している。そして、労働者が生産した価値と再生産に必要な価値との差額を剰余価値と呼ぶ。自分と家族の再生産に必要な価値は賃金という形態で支払われ、生活に必要な商品を買戻すこととなる。一方、剰余価値は資本家に搾取されると考える。わかりやすいように、上記の l を可変資本（賃金相当分）と剰余価値に分けて書くと以下のようになる。

$$\text{価値方程式： } \lambda = A\lambda + v + s\lambda$$

ただし、 v は可変資本列ベクトル、 s は剰余価値率（すなわち剰余価値／可変資本）

この式を見ていただければわかるように、ここでは剰余価値率は全産業で一定であると仮定される⁶⁾。つまり、 s が一定ならば、投下資本に占める v の割合が大きいくほど生産される剰余価値の量も大きくなる。換言すれば、固定資本（の減耗分）や流動不変資本の量が少なく労働者が多い産業（つまり労働集約型産業）では多くの剰余価値が生産されるが、資本集約型産業で生産される剰余価値は相対的に少ない。したがってもし価値どおりに商品が販売されると、労働集約型産業の資本家は多くの剰余価値を利潤として手に入れることができるが、資本集約型産業の資本家は相対的に少量の利潤しか手に入れられないと

いうことになってしまう。しかし理論的には同じ投下資本に対しては（それが労働力に投下されたものであっても不変資本に投下されたものであっても）同じ利潤を獲得できなければならない。そうでなければ、より利潤率の高い産業に資本移動が起きるのであろう。したがって均衡利潤率にもとづく商品の価格（生産価格）は、以下のように表現できる。

$$\text{価格方程式： } p = (1 + r)(Ap + wl)$$

ただし、 p は商品 1 単位あたりの価格をあらわす列ベクトル、 r は均衡利潤率、 w は貨幣賃金率である。

この価値方程式と価格方程式を見ていただきたい。価値においては、可変資本（すなわち賃金部分）の大きさに応じて剰余価値が生まれるのに対し、価格においては、投下資本全体の大きさに応じて利潤が獲得できることがわかる。換言すると、利潤とは、各資本で生産された剰余価値が投下資本の大きさにしたがって部門間に配分されたものであり、実際に取得できる剰余価値のことである。

3. 投下労働量タームでの剰余価値率計測の意義

周知のように、公式統計において労働時間は、労働者の労働時間の変化や産業の生産性を図る指標として使用されている。一方、いわゆる一般的な使い方における商品の「価値」は価格で表示されており、これを投下労働時間で表示した公式統計はない。

では、投下労働量で剰余価値率を計測する論者たちは、何ゆえ価格ではなく投下労働量を使用するのであろうか。それは、搾取の度合いを測る単位としての剰余価値率が価格で計算したときと投下労働量で計算したときで違う動きをするためである。価格単位で公表されている労働分配率や、いわゆる利潤シェア（付加価値に占める利潤と賃金の比率）は、各資本で生産された剰余価値が、資本の有機的構成の差異にもとづいて部門間に配分されたあとの比率なので、各資本で労働者が生み出した付加価値における剰余価値と可変資本の比率を表わすものではない。したがって、労働者がどれだけ搾取されているのかを測るためには、価格ではなく投下労働量による計測が必要であると主張するのである。

これは、理論的な観点から見れば正しいであろう。しかし実証分析の観点から見れば多くの疑問が残る。実証分析においては、価値をそのまま計測するのではなく、現実に存在している価格から投下労働量を逆算せざるを得ないからである。価格から算出された投下労働量はさまざまな理由で価値から乖離するであろう。とりわけ剰余価値率計算に必要な労働力価値の算出においては、次章で検証するように、多くの問題が残っているように思われる。

4. 価値、剰余価値、労働力価値、および剰余価値率の実測方法

投下労働量の計測には、産業連関表が広く使用されている。産業連関表には、それぞれの部門の中間投入物と産出が「価格」で記載されている。また各行の右側には最終消費が、列方向の下には営業余剰と雇用者所得が記載されている⁷⁾。商品一単位の価値を計測するという場合、一単位というものは、1個とか1m分とか何を基準にしても良いのだが、価格表示の産業連関表を使用するため、商品100万円分を生産するために必要な投下労働時間というように、商品100万円が一単位としての基準となる。そして先に記載した価値方程式は、産業連関表を使用するのに適したように変形される。先の価値方程式では、中間投入物をあらわす行列Aにその価値を乗じて不変資本から移転する労働量を計算しているが、投入物の価値を計算するためには、投入物を生産するのに必要な投入物の価値が必要である。したがって、生産過程を無限に遡らねばならないことになる。そこで上記の式を変形させて以下のような逆行列を作る。

$$\text{価値方程式：}\lambda = (I - A)^{-1}l$$

ただし、産業連関表の投入係数とこの式のAは行と列が逆である。したがって、産業連関表の投入係数を配置転換したものがこの式のAすなわち投入係数行列となる。

この式であれば、各商品の生産過程における投入物の量と、直接投下された労働量さえ分かれば、価値量を計測できることとなる。まず、産業連関表を使用すれば、当該商品一単位を生産するために必要な中間投入物（マルクス経済学の用語で言えば不変流動資本）の金額が分かる。また、固定資本マトリックスを使用して、固定資本の減耗分（固定資本の価値移転分）を計測する。これ

が投入行列Aである。次に数値を労働時間に直さねばならない。雇用表にそれぞれの部門の就業者数が記載されているので、この数に1人あたりの労働時間をかければその部門において直接投下された総労働時間がわかる⁸⁾。そして、総労働時間×100万円／総産出額が単位あたり（つまり商品100万円あたり）の直接労働時間*l*ということになる。こうしてAと*l*がわかれば、 λ が計算できるのである⁹⁾。

次に剰余価値率の計測方法に移ろう。マルクスは、剰余価値率は以下のようにあらわされるとしている。

「剰余価値率は次のような定式で表される

$$\frac{\text{剰余価値}}{\text{可変資本}} \left(\frac{m}{v} \right) = \frac{\text{剰余価値}}{\text{労働力の価値}} = \frac{\text{剰余労働}}{\text{必要労働}} \quad]^{10}$$

これらの概念のうち、産業連関表から算定された投下労働量にもとづいて、次のように労働力価値が計算される。労働力の価値は、労働者が支出した労働のうち、賃金によって買い戻す労働時間なので、賃金で購買した財の投下労働量の合計とされる。実際には消費選好が存在するので、賃金水準や社会環境の相違によってさまざまな消費分布があると思われるが、単純化のために、各労働者は産業連関表に記載されている家計消費支出の割合に応じて財を購買していると考える。すなわち、賃金額を家計消費支出の部門間比率で分割し、それぞれの額に相当する各部門の財の投下労働量を合計したものが労働力価値である。

労働力価値：賃金で購買した財の投下労働量の合計

労働力価値が算出されると、1人あたりの労働時間がわかれば剰余価値も算出できる。

剰余価値：労働時間－労働力価値

これで剰余価値率も計算できる。

剰余価値率：(労働時間－労働力価値)／労働力価値

もし価値どおりに商品が販売されており、賃金水準、剰余価値率ともに部門を越えて一定であると仮定すると、こうして計算された剰余価値や剰余価値率は、マルクスが想定したものと完全に合致する。マルクス自身がそのように仮定して剰余価値率を定義しているのであるから、当然といえば当然である。問

題は、実際の経済においてこれらの仮定が当てはまらないということである。もちろん現実を理論で分析するという場合、多少のずれや許容範囲が想定されなければならない。したがって、こうして計算された剰余価値率が、経済学的に有意なのか否かは、なお厳密に検証されなければならない。

第2章 価格剰余価値率と投下労働量剰余価値率

諸問題を検討する前に、簡単に、投下労働量による剰余価値率を計算する論者たちの結論を見ておこう。とりわけ剰余価値率の時系列比較において以下のように結論される。

「……基本的傾向は、この間剰余価値率が一貫してかなり急速度で上昇しているという事実である」¹¹⁾。

「剰余価値率（＝剰余労働量÷必要労働量）はどう推移してきたのであろうか。基本的に1970年以降、上昇傾向が見て取れる」¹²⁾。

「産業連関表そのままの数値によると、雇用者所得・営業余剰の取り分はまさに対称的であって、総じて雇用者の取り分について相対的な上昇が見られるのである」¹³⁾。

そこから、以下のような結論が主張されることとなる。

「賃金はかなり増大したが、それは労働生産性の上昇よりはずっと小さかった。その結果、マルクスのいう相対的剰余価値が膨大に生産されるようになったのである」¹⁴⁾。

「このように金額を基にして計算された労働分配率にのみ依存し、そこで剰余価値率の趨勢を判断するのは一面的か早計の感がある」¹⁵⁾。

すなわち、投下労働量で計算した剰余価値率は時系列的に見ると上昇しており、泉氏はその根拠を相対的剰余価値の生産に求めている。しかし相対的剰余価値が生産されているのであればそれは価格で見た利潤シェアにも現れるはずであり、あえて投下労働時間に戻して計算する意義があるとは思えない。また、深沢氏は、金額で見た労働分配率と投下労働量で見た剰余価値率が逆の動きを示していることをもって価格ベースの分析の限界を指摘している。しかしそこ

には技術的な問題も多く含まれている。労働分配率は自営業者の割合が変化するだけで変化してしまう数値だからである。労働分配率にはさまざまな考え方があがるが、単純に雇用者所得／付加価値というものを採用すると、分母である付加価値には自営業者が生産した価値も含まれているが、分子の雇用者所得には自営業者の混合所得は含まれない。したがって、剰余価値率や利潤率に変化がなかったとしても、とりわけ農業の解体に伴う自営業者の減少が、労働分配率を押し上げる要因となる。また、雇用者所得には、経営者の収入のうち役員報酬ではなく雇用者所得とカウントされる部分を含んでいる。

1. 複雑労働の還元

泉氏は以下のように言う

「ただし、以上のような方法で求めた産業部門別の物的財貨100万円当たりを生産するのに必要な物的財貨生産分野労働量をもってその財貨100万円当たりの新価値だと考えると、以下のような問題が出てくる。すなわち、種々の労働の間における、単純労働と複雑労働の相違、労働強度の相違等を無視することになるという問題である。しかし、これらの問題を考慮した推計法については今後の研究課題として、本章では以上のようにして求めた労働時間は新価値を近似的に反映するものと仮定して以下の推計をすすめることとする」¹⁶⁾。

一方、賃金は何らかの形でこれらの労働の還元を反映していると考えられる。マルクスは以下のように言う。

「時間数が同じであれば、強度のより大きい労働日は、より高い価値生産物にみずからを体化し、したがって、貨幣の価値が同じままであるならば、より多くの貨幣にみずからを体化する。(中略)一労働日の価値生産物が、たとえば六シリングから八シリングに変化すると、この価値生産物の二つの部分、すなわち労働力の価格と剰余価値とが、程度が等しいか等しくないかはともかく、同時に増大するという事は明らかである」¹⁷⁾。

剰余価値算出のための労働力価値の方法を思い出していただきたい。そこでは、賃金を消費財の財（あるいは部門）ごとの金額の割合で分割し、それぞれの金額分生産するのに必要な労働時間を総計することで、労働力価値を算出し

ていた。すると、もし労働の複雑度が賃金率の相違として表現されていると考えると、還元が行なわれた結果である賃金をもとに、還元が行われていない労働時間を計算して価値を算出するということになるのである。したがって、賃金率によって労働の還元が表現されているのであれば、価格タームで分析した方が優れていることは明らかであろう。

わかりやすく数値例を使用すると次のようになる。

産業部門はAとBの2部門しかなく、それぞれに1人ずつ、すなわち合計2人の労働者が存在するとしよう。A部門の労働者の労働はBのその2倍の複雑度を持つと考えられるとき、賃金が同一であれば、BはAの2倍労働しなければならない。これを価格表示と労働時間表示で単純な産業連関表にしてみよう。

表2：数値例（労働時間表示）

	A	B	最終需要	合計
A	50	50	0	100
B	0	0	150	150
剰余価値	25	50		
可変資本	25	50		
合計	100	150		

表3：数値例（価格表示）

	A	B	最終需要	合計
A	50	50	0	100
B	0	0	100	100
営業余剰	25	25		
雇用者所得	25	25		
合計	100	100		

この表は次のような想定にもとづく。部門A、Bともに労働者は1人であるが、先に述べたように複雑度がA部門労働者の労働はB部門労働者のその2倍と想定されている。賃金はともに1年間で25万円であるが、1年間に実際

に投下された労働量は、A部門が50時間であるのに対し、B部門は100時間と考える。なお、見てのとおり単純再生産を仮定しており、A部門は生産財生産部門、B部門は消費財生産部門である。また剰余価値率は100%と想定する。

このような産業連関表と雇用量・賃金を想定したとき、商品A、Bの（それぞれ100万円あたりの）投下労働量および、両部門で生産に従事する労働者の剰余価値率は以下ようになる。

それぞれの商品100万円あたりの価値（直接および間接に投下された実際の労働量）

$$\lambda = (I - A)^{-1}l \text{ であるから}$$

$$\lambda_A = 100 \text{ (時間)}, \lambda_B = 150 \text{ (時間)} \text{ となる。}$$

その結果、剰余価値率にも変化が生じる。

表4：両部門の剰余価値率

	A	B
価格剰余価値率（営業余剰／雇用者所得）	100%	100%
価値剰余価値率（剰余価値／可変資本）	100%	100%
労働量剰余価値率（労働時間－労働力価値）／労働力価値	33%	167%

価格剰余価値率、すなわち営業余剰／雇用者所得は、両部門ともに25万円／25万円なので100%である。一方、価値剰余価値率の場合、A部門の労働時間は50時間であるが、最初に2倍の複雑度を持つと仮定しているため、剰余労働、必要労働ともに2倍にカウントし、50時間／50時間、一方B部門はそのまま50時間／50時間であり100%となる。この値こそ価値であるが、これは理論的な出発点としていわば恣意的に想定したもので、実際に計測できるものではない。とはいえ実際の経済において、近似的に賃金率が労働の還元を表現していると考えerことは不自然ではないであろう。

他方、（労働時間－労働力価値）／労働力価値で計測した剰余価値率は次のような結果となる。両部門の労働者ともに、25万円の賃金でB部門の財を購入するので、これはB部門の財全体のそれぞれ4分の1である。投下労働量にする

とB財全体の投下労働量が150時間であるから、それぞれの労働者が買い戻す財に対象化されている投下労働量は全体の4分の1の37.5時間ということになる。したがって、A部門の剰余価値率は $(50時間 - 37.5時間) / 37.5時間$ なので約33%となり、B部門のそれは $(100時間 - 37.5時間) / 37.5時間$ なので約167%となる。このずれは、自分の労働時間のうちの支払労働時間と、賃金で購入する賃金財の生産に必要な労働時間が異なっているために起こることである。

しかし、こうして算出された労働力価値にもとづく剰余価値率は果たして正しいのであろうか。もう一度表3を見てほしい。これは単純再生産の再生産表式を満たすように作られている。したがって、剰余価値はすべて資本家の消費に使われることとなる（資本蓄積がない）。すると両部門の剰余価値の価格形態である営業余剰によっても、労働者と同じ量のB部門商品を購入することができる。したがって、A部門・B部門ともに、資本家の取り分と労働者の取り分は、価格で見ても価値で見ても同一であるから剰余価値率は100%と考えるのが妥当である。にもかかわらず投下労働量で見た剰余価値率がA部門は33%、B部門が167%というのは明らかに矛盾している。

このような矛盾は、複雑労働の単純労働への還元を行わず実際に体化された労働時間を直接使用しているために起きることである。

したがって、労働の複雑度が賃金率に表現されているならば、価格で分析した方がより価値に近いということになる。

2. 剰余価値の部門間配分と均衡利潤率形成

先に使用した数値例では、両部門間の利潤率に差異がある。これは剰余価値がそのまま利潤（営業余剰）となっているためである。もし資本の有機構成の差異に応じて剰余価値の部門間移転がおき、均衡利潤率が形成されると考えると、価格で計測する剰余価値率はもはや正しい値を示すことはなくなる。では、その際、投下労働量で計測した剰余価値率はどのような値をとるのであろうか。

以下は価値で表記した産業連関表である。単位は労働時間あるいは価値価格と考える（ここでは1労働時間=1万円とし、以下円単位で統一する）。ここ

では、先に検討したような労働の複雑度の相違は、今回は存在せず、個別労働時間＝抽象的労働量であると仮定する。

表5：数値例（価値）

	A	B	最終需要	合計
A	100	100	0	200
B	0	0	150	150
剰余価値	50	25		
可変資本	50	25		
合計	200	150		

この産業連関表を生産価格で表示するとどうなるのであろうか。価値から生産価格への転化については、理論的にも数值的にもさまざまな解釈が存在し、現在も議論が進行中である。そこでまずはマルクスの転形手続きにもとづいて検討しよう。

マルクスは、いわゆるコストに相当する費用価格（不変資本＋可変資本）については価値どおりとし、剰余価値部分のみを資本の有機的構成の差異にもとづいて再配分して均衡利潤率を算定している。これを表にすると以下のとおりである。

表6：マルクスの転形手続き

	不変資本	可変資本	剰余価値	利潤	利潤率
A	100	50	50	40.9	27%
B	100	25	25	34.1	27%
合計	200	75	75	75	27%

すなわち、生産された剰余価値は、A部門が50万円、B部門が25万円である。しかしこれは各部門の資本家が取得する剰余価値（すなわち利潤）ではない。もしこの剰余価値がそのまま取得されるのであれば、A部門では150万円の投

下資本に対して50万円の利潤が得られるので、利潤率は33%（50万円／150万円）であるが、B部門のそれは20%（25万円／125万円）となってしまう。当然B部門の資本は高い利潤率を求めてA部門に移動するであろう。この資本移動は両部門の利潤率が均等となる地点まで継続すると考えられる¹⁸⁾。その結果、生産された剰余価値の総額75万円が各投下資本額に比例して配分されるので、表のように利潤はA部門に40.9万円、B部門は34.1万円、利潤率は27%となるであろう。

ここから剰余価値率を計算すると次のようになる。

表7：剰余価値率

	A	B
価格剰余価値率	81.8%	136.4%
価値剰余価値率（剰余価値／可変資本）	100%	100%
労働量剰余価値率（労働時間－労働力価値）／労働力価値	112.1%	112.1%

この場合、労働者の搾取度を測るという意味における剰余価値率は明らかに価格では計算できない。価格で計測したものは、実際に各部門の資本が獲得した剰余価値（すなわち利潤）の賃金に対する比率であり、生産過程において生産された剰余価値にもとづく剰余価値率ではないからである。一方、生産価格化しても可変資本の大きさは変化しないが、消費財であるB部門商品の生産価格が159.1万円に変化しているので、労働力価値も変化すると考えられる。価値で計算したときには、A部門の労働者の賃金は50万円なので、B部門商品の価値総額150万円のうちの3分の1を購入することができる。労働時間にすると、B部門商品の投下労働量は150時間なので、その3分の1の50時間ということになる。ところが生産価格で見ると、B部門商品の総額159.1万円のうちの、賃金50万円で購入できるのは全体の31.4%である。これを投下労働時間にすると、B部門商品全体で150時間なので、その31.4%は47.1時間となる。したがって投下労働量で計測した剰余価値率は、 $(100時間 - 47.1時間) / 47.1時間 = 112.1\%$ である。B部門の投下労働量にもとづく剰余価値率も同様112.1%であ

る。このように、マルクスの転形手続きにしたがうと、価格で見た剰余価値率は当然であるが、投下労働量で計測した剰余価値率も価値とは異なってしまうのである。ただし、問題はそれほど単純ではない。賃金によって買い戻せる労働時間は47.1時間なのでこれが正しい労働力価値であり、これにもとづいて計算した剰余価値率が価値として正しい値である、ということも考えられるからである。その点については後にもう一度検討したい。

しかし、上記の計算にはこれ以上に深刻な問題を含んでいる。マルクスの転形手続きに従って算出された生産価格にもとづいて産業連関表を書き直すと、この点が明瞭になる。

表8：数値例（マルクスの転形手続きにもとづく生産価格）

	A	B	最終需要	合計
A	100	100	0	200
B	0	0	150	150
営業余剰	40.9	34.1		
雇用者所得	50	25		
合計	190.9	159.1		

表8には、列方向と行方向で合計が異なってしまうという一見してわかる明白な矛盾が存在しているのである。B部門では供給が需要を上回っているので売れ残りが発生し、B部門の財は150万円まで低下すると主張することも可能となってしまう。もしそうであるなら、私の主張は成り立たないことになる。

そこで、なぜ行と列が一致しないのか考えてみよう。それは、いわゆる「費用価格の生産価格化」が行なわれていないからである。各部門の投入物となる生産財生産部門であるA部門の商品は、剰余価値の部門間配分の結果、総産出額は価値では200万円であったが、生産価格では190.9万円へと変化している。当然この生産価格をもとにA部門の商品はA部門、B部門の生産のために投入されるはずであるが、マルクスの場合これは価値どおり、つまりそれぞれ100万円のままとしているのである。

このままでは産業連関表を使用した投下労働量による剰余価値率分析の成否を判断することはできないので、費用価格の生産価格化を行なったポルトケヴィッツの数値例を見てみよう¹⁹⁾。なお、費用価格の生産価格化の方法については、 $z=1$ という制約条件をおいたポルトケヴィッツの方法以外に、総価値＝総生産価格あるいは総剰余価値＝総利潤を条件にする方法などさまざまなものが提起され、第一次転形論争として非マルクス学派も巻き込んだ大論争が存在している。また、単純再生産の仮定を入れて連立方程式を立てる方法とは根本的に異なる、置塩氏が提起した逐次転形法のように、マルクスの転形手続きを継続し収束値を求めるものもある。ここではポルトケヴィッツの数値例のみを無前提で使用するが、本来は詳細な考察が必要であることは言うまでもない²⁰⁾。以上を前提として、ポルトケヴィッツの数値例を産業連関表風に書き直してみよう。

表9：ポルトケヴィッツの数値例（価値）

	I	II	III	最終需要	合計
I	225	100	50	0	375
II	0	0	0	300	300
III	0	0	0	200	200
剰余価値	60	80	60		
可変資本	90	120	90		
合計	375	300	200		

表10：ポルトケヴィッツの数値例（生産価格）

	I	II	III	最終需要	合計
I	288	128	64	0	480
II	0	0	0	320	320
III	0	0	0	200	200
営業余剰	96	64	40		
雇用者所得	96	128	96		
合計	480	320	200		

ここでは、第Ⅰ部門が生産財生産部門、第Ⅱ部門が賃金財生産部門、第Ⅲ部門が奢侈財生産部門という3部門構成が採用されている。すなわち、各部門は生産手段として第Ⅰ部門の商品を使用し、労働者は賃金で第Ⅱ部門の商品を購入し、資本家は剰余価値（利潤）で第Ⅲ部門の商品を購入する、と想定されているのである。

以上から剰余価値率を計算してみよう。

表11：剰余価値率

	I	II	III
価格剰余価値率（営業余剰／雇用者所得）	100%	50%	41.7%
価値剰余価値率（剰余価値／可変資本）	66.7%	66.7%	66.7%
労働量剰余価値率（（労働時間-労働力価値）／労働力価値）	66.7%	66.7%	66.7%

この結果から、価格による剰余価値率は間違っており、投下労働量による剰余価値率計算が正しいように見える。しかし、逆にここから、費用価格を生産価格化しても労働時間による剰余価値率が正しく算出されるための、特殊な条件が明らかになるのである。

価値と価格の数値は、剰余価値と利潤（＝営業余剰）、可変資本と賃金（＝雇用者所得）、そして価値と価格のすべてが費用部分も含めて変化している。しかし剰余価値率を、 $(\text{労働時間} - \text{労働力価値}) / \text{労働力価値}$ 、で計算する限り、労働時間は所与で転形とは無関係なので、剰余価値率が変化するとすれば、それは労働力価値が変化したときだけである。先に見たマルクスの転形手続きでは、消費財の生産価格が価値から乖離しているのに、可変資本は価値どおりと想定したため、労働力価値が変化し、その結果剰余価値率も変化することとなった。しかし、ポルトケヴィッツの転形手続きにもとづくと、賃金財すなわち第Ⅱ部門の商品の価値から価格への乖離率と、可変資本の価値から価格への乖離率が等しいということが前提される。たとえば第Ⅰ部門の労働力価値を例にとると（その際それぞれの部門の労働者が1人、価値は1労働時間＝1万円と仮定すると）、価値においては90万円で第Ⅱ部門の商品を購入するので、

この労働者は賃金財全体の30%を手に入れることができる。労働時間にすると90時間となり、これはA部門の必要労働時間に等しくなる。一方生産価格では、賃金が96万円と価値より6.7%上昇しているが、第Ⅱ部門の商品も300万円から320万円に6.7%上昇しているので、やはり賃金で購入できる賃金財は第Ⅱ部門の商品全体の30%となり、労働時間に換算すると以前と同様に90時間となるのである。労働力価値が変化しない以上、投下労働量で計測した剰余価値率にも変化はない。ボルトケヴィッツの解法では、方程式自体が可変資本の乖離率と賃金財の乖離率を同じとして計算を開始しているので、生産価格から投下労働量を計測することで正しい剰余価値率を算出できるのである。

これは重大な意味を含んでいる。それは、賃金で購入する財の投下労働量で労働力価値を計算し、それにもとづいて計算した剰余価値率が正しい値を表示するのは、可変資本の価値から価格への乖離率と消費財の価値から価格への乖離率が等しいときのみである、ということである。実際の経済において、労働者は、労働者のみが全量を消費するような賃金財のみによって生活しているわけではない。したがって、可変資本の価値から価格への乖離率と消費財のそれは異なることとなる。

結語 投下労働量による剰余価値計測の限界とSingle Systemアプローチの優位性

以上から、現実の価格から投下労働量を計測することによる剰余価値率が、生産過程における剰余価値率を正しく表示できる2つの場合が明らかになった。まず第1は、価値どおりの価格で売買がなされている場合である。これはマルクスが『資本論』第1巻で採用した方法であり、現実の資本主義経済から抽象したとはいえ、もちろん論理的仮構である。マルクスはここで搾取の源泉を明らかにすることで剰余価値を解明している。問題は、こうした概念を解明するための論理装置を価値どおりの価格では売買されていない経済に適用できるのかということである。そこで、投下労働量による剰余価値率が、生産過程における剰余価値率を正しく表示できる第2の場合が明らかになる。すなわち、

(価値である) 可変資本から (価格である) 賃金への乖離率と消費財の価値から生産価格への乖離率が等しい時のみ、投下労働量による剰余価値率は正しい値を表示する、ということである²¹⁾。ポルトキエヴィッツの数値例では、そもそも可変資本の価値から価格への乖離率と賃金財の価値から価格への乖離率は定義において等しく、両者が乖離することはあり得ない。しかし、ポルトキエヴィッツの数値例では、労働者は賃金財 (すなわち第Ⅱ部門の財) を資本家は奢侈財 (すなわち第Ⅲ部門の財) を消費しているという特殊な想定をしているのである。現実の経済において、労働者と資本家の消費は少なからず重なっているので、こうした想定は実際には当てはまらないのである。つまり、労働者と資本家の消費する財が一切重ならないという特殊な場合を除けば、可変資本の乖離率と消費財の乖離率には差異が生じるということである。よりわかりやすく言うのであれば、特定の消費財は労働者のみに消費され、かつ全量が労働者に消費される、そして労働者はそれらの消費財以外は一切消費しないという特殊な場合である。現実にはそのようなことはあり得ないので、消費財の価値から価格への乖離率は資本家などの消費行動にも影響を受けており、可変資本の乖離率と消費財の乖離率は異なっている。

ただし別の解釈も可能である。そもそも可変資本の価値から価格への乖離率とは、労働者が購入する消費財の乖離率のこと (労働者が購入する各消費財の金額で乖離率を加重平均したもの) であり、両者が異なるなどということは考えられないというものである。封建制では、自分のための労働と領主のための労働が時間においても場所においても分離されているため、必要労働時間が直に労働時間として計測できるが、資本制の場合、必要労働時間は賃金で買い戻した消費財に対象化された労働時間以外の何ものでもないとも考えられる。その場合、投下労働量で計測した剰余価値率は、賃金も消費財も等しく生産価格化されている場合は価値による剰余価値率と一致する。しかし、これも生産価格で売買されているという理論的な想定から来るものであり、実際には適用できないように思われる。たとえば、泉 (1992) によれば、1985年の1人当たりの年間労働時間は2482時間で、年間賃金は約360万円である²²⁾。一方、農業部門の生産物100万円の投下労働時間は1111時間である²³⁾。したがって、もしこ

の労働者が賃金で農業生産物だけを購買したとすると、360万円で約4000時間を買戻すことができる。すると剰余価値率は、 $(2482時間 - 4000時間) / 4000時間$ であるから、約-38%である。確かにこれは極端な例である。労働者の中には100万円あたりの投下労働量が相対的に小さい財を購入する者もいるであろうから、全体で見れば剰余価値率がプラスとなることは間違いない。問題は、労働時間と賃金が同一であっても、剰余価値率がプラスの労働者もいればマイナスの労働者もいるということである。本当に剰余価値率がマイナスの労働者は搾取されていないのであろうか。もちろん搾取されている。実際には、当該生産過程において賃金以上の価値を生産していれば利潤率はプラスになるからである。

結合生産がない限り、正の利潤が存在するための必要十分条件は剰余価値の存在である。では、負の剰余価値と正の利潤の同時存在という矛盾を解決するにはどうしたら良いのであろうか。これは、労働力価値を、賃金によって購入する財の投下労働時間で表現するのではなく、賃金を直接労働時間に結びつけることで解決できる。貨幣一単位に含まれている抽象的労働時間（すなわち貨幣価値）を定義することで、価格は労働時間の貨幣表現となるのである。欧米においては、こうしたアプローチはSingle Systemと呼ばれる。一般的には、総労働時間を付加価値総額で除することで貨幣価値を算出し、これにもとづいて価格と労働量を接合する、という方法がとられる。こうした方法を採用する学派としては、いわゆる「新解釈」と呼ばれるものが知られているが、「新解釈」以外にも「TSSI (Temporal Single System Interpretation)」などのグループもSingle Systemという意味においては同じ土俵に立つ。

この方法を採用するということは、必要労働時間は実際の体化労働時間ではなく、賃金として表現されていることとなる。すでに述べたように抽象的労働が賃金として表現されるということは少し短絡的過ぎるかもしれない。泉氏はこうした説に立たずに、教育期間や就業年数などを考慮して労働の還元を行なおうとしている。一方、欧米マルクス学派においても、FineやSaad-Filhoのように、むしろ価値が価格として表現されるにあたっての諸媒介を解明することを強調する者もいる。したがって、可変資本が賃金として表現されるにあたっ

ては、更なる理論的考察が必要であるが、実証分析における近似値としては有意であるように思われる。

なお、Single Systemアプローチを採用する欧米マルクス学派の中に「抽象的労働論」があるが、あくまでSingle Systemの一部に「抽象的労働論」があるのであって、両者を同一視することは間違っている。「抽象的労働論」では、市場が個別労働を抽象的労働に還元していると考えられる。これはルービンの再評価とともに、Krauseの方法が日本でも広く紹介されている。また、「抽象的労働論」の立場で、1980年代に欧米価値論論争の一角として論陣を張ったMohunも、「新解釈」を高く評価している。しかし「抽象的労働論」は、突き詰めれば、貨幣に労働を還元する力があるということになり、抽象的労働に還元された労働が貨幣で表現されるという労働価値説とは逆の結論に至ってしまうのである²⁴⁾。

しかし、例えばMoseleyは、商品価格と労働時間を、 $P_i = (1/L_g)L_i$ と表現するが、あくまで所与なのは右辺であり、価格が従属的に決定されると考えている²⁵⁾。価格が労働を抽象化しているわけではない²⁶⁾。

投下労働量による剰余価値率分析は、マルクスの理論に忠実なように見えるが、さまざまな制約条件をつけた理論上でのみ成り立つものであって、現実の経済においては正しい値を算出できないように思われる。とりわけ、生産価格が成立していると想定してさえも、そこから投下労働量に遡って計算する剰余価値率は、特殊な場合を除けば正しい値を示さないものであるから、分析ツールとしては不適切であるように思われる。

一方、Single Systemアプローチは、あくまで分配された価値を表現するのみで、生産過程における剰余価値を計測できるわけではないが、労働価値説の現実への適用が容易である点において優位性を持つ。

注

- 1) 本稿は科研費（科研費番号17530152）を受けて行なわれている研究の一環である。本稿作成にあたっては、佐藤拓也氏（中央大学）、秋保親成氏（中央大学大学院博士後期課程）からの極めて有益な示唆があった。紙面において謝意を表したい。もちろん、誤りについては全て私の責任である。

- 2) 両者の差異については、佐藤（2006）において、投下労働時間（価値）によって分析を進めるWolffと価格チームで分析を行なうMoseleyの間の論争と、その理論的意義についての分析が行なわれるので参照されたい。
- 3) この点は、泉（1986）でも言及されている。それによれば、1978年の経済統計学会全国大会で、泉氏の報告「産業連関表による労働価値計算の意義と限界」に対して、「直接間接労働をもって即価値であると言えるかどうかはなお研究を要する」、「直接に算定できるのは私的労働の分量であって社会的労働の分量ではない」などの批判が出ている。それに対して泉氏は、「産業連関表とその雇用表（及び労働価値計算）はどれだけ取引がおこなわれたか、そのためにどれだけ労働が必要であったか（表が作成され、計算がおこなわれる時点では商品の販売はおこなわれてしまっている）を記録しているのであるから、この労働は私的労働であると同時に社会的労働であることがすでに実証されている労働である」、と反論されている。その根拠の1つとして、「（価値と私的労働の区別は）同じ種類の商品を生産している者を見てみると、社会には労働生産性の高いものと低いものがあり、労働生産性の高いものは少しの労働、低いものは多くの労働を要するが、価値はこれらの平均的必要労働によって決まるという意味である。この意味では泉等の計算は価値の計算になっている。というのは、国民経済レベルに於いてその商品を生産するのにようした労働を全産出額で除することによって平均労働を計算しているわけであるから」としている（カッコ内は筆者加筆）。たしかに熟練労働の還元に関しては統計資料に現れる総量から計算すれば、それが社会的平均であるという主張が成り立つ。しかし異種労働の複雑度の相違については、なお困難が存在することを泉氏も認めている。たとえば、泉（1979）、p.10では、「労働の複雑度（中略）に関しては、理論の面でも、また資料の面でも大きな困難が存在する」とした上で、「複雑労働は単純労働と比較して、より多くの修業労働、教育労働が必要であるということから説明する説（中略）を具体化し、産業別の労働の複雑度を数量的に推計する方法をつくりあげていくこと」が重要であると主張されている。本文で引用したように、泉（1992）では、この点に関する試論が提起されているが、資料の不足から、なお不十分なまま終わっている。
- 4) 泉氏は、2007年の経済理論学会第55回大会で、全要素生産性批判としての全労働生産性という概念を提起されている。これは従来の剰余価値率分析や労働価値説擁護のための論旨とは根本的に異なっている。
- 5) 労働価値説というものは、何らかの形で論証されるものではない。米田氏は、価値実体が抽象的人間労働であるということは、経済学体系の始原において公理として与えられるものであると主張している（米田（2000）、p.9参照）。
- 6) マルクスは相対的剰余価値の生産などにおいては実質賃金率一定を仮定している。

剰余価値率一定と考えるのか、実質賃金率一定と考えるのかによって、その理論的意義は大きく異なる。しかしこの議論は利潤率の傾向的低落法則にもかかわる大きなものなので本稿では扱いきれない。

- 7) 産業連関表には、本文で取り上げた項目以外にも、家計外消費、固定資本形成、在庫純増等々さまざまな項目が存在するが本稿では省略する。
- 8) ただし、部門ごとの就業者1人あたりの労働時間は産業連関表に記載されていないので、労働力調査など別の統計資料を使用する。
- 9) ただし、マルクス経済学の場合、すべての労働が価値を生み出すとは言い切れない。生産的労働と不生産的労働が存在するのである。その場合はより複雑な処理が必要になるが、泉（1992）に詳しい計算方法が紹介してあるので、本稿では取り上げない。価格タームであれば、拙稿（2007）に私なりの計算方法を載せてあるのでこれも参照されたい。
- 10) マルクス（1983），p.907。
- 11) 泉（1992），p.40。
- 12) 深沢（1999），p.7。
- 13) 深沢（1999），p.11。
- 14) 泉（1992），p.41。
- 15) 深沢（1999），p.11。
- 16) 泉（1992），p.30。なお、同書には複雑労働の還元係数について考察した部分が存在する。しかし、「小論での試算は初歩的な試みであり、労働の複雑度の近似計算としては大変不十分なものであることは明瞭である」（p.78）とされており、この還元係数にもとづく価値の計算は行われていない。（本稿のように）労働の還元の結果は賃金率の差異として現れると見るような安易な方法をとらずに、むしろマルクスの理論にもとづいて還元係数を計測する試みは敬服するしかない。とはいっても、還元係数の正確性を高めるためには「第1に、労働の熟練形成過程に関して、熟練が形成されるまでの期間の長さ、就業過程の諸相等について、広範囲な調査が実施される必要があろう。また第2に、学校教育の内容と生産過程で必要になる労働力の質との関係についての立ち入った考察も必要になろう」（p.78）と述べられている。このような膨大な調査および定量化は可能なのであろうか。偏差値で見ると底辺にある短期大学に勤務している私の完全な私見であるが、在学生たちがこれまでの学校教育の中で不当に低い評価を与えられてきたことへの憤りを常に感じている。いびつな偏差値教育によって人を振り分けていく現代の学校教育において、教育と労働の質の関係を実測することが可能とは、私には思えないのだが。
- 17) マルクス（1983），pp.897－898。
- 18) 固定資本の増大による資本移動の困難など、現実には利潤率が均等化しない現象は

広く見られる。理論的にも、ケンブリッジ資本論争に見られるように、資本の可塑性は否定されている。この問題は理論的・実証的に重要であるが、本稿では資本は高い利潤率を求めて常に移動すると想定する。

- 19) 本稿のように、資本家と労働者が同じ財を消費するような単純な2部門構成を想定すると、費用価格の生産価格化の計算は単純ではない。したがって、ボルトケヴィッツの数値例をそのまま使用する。
- 20) 逆行列を使用するという事は、産出物に実際に投下された額ではなく、現在生産するとすればそれだけの費用がかかるということを含意している。したがって、連立方程式で投入側と産出側を一度に生産価格化する方法が近いと思われる。一方、逐次転形法は、産出物に実際に投下された額を使用し、それをもとに新たな生産価格と均衡利潤率水準を算出するという手続きを繰り返す方法である。
- 21) もちろん、実際の価格は市場価格であり、一種の均衡価格である生産価格からはさらに乖離している。その場合、さらに価格から価値を計算する上での問題が出てくるであろう。しかし、その点については価格から価値を計算する上での困難性としてくり返し指摘されているので、本稿では捨象した（たとえば、岩崎（1989）参照）。
- 22) 泉（1992），p.27。
- 23) 泉（1992），p.33。
- 24) 厳密に言うと、抽象的労働論には、流過程を広い意味での生産過程の一部とみなす者と、流過程に独自の労働の還元作用があるとみなす者に分かれる。前者はマルクスの労働価値説を擁護する者であるが、後者は貨幣価値説へと移行せざるを得ない。
- 25) Moseley（2005），p.3参照。
- 26) なお、「新解釈」の貨幣論とマルクスの貨幣論の関係については、伊藤（2006）を参照されたい。

参考文献

- 秋保 親成，「労働価値説の新解釈（New Interpretation）の基礎理論およびその分析手法について」、『大学院研究年報』，中央大学，第34号，2005年。
- 東 浩一郎，「欧米マルクス学派の実証分析にかんする一考察～実証分析の理論的背景～」、『東京立正短期大学紀要』，東京立正短期大学，第34号，2006年。
- 東 浩一郎，「1980年～2005年の利潤率の傾向とその要因：欧米マルクス学派の方法をもとに」、『東京立正短期大学紀要』，東京立正短期大学，第35号，2007年。
- 泉 弘志，「産業連関表による労働価値計算の意義と限界」、『統計学』，経済統計研究会，第36号，1979年。
- 泉 弘志，「Ⅲ産業連関表 A産業連関表の利用」、『統計学』，経済統計学会，第49・50

- 合併号，1986年。
- 泉 弘志，『剰余価値率の実証研究』，大坂経済大学経済学叢書，第21冊，1992年。
- 泉 弘志，「経済成長率は価値の増加率か使用価値の増加率か」，『経済理論学会第55回大会報告要旨』，経済理論学会，2007年。
- 伊藤 誠，「貨幣の価値と交換価値を再考する」，『幻滅の資本主義』，大月書店，2006年。
- 岩崎 俊夫，「産業連関表にもとづく剰余価値率計算と社会的必要労働量による価値量規定命題」，『北海学園大学経済論集』，北海学園大学，第36巻3号，1989年。
- 佐藤 拓也，「利潤率低下と生産的労働，資本の生産性」，『経済研究所年報』，中央大学経済研究所，第37号，2006年。
- デサイ，M.，『マルクス経済学』，馬渡 尚憲ほか訳，御茶ノ水書房，1981年。(Desai, M., *Marxian Economics*, Basil Blackwell Publisher, 1979.)
- 新村 聡，「古典派労働価値論の成立」，『労働価値論とは何であったのか』，創風社，1988年。
- 橋本 貴彦・山田 彌「日米産業連関データによる剰余価値率の測定」，『立命館経済学』，立命館大学，第55巻，第2号，2006年。
- フォーリー，D.，『資本論を理解する』，竹田茂夫ほか訳，法政大学出版局，1990年。(Foley, D., *Marx's Economic Theory*, Harwood Academic Publishers GmbH, 1986.)
- 深沢 竜人，「日本における相対的剰余価値の上昇について」，『経済学研究論集』，明治大学大学院，第11号，1999年。
- 深沢 竜人，「日本経済分析への剰余価値理論の適用について」，『経済学研究論集』，明治大学大学院，第14号，2001年。
- 深沢 竜人，「投下労働量分析による剰余価値理論の展開について」，『経済学研究論集』，明治大学大学院，第16号，2002年。
- マルクス，『資本論』（第1巻第3分冊），新日本出版社，1983年。(Marx, K., *Das Kapital*, Karl Marx Friedrich Engels Werke, Band 23, Dietz Verlag Berlin, 1964(1867).)
- 米田 康彦，「価格と価値論ノート」，『労働価値論と現代資本主義』，中央大学出版部，2000年。
- SGCIME編，『資本主義の原理像の再構築』，御茶の水書房，2003年。
- Moseley ed., *Marx's Theory of Money*, Macmillan, 2005.
- Kalmans, R. "Some Empirical Considerations for the Question of Transformation," *The New Value Controversy and the Foundations of Economics*, Edward Elgar, 2004.

「幼保一元化」の再定義のために—三つの検討課題

池田祥子

はじめに

言葉や概念が、時代とともに、その意味内容を変えていくことは避けられないことではあるだろう。いうまでもなく、言葉・概念もまた、時代とともに、人々とともに生きているからである。

しかし、たとえば、「保育」という言葉は、明治の初め、日本に「幼稚園」が創立された時から、幼稚園教育あるいは幼児教育のことを言い表わしたものであった。それは、「幼稚園の祖」といわれるフレーベルの思想に基づき、幼児期特有の広い意味での教育内容や教育方法を表わしたものであったからである。施設の名前が「幼児学校・幼年学校」ではなく、あえて「キンダーガルテン（子どもの園・苑・庭）」と命名されたことにも端的にその思想が示されている。

ところが、戦後、幼稚園は学校教育法に規定され文部省の管轄、保育所は児童福祉法に規定され厚生省の管轄、と縦割り行政によって二つに分けられてしまった後、この「保育」という言葉は、かなり意図的・恣意的に変形され歪曲されてしまったといえる。なぜなら、文部省は、1948（昭和23）年に『保育要領—幼児教育の手びき』を刊行したのを最後に、それ以降は「幼稚園教育要領」の名称通り、「幼稚園教育」という言葉にすっかり切り替えてしまったからである。そして、現在、とりわけ行政関係の世界では、「保育」とは、教育概念ではなく「福祉」概念としての「保育所保育」を意味するように用いられている。

このような「教育」と「保育」の用語の使い分けは、2006（平成18）年6月に制定された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律」(略称「就学前教育・保育推進法」)においても同様である。幼稚園と保育所の「総合化」「一体化」「一元化」などを目指すと言われる新しい制度(「認定こども園」)の試みであるにもかかわらず、合同事務担当としての「幼保連携推進室」が設置されながら、なお幼稚園の文科省、保育所の厚労省という縦割り行政はそのまま継続され、現場は煩瑣な事務をよぎなくされている。

ここで、なぜ「保育」という言葉に、そして戦後のその変形・変質にこだわるかといえば、「保育」という言葉は、その由来からして、少なくとも、子どもの「0歳から就学前、あるいは小学校低学年までを通した育ち」を、さまざまな家庭の状況に対応して支えていくという視点を保持していると考えからである。この「保育」概念を復権させる立場に立てば、幼稚園も保育所もともに子どもの「保育」の場であると捉えられることとなり、これまで要求されつづけてきた「幼保一元化」のイメージやあり様も、地域や家庭や子どもたちの状況に応じて、もっと柔軟に多様に、かつ制度としてはシンプルに構想されるだろうと考えられるからである。(「画一化」のための「一元化」ではなく、多様なものを共通に捉えるための「一元化」となる。)

戦後まだ間もない頃、1947(昭和22)年3月19日、衆議院の教育基本法案特別委員会で、文部省の説明員坂元彦太郎は次のように述べていた。

「託児所と幼稚園とを一元化したらどうかということはその方面の当事者たちの輿論でございまして、私どもも……何とかして一元化できないかということをお話合してみたのでございますが、しかし、いずれも大体似たような勢力でもありますし、まだいずれも一割以下といった収容幼児数でございまして、この際はまずお互いにどっちでもよいから、幼児収容機関が殖える方がよいのでなからうかというので、私どもとしては不本意でありましたが、両方とも自分たちの機能を發揮して、幼児教育のために尽そう、そうして保育内容につきましては、幼稚園の方でいろいろきめて、教育的のものを託児所の方でも見てもらおう、幼稚園におけるいろいろな幼児の保護に対する施設については、厚生省の方でもできるだけの援助をしてもらおうというようなところで、今折れ合って、両方とも並列していくとい

う状態であります。将来の問題についてはお互いの力関係が強くなるにつれて、何とか善処解決していかなければならぬと思うのであります。』¹⁾

以上の説明を真に受ければ、戦後の幼稚園と保育所（託児所）の二元体制は、あくまでも両者の量的な事情による止むを得ない「暫定的な」対応であったことになる。したがって、当時の時点では「不本意」ではあれ、やがて両者が量的な拡充を果たした「将来」においては、いずれ「幼保一元化」の課題に向けて「善処解決」が約束されていると読み取ることが可能であろう。

しかし、先にも見た通り、事態はここでの了解や約束通りには進まなかった。法律の忠実な施行を任務とする行政官庁の宿命でもあるのだろうが、戦後の文部省・厚生省は、ともに幼稚園と保育所の社会的機能の違いを強調し、ともに両者の二元体制を強化することに力を尽くしてきた。

本稿では、いまなお二元体制の枠組みから解かれえない幼稚園と保育所の、子どもたちの育ちにとって望ましい「幼保一元化」を再定義していくために、まず必要とされる三つの課題を検討しなおしてみたいと思う。

一つは、「保育」という言葉をめぐって

二つは、「教育」という言葉をめぐって

三つは、子どもの生活と育ちに密接に関わる「家族」のあり様について
以下、順に検討していこう。

1 「保育」という言葉－原点としての「保育は教育なり」

① 託児所から保育所へ

フレーベルの教育思想と実践に基づけば、幼稚園や幼児教育は、どちらかといえば貧しい家庭の子どもたちにこそ優先的に保障されるべきものと考えられていた。しかし、周知の通り、日本の歴史的な経緯では、幼稚園は、経済的社会的に裕福な上層家庭の子どもを対象とする早期からの就学前準備教育という性格を持たせられることになった。東京女子師範学校附属幼稚園の1園から始まり、やがて地方の大きな都市中心に広がっていくにつれて、対象は中流層にも及んでいった。就園年齢も、初めは5歳児からの1年保育、次いで4歳児か

らの2年保育というように、漸次上から下に下降していった。

そして、1926（大正15）年の幼稚園令で、「父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住セル地域」では、「幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ」とされ、原則4時間とされていた保育時間も「早朝ヨリ夕刻ニ及フ」もよし、幼稚園の入園年齢も、「三歳未満ノ幼児」も可なり、とわざわざ訓令によって注意事項が通達されることになったが、実際は、幼稚園とは別個に、貧しい家庭の親たちのための託児所が農村、都市につくられることになった。

このような現実ゆえに、内務省関係者たちには次のような認識が行政としてはリアルなものとして定着していくことになったのであろう。

「託児所と幼稚園とは其の幼児を保護することは同一なるも、発達の沿革を異にして居ります。幼稚園は大体中流以上の子弟が小学校に先き立ちて、其の心身の發育を図るために用いられて居るようであります。子供を引きとり世話する傍ら、父兄の職業を補導することは幼稚園の従たる使命でせう。」²⁾

このような現状認識であればこそ、1938（昭和13）年制定された社会事業法においては「児童保護を為す事業」として「託児所」という名称がそのままに規定されている。

しかし、それでも託児所はまた子どもたちの集団の場、生活の場そして教育の場でもある。その点に着目すれば、託児所といえども「子どもの育ちの場」であり、そうであれば、託児所という名称よりは、幼稚園保育に因んだ「保育」という言葉がより好ましいものとして積極的に選ばれ用いられるようになるのは、当然の成り行きでもあるだろう。

ところが、戦前のこの時期においてすら、文部省関係者は、託児所が「保育」という言葉を用いることに必ずしも好意的ではなかったようである。次の一文からもそのことが窺える。

「本来「保育」と言ふ言葉は幼稚園教育のことを意味するものとして明治以来通用してゐたのであるが、託児所側が「託児」と言ふ名称を嫌って「保育所」と呼び、且昼間託児事業を保育事業と呼ぶやうに厚生省に要求し、

厚生省が文部省に無断でかかる名称を許容すると共に、自らも用いてゐることは、託児所の幼稚園化と言ふ事実を物語る一事でもある。』³⁾

② 児童福祉法と保育所

1947（昭和22）年12月、学校教育法と対をなす形で公布された児童福祉法は、当初の「児童保護法」というある特定の「児童の保護」という消極的な性格を超えて、「すべての児童の福祉」という積極的な法の理念を前面に掲げた。それが第1章総則に規定されている。

「第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」

もっとも、日本の戦後改革の「徹底されなかった民主主義」という限界を、この児童福祉法もまた帯びざるをえなかった。なぜなら、せっかく「保育所」という名称が正式に法定されたにもかかわらず、依然として国庫負担を主とする「少数者のための慈善福祉」という福祉財政の仕組みが継承されたために、保育所は、言葉通りの「すべての児童」に開放されたものにはなりえなかったからである。

事実、1951（昭和26）年、児童福祉法第5次改定によって、公費支出の削減のために「保育に欠ける」という条件が、保育所の入所規定として採用され一般化されることになった。しかし、この「保育に欠ける」の条件を入れたことによって、わざわざ「保育に欠けない」家庭と「保育に欠ける」家庭を二つに分け、前者は文部省に任せ、後者のみ厚生省が引き受けることを可能にした。つまりは、厚生省が児童福祉としてのすべての子どもへの配慮を放棄したのであり、さらに言えば、戦後の保育所そのものが、「国及び地方公共団体」によるすべての児童の「育成」責任を負うもの、ではもはやなくなったことを意味する。したがって、そのことは結局は、第1章第2条の「児童の保護者とともに

に」に過剰に依存することとなり、「子育て」に関する保護者への過剰期待と責任転嫁を結果することにもなった。

これ以降、厚生省は、専ら保育所と幼稚園との社会的機能の違いを強調し、「保育所」の「保育」という視点への留意は、次第に二次的、三次的に薄められていくことになった。

「幼稚園は学校教育法にもとづき、幼児の教育の一環としてもうけられている施設である。したがって、それは教育の可能な満三歳から小学校就学前までの幼児のみを対象としている。」「保育所は、保護教育を必要とするにかかわらず保護者の労働・疾病等のために保育してもらえない児童を入所させて、児童の必要とする保育をあたえる社会施設であって、児童の必要とするものは端緒的には教育という高度の要求をみだす以前のものであって、児童の生活権につながるものである。」⁴⁾

「働く母親を援助するための託児施設の必要性は、就学前児童のあり方を云々する議論の前に存在する。それは、教育という、いわば高度の要求を満たすに十分な人的物的設備のそなわることを要求する以前に、必要な場所にそれが存在することをまず要求するのである。」⁵⁾

こうして、戦後の「保育所」は、せっかく「託児所」という名称ではなく、幼稚園と同様、子どもの保育のための施設という意味合いを持つ児童福祉施設として位置づけられながら、当時の「狭い児童福祉観」に規制されて、「保育」とは、「教育」よりも低次元領域の生存権、生活権に関わる社会福祉概念に限定され、矮小化されてしまったことがよく分かる。行政的な解釈の限界ではあるのだろうが、それにしても悔やまれる点である。

③ 倉橋惣三の「保育」観—「幼保一元化」の原点として

その意味では、やはり「日本のフレーベル」と称される倉橋惣三の「保育」観、「保育」思想は、現実に流されることなく原理的な思考に支えられているという点で貴重である。わたしたちが今もお依拠すべき原点として忘れないでいたいと思う。

まず倉橋惣三は、当時の野口幽香たちの二葉保育園にも出かけ、実直にも次

のような教訓を得ている。

「保育所と幼稚園とは、子どもの教育の場所として、何の差別のないこと、つまり幼児の社会境遇によって教育使命には少しも差別してはならないこと。」⁶⁾

そしてこの彼の信条は、その後、フレーベルを学び、さらにベルリンの「ペスタロッチ・フレーベル・ハウス」(フレーベルの姪であり直弟子でもあったヘンリエッテ・シュレーデル・ブライマン女史の創立)を実際に見聞することによって、一層確信的に強められていく。

「(幼稚園は)今日我が国などでも往々考えられている如き、貴族主義のものでなく、現にフレーベルの幼稚園児が、ツーリングヤの貧しき子らであったことは、幼稚園そのものと社会事業的施設とを対立せしむべきものでないことを、その出発から示しているのである。」⁷⁾

「ことに、ここでは(ペスタロッチ・フレーベル・ハウス)、教育と保護とが児童愛の中にどこまでも分離していないことが著しい。たとえば栄養補充のための給食も完全に行なわれているが、その完全というのが、家庭の必要に応じてであって、必ずしも全幼児に均一でないところなどは、いわゆる幼稚園と保育所との観念的区分に囚われていない。一つ保育室内に牛乳を飲まされている幼児と、そうでない幼児とが机を同じうしている光景、そうして、親も幼児自身もそれを意としないありさまは、さすがに徹底せるデモクラティック社会でのみ実現され得ることと感心した。」⁸⁾

長くなるが、いま少し倉橋惣三の言説にこだわってみよう。彼は自らの「保育」観・「保育」思想を、最終的にはそれまでの日本の幼稚園のあり様に対する批判として展開するのである。

「これ託児所は、保育時数が長くて、幼稚園は保育時数が短くてよいということは、だれが言い初めたか、勝手な議論であると私は疑うのであります。幼稚園が幼児教育を、幼児の心理と幼児の教育原理に基づいてやるならば、どんな子どもでも一定の保育時数で処置していつてしかるべきでありましようが、家庭教育を補うよりよき方法において、心身を健全に発達せしめ、性情を涵養するということのみならず、もっと目の前の問題は、子供が留

守の家へ帰る、夜に疲れた親のもとに帰る、忙しい親のもとに帰るというそこに教育実質でなくて、生活形態の上から見まして、保育時数がもっと自由になるべきものであるかと思うのであります。』⁹⁾

「ここには（幼稚園と保育所の二元化）古来の幼稚園が反省しなければならぬ理由一理由というよりは実際があった。一言にしていえば、幼稚園の名において行なわれた施設が、後に保育所の名において行なわれた施設の職能を果たしていなかったからである。」¹⁰⁾

「誤謬の中の優劣を論じれば、いわゆる幼稚園式の方が幼児教育として大きい誤りを冒しているかも知れない。それは、教育には必ずしも保育を伴うことを必然としないからである。それに比して、いわゆる保育所風の方は、教育的に稀薄であることはあっても、保育には、それが、もし、保育として真に保育なら、教育的のものを伴うのが当然だからである。」¹¹⁾

倉橋惣三の以上の「保育」観、とりわけ最後に引用した「保育には、それが、もし、保育として真に保育なら、教育的のものを伴うのが当然」という認識は、子どもの育ちの保障を、常に子どもの家庭環境に即して捉える視点に支えられ、また、子どもの0歳からの生活そのものが、広い意味での「教育」に他ならないことを見据えたものになっている。

それゆえに、わたしはこの倉橋惣三の「保育」観を正しく継承し、それを重要な原点として位置づけたいと考えている。

2 「公教育」の再構築—均一化と多様化の狭間で

① 倉橋惣三の戦後新教育（新しい学校観）への期待と幻想

以上、保育所であれ、幼稚園であれ、子どもたちの個々の生活状態に応じた「保育」は、人間のその後の育ちを支える基底的な営みであり、広い意味での「教育」であることを、倉橋惣三の言説に即して確認してきた。そしてまた、そこには、フレーベル同様、当時の小学校以上の公教育（学校教育）が、一人ひとりの子どもの育ちの保障というよりは、近代産業社会の労働力形成のため、さらには近代国家統合の要としての「国民づくり」を主要な目的としている国

家的・画一的な制度であることへの批判的な視点をも見て取ることができる。先述した通り、「幼稚園」という名称があえて選ばれたことからそれは明らかである。

ところが、戦後教育改革の最中に、倉橋惣三は、幼稚園を小学校以上の学校教育の一環として明確に位置づけることを主張し始めている。それはなぜか？矛盾ではないのだろうか？

彼の意図に即せば、それは彼の言説の裏切りでもなく、矛盾でもない。それは、当時の保育所は言うに及ばず、幼稚園それ自体も、文部省の学校教育行政の中で正当に評価されることなく、重要な基礎部分として位置づけられてもいないことへの批判だったからである。偶々、幼稚園が学校教育法に規定されようとする際に、なおそれに消極的かつ批判的な人々は少なくなかったであろうからである。したがって、倉橋惣三の以下の主張は、このような幼稚園を中心とする幼児教育に対する消極論への対抗策としてであり、また、それはアメリカから移入された「新しい学校観」への共鳴と信頼に裏打ちされたものでもあった。

「『幼稚園は保育事業』という言葉が幼稚園の全目的をいっているものと考えたら不十分である。即ち、仮にも『幼稚園は教育事業なり』と言う言葉を薄らめる事があれば大変である。幼稚園は保育事業であるが、保育事業たる以上に教育事業である。これをはっきりきめておかないと幼稚園が死んでしまう。」¹²⁾

「幼児教育の重視を、学校教育の延長といふ言葉において論ずることは、或いは異議を誘ふかも知れない。……（しかし）その学校といふ観念も、その目的方法の実質にいろいろの別があり、変遷があって、旧い観念では、幼児期の教育として甚だ不適當のものがあつた。その場合、学校の延長として、幼児教育を考えることに大きな危険があつたのは明らかであり、その危険は今日でも皆無といへない。しかし、今日、教育実質の刷新によって考へられている新しい学校観念では、必ずしもその根本の教育理念において、幼児教育と相容れぬものではない。」¹³⁾

しかし、倉橋惣三の大きな誤算は、一つは、アメリカの占領政策の大幅な方

向転換に伴って、アメリカン・デモクラシーによる新教育が途中で頓挫してしまつたこと、いま一つは、たとえ「民主主義国家」「文化国家」が謳われたとはいえ、文部省の上からの主導による日本の教育文化のしぶとい根強さ、とりわけ均質・均一な「国民づくり」が目指される公教育が、戦後間もなく復活したことである。

したがって、戦後の学校教育法は、幼稚園を「学校」の仲間に加えることによって、倉橋惣三の期待とはまったく逆に、幼稚園と保育所を社会的機能の異なる別個の施設として切り離し、そのことによって殊更に、幼稚園を、保育所や家庭との連携よりも、国家管理の強い公教育（小学校）との連携を重視するようになったのである。

② 「公教育」とは何か―「教育」概念をめぐる抗争

ここでの問題は、近代になって国家的に制度化される「公教育」をめぐる「教育」概念の葛藤であり抗争である。

近代の教育思想においては、「人権・自由・平等」の主体となるべく未来の市民としての子どもに着目され（「子どもの発見」）、教育過程における「子どもの自由・主体性」が強調される。ルソー、バスタロッチ・フレーベルの流れはその大きな系といえる。しかし、現実には、近代産業を担う労働能力の形成、および近代国民国家を支える均一な国民の形成という「公教育」の要請とその制度化が先行する。この教育の相のせめぎ合い、あるいは「教育」概念をめぐる抗争は、戦後教育の中でも変わらずに展開し続けている。

戦後しばらくは、先に見たように、民主主義教育や自由教育が花開くかに見えるながら、公教育は、戦後の新しい文化国家の装いの下で、基本的な構造は変わることはなかった。しかし、天皇制教育という国家的管理が後退した後、有効な国民的徳育の柱が見出されないまま、やがて公教育の経済的な効率や投資としての役割が、国民の本音としてリアルに前面に押し出され、1960（昭和35）年以降は、表立って「より高い、有利な学歴」を求める進学競争が国民的な規模で激化していった。

しかし、公教育が量的な拡充を遂げ、「大学全入」とまで言われる時代にな

って、当然といえば当然ではあるが、「公教育」とは何か？あるいは「教育」とは何か？「学び」とは何か？が根底から問われ始めている。子どもたちの不登校やいじめ、さらには「学力低下」への批判や、それに伴っての教員への管理強化など、いずれも見逃せない現在の公教育問題そのものである。

21世紀に入ってから「教育改革」「教育再生」の動きは、一つはグローバリズムの新自由主義の流れに沿って、公教育に「選択」や「競争」という市場原理をさらに表立って導入しようとするものである。いま一つは、他方においてなお要請される公教育の国家的な秩序維持や国民の統轄機能のために、愛国心や家族愛の重視という形での徳育が強要される。いうまでもなく、いずれの動きにも、「公教育」を、子どもたち一人ひとりの「学び」の保障という観点から、粘り強く、公共性をも問直そうとする視点は見当たらない。それゆえに、ルソー・ペスタロッチ・フレーベルの教育思想に再度スポットが当てられる意味は大きい。

幼児教育の世界でも、「教育」という概念は、相変わらず戦後の公教育の一階梯としての「幼稚園教育」にのみ限定されたままである。そこでの「教育」は、小学校以上との連携が主に考えられ、親たちの早期教育願望を煽ることの方が多い。

「保育」とは、倉橋惣三に学びつつ繰り返し述べてきたように、子どもの0歳からの育ちを支え、家庭での子育て、保育所での保育、そしてもちろん幼稚園での保育をすべて、同じように考えようとする概念である。しかも、その保育とは他ならぬ広い意味での教育である。そうであれば、これまで通りの小学校教育の内容と方法を、幼児段階にそのまま降ろしてくるのではなく、逆に、ここでの「保育」の視点から、小学校教育を問い返し、子どもの実態に即して保育＝教育として創り変えていく方途が探られなければならない。

これからの子どもたちは、いままで以上に、多様な主体を押し出してくるであろう。それだけに、これまでの画一的、均一な公教育スタイルを踏襲することは、あまりに実態とのミスマッチ・困難が大きい。一人ひとりの子どもの様態・状態・環境に即しながら、例えば、「学年別」を「縦割り」に編成したり、「クラス」の設定とオープンスペースを柔軟に関連させたり、等々、これまで

の幼稚園・保育所でさまざまに試行錯誤されてきた保育＝教育実践が大いに参考になるのではないだろうか。

そうだとすれば、「3歳以上児の午前中」だけを「教育」の時間として括り出すというのは、あまりにも「教育」概念を狭く硬直化しすぎてはいはしないだろうか。子どもの誕生とともに始まる子どもの育ちを、すべて「教育」として広く捉え、0歳から就学前、さらに小学校低学年まで含めた「教育」概念の再定義としての保育＝教育が、柔軟にかつ多様性豊かに実践されていくことの重要性を、ここでも再度強調しておきたい¹⁴⁾。

3 ますます脆くなる現代家族を支えるために

―「保育に欠ける」規定は、なぜなくなるらないのか

① 「保育に欠ける」規定の歴史的経緯と問題

最後に、戦後の「幼保二元化」体制を強める大きな要因であった「家族モデル」に関わる問題に触れておこう。

すでに述べてきたように、日本の幼稚園が、「原則4時間の保育時間」を通例としてきたために、典型的な核家族が一般化するにつれて、幼稚園は、ますます母親などが送り迎え可能な「専業主婦」家庭を対象とする施設となっていた。それに対して、母親が就労する家庭の子どもたちのために、戦前は「託児所」が必要に応じて作られ、それが戦後「保育所」として継承された。しかし、これもまた繰り返しになるが、戦後の保育所は、一旦は「すべての児童の福祉」を謳う児童福祉法の理念通りに、まさしく「すべての子ども」のための施設として出発しようとした。ところが、一つは幼稚園との競合が起り、いま一つは福祉財政の緊縮という事情が介在した。こうして、1951（昭和26）年児童福祉法の第5次改定によって、「保育に欠ける」規定が、保育所の入所条件として導入された。

「保育に欠ける」とは、その前提に「保育に欠けない」あるべきモデルとして、「家庭での母親による保育・育児」が想定されている。その家族モデルは、戦後の核家族が、現実的にも理念的にも取り込むことになった性別役割分業と

母性愛信仰に添うものであった¹⁵⁾。

それはまた、「3歳までは母親による家庭での子育て」を称揚するいわゆる「三歳児神話」を強固に流布させることにもなった。

しかし、家族モデルとしては、「欠ける」という言葉ゆえに「変則」であり、保育所を利用する母親たちに「自分の子どもに可哀想な思いをさせている」という「後ろめたさ」を与え続けながらも、保育所は、母親が働かざるをえない家庭に対してはその必要性は明白であり、それゆえに「必要悪」として同情された。一方、一人の女性としての仕事を選択する母親への「身勝手」「わがまま」などという非難に対しては、戦後の「男女平等」思想が取りあえずの防護柵となり、保母や保育所は彼女たちの後楯ともなっていた。

いずれにしても、「保育に欠ける／欠けない」の線引きが、保育所と幼稚園を大きく分離させる尺度となり、さらに就労女性と専業主婦という女性の社会的二分化・対立などまでも生み出していった¹⁶⁾。

ところがそれだけに止まらず、就労による賃金報酬によって生計が支えられる現実の中で、保育所を利用する家庭の著しい経済格差が目立ってくる。つまり、専門職の共働き家庭の高所得階層と、依然として低賃金に抑えられている女性労働のための低所得階層（離婚家庭・シングル家庭など）との段差である。戦後の「男女平等」理念が、性別役割分業によって保留・歪曲され、経済社会で十分に具体化されてこなかった結果でもある。しかしこの事実を根拠として、高所得階層の保育所利用に対する羨望や嫉妬の感情が生まれ、所得に応じた保育料設定が当然とされてきた。

このように、保育所に入れる子どもが、「保育に欠ける」家庭の子どもだけに限定されるということは、結局、保育所とは、主要には「親」の事情のための施設であり、子どものための保育施設であるということが二の次になっていることの証左である。なぜなら、家庭はさまざまであっても、同じ保育を受ける子どもたちの施設であれば、保育料は基本的に同一になって当然だろうからである。もちろん未だ若い子育て家族が対象である以上、限りなく無償に近い低廉な料金が望ましく、またそれすら払えない家庭への無償措置は当然の前提である。

② すべての家庭、すべての子どものための「子育て支援」を

―「保育に欠ける」規定の時代錯誤

ところで、男女二人の性別分業によって支えられる近代の核家族は、もともとさまざまな意味において不安定な社会的・生活的な「単位」である。「恋愛」「愛情」という移ろいやすい心の結びつきもさることながら、事故や病気・死亡という生身であるゆえの要因、またそれに伴う倒産・失業という経済要因など、これまでも少なくはない家庭が離散や崩壊の憂き目に遭ってきた。しかも低成長時代の昨今、家族を養えるだけの給与を稼ぐ男性は多くはない。しかも、男女平等の理念からして、雇用における男女平等は、より積極的かつ実質的に進められるべきであり、いまや、女性の就労は一般的な社会事象ですらある。そして、男女とも、それぞれのライフステージに応じた働き方が選択できるよう、育児や介護などの有給休暇制度がさらに整備されることが必要である。このように考えると、現在では、性別役割分業を維持できる近代の典型的な核家族自体が、存在ごと危うくなっているとも言える。家族はますます多様化していくであろう。

そして、いま一つ重要なことであるが、少子化や地域の交流の希薄化に伴い、子どもを産む親たちですら、それ以前に「赤ん坊」に触れた経験もなく、多くの大人たちが「子育て未経験者」であるということである。

核家族が、担い手の人数不足という事実と、担当者の経験不足という実情から、老親の介護を単独で担えないのと同様、核家族は、子育てもまた単独では担いきれない。核家族は、期待されるほど完璧な福祉の受け皿ではなく、また磐石なものではないからである。そうだとすれば、親たちが、我が子だけでなく、他の多くの子どもたちと触れ合う経験を重ねながら、次第に「親」として育っていくことが必須要件となってくる。

言い換えれば、いかなる家庭であろうと、いかなる親であろうと、親は「親」になるように育ち合わなければならず、地域の保育・教育施設やそこでの保育者の役割はますます重要になってくるであろう。

このような状況において、母親が就労している家庭の子どもだけが「保育に欠ける」などと、なぜ線引きできるのだろうか。また、なぜ専業主婦家庭だけ

を対象とする「子育て支援」という特別な施策が用意されるのだろうか。

支援やサポートは、専業主婦に対してだけでなく、就労の母親、父親、さらには子育てを引き受ける保護者すべてにとって不可欠となる。そうであれば、「子育て支援」という理念とその仕組みとは、すべての子ども、すべての親を対象とする「保育」そのものに他ならない、ということも可能である。つまり、家庭の状況に対応した社会的な保育の保障である。「保育・教育」さらに「子育て支援」というものはすべて、単に親が個別に「利用するサービス」などではない。そうではなくて、すべての子どもの育ちを支えるための、不可欠な社会的責務である。したがって、必要な子どもには、母親の就労如何に関わらず、施設での保育が保障されて当然であろう。

おわりに

以上、「幼保一元化」の再定義のために、「保育」「教育」「家族」の三つの概念の捉えなおしと、それぞれがより広く開放・解放されるべき必要性について述べてきた。ただ、もう一度確認しておけば、ここで追求したい「幼保一元化」とは、狭義の「教育」「保育」概念をそのままにして社会的機能が異なるとされる幼稚園と保育所を、外見的・形式的に一本化しようとするものではない。幼稚園と保育所を、ともに子どもの育ちの場として捉えかえすことが可能となるような「教育」「保育」概念の「一元化」なのである。

そうであれば、まず何よりも文部科学省と厚生労働省との行政の二元体制の中で、子どもたちの保育・教育を管轄できる「子ども省」あるいは「児童省」などの設置が何よりも緊要であろう。過去の「幼保一元化」要求の中でも、必ず掲げられていたことである。

先日、イギリスのブラウン政権は「子ども・学校・家庭」省を新設したと伝えられ、それを参考にして、日本での「子ども」省設置を望む投書も掲載されていた。17) 日本では現在の所、「認定こども園」の制度化に伴って、文科省と厚労省の人事の交流や両省にまたがる「幼保連携推進室」の設置など、以前に比べれば、行政における何らかの「幼保連携」の可能性は皆無ではないが、

しかし大きな進展は見られない。

しかし、本稿を書き上げた時点で、次のような最新のニュースを目にすることができた。

「福田康夫首相は、“待機児童ゼロ作戦”を2月中に作成、発表する。また首相が議長である経済財政諮問会議では、経済成長を持続できるような“新雇用計画”を策定するよう提言があった。また同時に、文部科学省と厚生労働省に分かれている子育てサービス行政の一本化などが要請された。」(2008.2.16 毎日新聞・東京新聞)

また、この行政の一本化については、「幼稚園と保育所の所管を内閣府に移し、一元的に運用する」という報道もある。(2008. 2. 15 読売新聞)

このニュースを元にすれば、予想以上に早い時点で、日本でも行政の一本化が実現するかもしれない。このこと自体は「前向き」な歓迎すべき改革である。しかし、どこまでもグローバル化した状況での「持続する経済成長」のための女性労働力活用戦略としてであれば、やはりそれはあまりに一面的とならざるをえない。もちろん、経済政策を度外視して社会政策を構想することは不可能なことではあるが、しかし、保育・教育の保障とは、どこまでも子どもの育ちの社会的な保障の問題である。その視点を欠くようなことがないように、これから特に留意していかなければ、と思う。

注

- 1) 衆議院教育基本法案委員会議録速記第五回(1947. 3. 19) pp.59-60(岡田正章『保育学講座3 日本の保育制度』フレーベル館, 1970, pp.126-127) 下線は引用者, 以下同じ。
- 2) 「第一回全国児童保護事業大会報告書」(岡田正章, 同上, pp.68-69)
- 3) 文部省教育調査部「幼児教育に関する諸問題」昭和17年, p.28(岡田正章, 同上, p.68)
- 4) 高田正己『児童福祉法の解説と運用』時事通信社, 1951, p.282
- 5) 厚生省児童局「国会予想質問答弁資料」第三輯(岡田正章, 前掲, pp.141-142)
- 6) 『倉橋惣三選集』フレーベル館, 第1巻, 1965, p.147
- 7) 同上, p.370
- 8) 同上, p.211

- 9) 同上, 第4巻, 1967, p.230
- 10) 倉橋惣三「幼児保護と幼児教育」(『幼児の教育』日本幼稚園協会, 第45巻第3号, 1946, pp.2-5)
- 11) 注9)と同じ, p.274
- 12) 倉橋惣三「学校教育法における幼稚園(一)」(『幼児の教育』前掲, 第46巻第3号, 1947)
- 13) 同上「米国教育使節団報告書中の幼児教育に関する提言と学校教育の下への延長」(『幼児の教育』第45巻第2号, 1946)
- 14) 以下の文章は, サブタイトル通り経済学的な「教育再生」への一提言である。本稿で依拠した「福祉・教育」の観点とはどこが重なりどこでズレるのか, 大いに参考にしながらこれからの公教育のつくり変えを考えていきたい。
「『学び』は人間対人間の関係で営まれる行為である。ところが, 日本の教育改革は『鉛と鞭』によって, 抑圧的な学校教育へ駆り立てようとしている。学校教育は市場で購入するものと考えられている。つまり, 学校教育を受ける者は『消費者』と見なされている。消費者とは人間対物の関係で人間を位置づける人間観である。それ故, 日本の教育改革では, 人間は社会システムのなかの生活者と見なされることはないし, 社会システムの協力原理のもとに, 人間対人間の関係として『学び合う』という発想も出てこない。/しかも, 消費者には学校教育の内容と形式を決定する権利はない。消費者の行動する市場では, 気に入らなければ退出するという権利はない。」(神野直彦『教育再生の条件—経済学的考察』岩波書店, 2007. 10, p.186)
- 15) 池田「保育所制度の基底としての<母性思想>批判」(『東京文化短期大学紀要』第5号, 1983. 3) 同様に『<女><母>それぞれの神話』明石書店, 1990, など参照。
- 16) 池田「戦後主婦論争の理論課題」(『東京文化短期大学紀要』第7号, 1987. 3, 同「“主婦論争”の混迷とその遺産」(『AERA MOOK (生活科学がよくわかる)』朝日新聞社, 1998. 12)) など参照。
- 17) 山本聡(神奈川工科大教授)「『子ども省』で包括的対策を」(「朝日新聞」私の視点, 2007. 11. 28)

マザーグースに関する一考察

——音声魅力と意味解釈に関する時代考察——

中 岡 典 子

はじめに

マザーグースは、一度聞けば耳に残り、幅広く人々を惹きつけ、聞くものを虜にしてしまう。そして耳に残ったその唄を人は口ずさみ、こうして口から口へと伝承されて今日に至っている。だが、なぜこんなにも人を惹きつける力が強力なのだろうか。

1) 口承文化特有の不思議な力

Mother Goose (マザーグース：ガチョウのおばさん) とは、英語の伝承童謡の総称のことで、イギリスではNursery Rhymes (ナーサリー・ライムズ)、アメリカではMother Goose Rhymes (マザーグース・ライムズ) と呼ばれることが多い。そのほとんどが世代から世代へ、親から子へ、祖父母から孫へ、兄弟から兄弟へ、子供から子供へ、日常生活の遊びの輪の中で口伝えて伝えられてきたものである。何百年も昔の唄であっても、不思議なことに古さを感じさせることはない。リズムカルで耳に心地よく響き、口承文化特有の音遊びの楽しさが味わえ、子供も大人も、魅了されてしまう。考えてみれば不思議な力である。

マザーグースのこの不思議な力は、英語の発音がまだ身につけていない外国人学習者さえも、理屈抜きで一瞬の内に魅了してしまうようである。東京立正短期大学「現代コミュニケーション学科」で、そして大妻女子大学「英文学科」で、英語の指導をしてきているが、マザーグースほど発音指導がしやすい教材はない。音遊びの楽しさがあり、快適なリズムは一度聞いただけで耳に残って

しまい、その唄の面白さとリズムの軽快さの虜になってしまう。だが、そのことを私に初めて気づかせ教えてくれたのは、マザーグースに関する一般書でも専門書でもなければ、英語耳が発達している発音の上手な学生の反応でもなかった。

2) マザーグース研究への誘因

マザーグース研究を私が本格的に始めるきっかけとなったのは、実は授業中の一般学生の意外な反応からである。発音練習の気分転換にでもなればと、授業中にマザーグースを軽く紹介しただけであったが、英語の発音が苦手で人前で声を出したとまらない学生たちがしっかりと声を出し、しかも楽しそうに発音し始めたのである。その反応に誘われてか、その後続く数回の授業の中でも毎回マザーグースをほんの数分取り上げてみた。それほど重点をおいて指導したわけではなく、声出しのウォーミングアップ程度の軽い意図でしかなかった。

ところが、しばらく放置して授業でやらないでいると「もうやらないのですか?」「マザーグースをやってほしかった。」「楽しみにしていたんですよ。」「2～3回読み上げるだけでリズムカルに発音できるようになる」「声を出すのが楽しくなるから、毎回マザーグースをやってほしい」と学生のほうから強い要望を述べてきたのである。

それ以来学生の求めに応じては、私自身のマザーグースのレパトリーを増やしてきた。気に入ったマザーグースを選んでは調べ、独自のプリント教材を作り、授業の度に1つ、2つと紹介し続けてきた。授業で紹介し学生と唄ってきたマザーグースの数は現在40ほどに及んでいる。90分授業の中の3～4分ほどのほんの短い時間にすぎないが、リズムさえ明示すれば、2～3回読み上げるだけのごく軽い扱いで、誰もが確実にリズムカルに唄えるようになっていく。ほかの発音教材では決してみられない現象である。

学生たちを引きつけて止まないそのパワーと、マザーグースの不思議な音声魅力に、私自身が驚かされ魅了されていった。それと同時にこの体験から、以下のような疑問が次々と湧いてきた。

「この音声魅力を生み出してきたものは何なのだろうか。」

「これはどう考えても単なる子供相手の世界だけではないのではないか？」

「大人も魅了する世界となりえるのは何故なのだろうか？」

「外国人学習者の耳にもリズムが残るのはなぜか？」

その答えを求めてこの数年手探りでマザーグースの研究を独自に重ねてきた。その研究は、2003年10月に開催された東京立正短期大学の杉並区民対象の公開講座にはじまり、2004年3月の紀要論文、2004年度東京立正短期大学の「課題研究」のクラスで扱いゼミ生7名の卒業論文を指導、2007年度の第2回JACET関東支部大会研究発表に至っている。

今回の論文は、第2回JACET関東支部大会の研究発表をベースに置きつつ、これまでのマザーグース研究の総括としてまとめあげたものである。注) 研究発表時にいただいた参加者からの質問や研究へのアドバイスも考慮に入れて、説明を更に補充し、資料等にも言及し、16世紀の時代背景と当時の社会情勢や人々の暮らしぶりにも詳しく言及しながら、マザーグースの圧倒的な音声の魅力と人を惹きつけて止まない不思議なパワーの背景について、そしてナンセンスな唄の行間解釈についての私見を展開することとする。

1. マザーグースとは

1) 幅広いジャンルと共通の文化遺産

伝承童謡といってもその内容は、子供をあやす子守唄・遊び唄、子供同士の遊び唄、鬼決め唄、なぞなぞ、早口言葉、哀しい歌、ナンセンスな唄、不可解な唄、不気味な唄、祈りの唄、日常生活にまつわる言い伝えなどなど、実に様々で幅広い。今日もなお愛唱されているものが800以上あるという。しかも、童謡とはいえ、英米社会の言語生活に幅広く浸透しており、その流布の仕方は単に子供の遊びの世界にとどまらず、新聞、小説、映画のなかでも効果的に使われている。時代を超えて英語社会で現在も息づいて存在しており、大人と子供の共通の文化遺産であり、英国の歴史や文化も垣間見せてくれる非常に奥の深い口承文化といえる。

2) 現在も生き続けるマザーグース

マザーグースをいわゆる童謡レベルでのみとらえ、“幼児向けの唄”、“子供の耳に心地よいリズムカルな音遊びの世界”、“子供だましの空想世界”という受け止め方だけでは片手落ちのように思われる。一遍のマザーグースを取り上げれば、その中に英国の史実や文化が見え隠れするのを覗き込むことができる場合もある。それゆえ、マザーグースに内在し暗黙のうちに了解されている何かが、数百年たった今もお生き続けていて、それが現代の新聞のコラムのタイトル、映画の中、小説の中で効果的に活用されているのではないだろうか。

① アガサ・クリスティと Three Blind Mice

たとえば、アガサ・クリスティ原作 *Mouse Trap* (ネズミ捕り) はロンドンで今もロングランの人気を保っているサスペンス劇である。2001年ロンドンの小劇場での公演では、次から次へと劇中で繰り広げられる殺人事件の恐怖感を表すために、*Three blind mice* (三匹の盲のネズミ) が音響効果として使われ、低音のスローテンポが繰り返し流された。

Three blind mice, see how they run!
They all ran after the farmer's wife.
Who cut off their tails with a carving knife,
Did you ever see such a thing in your life,
As three blind mice?

この唄の繰り返しなくしては、あの独特な不気味な雰囲気は生じず、このサスペンス劇の面白みはでてこなかったのではないかと思われる。

② ニクソン大統領と Humpty Dumpty

Mother Goose 中の Humpty Dumpty はずんぐりむっくりした小男である。卵に手足のついた独特のたまご男の風貌で、塀に座った姿で絵に描かれ、子供たちにもよく知られた親しみやすいキャラクターである。

たまご男は塀の上からどしんと落っこちた拍子に割れてしまう卵で、もう元にはもどれないということをファンタステックに表現されており、ルイス・キャロル (Lewis Carroll, 1832~1898) の「鏡の国のアリス」の中にも登場している。どのように強い権力者が全権力を寄せ集めても、一旦壊れた卵はもう元にはもどらない。そのことからHumpty Dumptyは、権力者が、一度没落すると、どうあがいても2度と元には戻らない比喩としてよく引用される。

Humpty Dumpty sat on a wall
Humpty Dumpty had a great fall,
All the king's horses
All the king's men
Couldn't put Humpty together again.

2006年の映画 *All the King's Men* は、シヨンベン、アンソニー・ホプキンスの出演で話題となった。人間性、権力、不正、理想主義、ロマンス、および裏切りの複雑な物語である。このタイトルも、このHumpty Dumptyの一節であることは、誰の目にも明らかで、権力の失墜にからんだストーリー展開が一瞬の内に了解される。

ニクソン大統領のウォーターゲイト事件を扱った映画『大統領の陰謀』（ロバート・レッドフォード、ダスティン・ホフマン主演、1976）の原題は *All the President's Men* (大統領の全側近) である。これは明らかにHumpty Dumptyの一節 “All the king's men” をもじったもので、そのことは英語圏の人であれば大人も子供も誰にでもすぐわかる。そして映画のタイトルがこのように書き出されたということは、その続きとして、couldn't put Humpty (=President) together again (もう再びハンプティもとにはもどすことができない=失墜した政治権力者はもう権力を再び掌握することはできない) が想定されている。すなわち、大統領の側近がどれほどみ消し工作をしたところで、一旦失墜したニクソン大統領を元にはもどせないというニュアンスを、このHumpty Dumptyの中の一節を引用することで、一瞬にして実にうまく表現

している。

“All the President's men” というタイトルだけでは、英語圏外の人間には何のことか意味不明であるが、Humpty Dumptyを愛唱して育ってきた英語圏の人々には、ニクソン大統領の完全失墜を物語る映画であることが一目瞭然となり、当時人々に強烈なパンチを与えたのであった。

③ 反核アニメとHush-a-bye, Baby, on the Tree Top,

レイモンド・ブリッグはその独特の柔らかいタッチのアニメーション映画Snowmanで有名であるが、反核寓話のアニメーション映画も制作し話題となった。そのタイトルWhen the wind blows（風が吹けば）は、下記のマザーグースの子守唄の一節である。

Hush-a-bye, baby, on the tree top,
When the wind blows, the cradle will rock;
When the bough breaks, the cradle will fall,
Down will come baby, cradle, and all.

この誰もが口ずさむほど愛称されている何気ない一節が、現代人の心に核の脅威を強く訴えることができるのは何故だろうか。それは、赤ちゃんをあやす子守唄であるにもかかわらず、原版に込められた妙な不気味さも共有されるからである。When the wind blows（風が吹けば）と聞けば、誰もがその続きの一連のできごととしてDown will come baby, cradle, and all（あかちゃんもゆりかごも みんな落っこちる）を口ずさみながら、その悲惨な結末も想定せざるをえない。

3) マザーグースの音声魅力の解体

マザーグースの音声魅力が、英語圏の人々の耳をとりこにするのはもちろん周知の事実である。だが、英語の発音のことがまだほとんどわかっていない英語学習の初心者にとっても、マザーグースが耳に心地よく響くのはなぜだろう

か。ここで、マザーグースを数例解体し、英語の一般的な音遊びでよく使われる脚韻、頭韻のあり方とリズムのあり方を確認しておく。

①マザーグースでの脚韻と頭韻の例

脚 韻 Good night,
 Sleep tight,
 Wake up bright,
 In the morning light,
 To do what right,
 With all your might.

頭 韻 Peter Piper picked
 a peck of pickled pepper;
 A peck of pickled pepper
 Peter Piper picked
 If Peter Piper picked
 a peck of pickled pepper,
 Where's the peck of pickled pepper
 Peter Piper picked?

頭韻と脚韻 Diddle, diddle, dumpling, my son John,
 Went to bed with his trousers on;
 One shoe off, and one shoe on,
 Diddle, diddle, dumpling, my son John.

②軽妙なリズムの魅力：

：点と線分によるマザーグースのリズム分析

日本語と英語は文法上、典型的に異なる言語であるが、リズムに関しても機関銃型リズム（日本語）とモールス信号型リズム（英語）と、著しく異なった

メカニズムが働いている。そのため、母国語である日本語からの干渉が働きやすく、両者のメカニズムの違いを学習しても、すぐにリズムカルに英語を発音できるようになるわけではない。ハードルはなかなか高い。基本的に日本人には英語のリズムはわかりにくくかつ習得しにくい。

ところが、マザーグースだけは違うようで、2～3回の練習でだれもがリズムがとれるようになり、朗誦を楽しみ始めるのは不思議と言えば不思議である。この論文のマザーグースのリズム分析に際して、基本的にVernon Brownの表記法に基づくことにする。点と線分によるリズム表記法では、強勢のかかる音節を線分(—)で、強勢のない音節を(・)で表す。この表記法はリズム認識を聴覚だけにまかせるのではなく、視覚的にも確認できるので、日本人学習者にとってリズム認識が容易になるからである。

マザーグースのリズム分析を、この点と線分で表記したところ、マザーグースの驚くほど端正で軽妙なリズム構成が一目瞭然となった。誰もが、そのリズムの心地よさに魅せられたのは、計算尽くされたかのような、みごとなそのリズム構成にあるといえよう。この点と線分のリズム表記を添えるだけで、マザーグースの朗誦は、英語発音が苦手な学習者にとっても楽しみとなった。

Georgie Porgie, pudding and pie, — · — · — · — · —
 Kissed the girls and made them cry; — · — · — · —
 When the boys came out to play, — · — · — · —
 Georgie Porgie ran away — · — · — · —

Peter **P**iper **p**icked a **p**eck of **p**ickled **p**epper;
 a **p**eck of **p**ickled **p**epper **P**eter **P**iper **p**icked
 If **P**eter **P**iper **p**icked a **p**eck of **p**ickled **p**epper
 Where's the **p**eck of **p**ickled **p**epper
Peter **P**iper **p**icked?

— · — · — · — · — · — ·
 · — · — · — · — · — · —

・ ——— ・ ——— ・ ——— ・ ——— ・ ——— ・ ——— ・
——— ・ ——— ・ ——— ・ ——— ・
——— ・ ——— ・ ———

2. マザーグースはただの童謡だろうか？

1) 子供向けの表現？

英国童謡と言われるように子供の遊び唄と一般に考えられている。しかしマザーグースの唄の中には、子供のファンタジーとしても全く意味不明でナンセンスな唄もあれば、幼い子供に聞かせる童謡としては明らかにふさわしくないと思われる表現が数多く見出される。これは果たして単なる子供向けといえるのだろうか？

①17世紀の指摘

ウィリアム・バーニングゴールド (William Baring-Gould) とセイル・バーニングゴールド (Ceil Baring-Gould) は、その著書 Annotated Mother Goose 中で、17世紀に出された発言に言及して次のように述べている。

"As early as 1641 George Wither was protesting that many of the rhymes were unfit" (AMG 1967年P.19)

“早くも1641年に、ジョージ・ウイザー (George Wither) が多くのマザーグース・ライムが子供の耳には不適格であると異議を唱えていた。”

②20世紀の指摘

近年でも20世紀半ばに、「表現内容が子供向けには不適切であるので、マザーグースには改訂が必要だ」という主張を提唱している人が現れている。アレン・アボット (Allen Abbott, 1937), ジョフレイ・ホール (Geoffrey Hall, 1949-1950), ジョフレイ・ハンドロイ・テイラー (Geoffrey Handley Taylor, 1952) の3名である。

彼らが不適切であると判断する根拠は、マザーグースが扱っている内容や言葉に基づいており、子供向けにしては残酷な描写があまりに多いと述べている。ジョfrey・ハンドリィ・ティラーの指摘を原文のままここに引用する。(AMG 1967, p.20~21, ()内は中岡訳)

ティラーの指摘

"The average collection of 200 traditional nursery rhymes contains approximately 100 rhymes which personify all that is glorious and ideal for the child. Unfortunately, the remaining 100 rhymes harbor unsavoury elements. The incidents listed below occur in the average collection and many be accepted as a reasonably conservative estimate based on a general survey of this type of literature. Expressions of fear, weeping, moans of anguish, biting, pain and evidence of supreme selfishness may be found in almost every other page."

(訳：200の伝統的なマザーグースのコレクションのうち、擬人化しているおよそ100篇の唄は子供向けとしてみごとで理想的である。残念ながら残りのおよそ100篇の唄には気味悪い要素が含まれている。下記の表にリストアップされているできごとは平均的なマザーグースのコレクションにでてくるもので、この種の文献の一般的な研究に基づき、そこそこに伝統的なものとして受け入れられている。恐怖、嘆き、激痛の呻き、辛辣さ、苦痛、そして権力者の利己主義の証拠となる表現がほとんどどのページにも見つかりそうである。)

ティラーのこの指摘のままであれば、それは唄が唄われた世相をなんらか反映したものであると考えられる。

③子供向けの童謡としては不適切と思われる話題のリスト

(ティラー作成：cf. AMG, p.20-21)

ティラーが提示したリストを以下紹介する (訳中岡)。物騒な世相を反映し

たかと思われる殺害とか虐待などの話題や表現が数多く含まれている。

8 allusions to murder	(殺人の隠喩	8つ)
2 cases of choking to death	(窒息死	2件)
1 case of death by devouring	(食い殺される	1件)
1 case of cutting a human being in half	(2つに切断	1件)
1 case of decapitation	(断頭	1件)
1 case of death by shriveling	(干からび死	1件)
1 case of death by starvation	(餓死	1件)
1 case of boiling to death	(茹で殺し	1件)
1 case of death by hanging	(首つり	1件)
1 case of drowning	(溺死	1件)
4 case of killing domestic animals	(飼いならされた動物殺し	4件)
1 case of body snatching	(ひったくり	1件)
21 cases of death (unclassified)	(死 (未分類)	21件)
7 cases relating to the severing of limbs	(手足の切断	7件)
1 case of the desire to have a limb severed	(手足切断の願望	1件)
2 cases of self-inflicted injury	(自傷行為	2件)
4 cases relating to the breaking of limbs	(手足の骨折	4件)
1 allusion to a bleeding heart	(血が流れ出ている心臓の比喩	1つ)
1 case of devouring human flesh	(人肉を食べる	1件)
5 threats of death	(死の脅迫	5つ)
1 case of kidnapping	(誘拐	1件)
12 cases of torment and cruelty to human beings and animals	(人間と動物に対する拷問と残酷さ	12件)
8 cases of whipping and lashing	(折檻と鞭打ち	8件)
3 allusions to blood	(血の隠喩	3つ)
14 cases of stealing and general dishonesty	(盗みと詐欺	14篇)
15 allusions to maimed human beings and animals		

	(手足を切断された人間と動物の比喩	15個)
1 allusions to undertakers	(葬儀屋の隠喩	1つ)
2 allusions to graves	(お墓の隠喩	2つ)
23 cases of physical violence (unclassified)	(暴力 (未分類)	23件)
1 case of lunacy	(精神異常	1件)
16 allusions to misery and sorrow	(困窮と悲しみ	16個)
1 case of drunkenness	(酔っ払い	1件)
4 cases of cursing	(呪い	4件)
1 allusion to marriage as a form of death	(死の一形式としての結婚の比喩	1つ)
1 case of scorning the blind	(盲目者を嘲笑	1件)
1 case of scorning prayer	(祈りを嘲笑	1件)
9 cases of children being lost or abandoned	(迷子または捨て子	9件)
2 cases of house burning	(家の火事	2件)
9 allusions to poverty and want	(貧困と欠乏の隠喩	9つ)
5 allusions to quarrelling	(喧嘩の隠喩	5つ)
2 cases of unlawful imprisonment	(違法の投獄	2件)
2 cases of racial discrimination	(人種差別	2件)

④マザーグースの点検：ティラーの指摘の確認

このティラー作成のリストは、一般的なマザーグースのイメージ、「明るく楽しく、中にはナンセンスなものもあり、子供の想像力を豊かにする童謡の世界」とは、あまりにもほど遠いものである。そこで、ティラー作成のリストに該当するマザーグースが、件数はともあれ、果たして実在しているのかどうかを確認してみることにした。

チェック対象としたのは、収納してある唄の数が多く、また、古いバージョンを数多く収納している *Annotated Mother Goose* (略称 AMG) とした。*Annotated Mother Goose* には 883 の唄が収められている。掲載してある唄をチェックし、死・苦痛・恐怖・殺害等を表している場合、その原文の全文、あ

るいは一部を掲載し、該当する単語を太字であらわした。ページ番号は、AMGに記載されているページ番号を表し、～番の番号はAMGで使用されている唄の通し番号1～883を表している。

Lady Bird, Lady Bird, 火事, 死の恐怖
Fly away home, (AMG, 467番, p.209)

Your house is on **fire**.

Your children will **burn**.

"**Fire, fire!**" cried the town crier; 火事
"Where? Where?" said Goody Blair; (AMG, 197番, p.137)
Down the town," said Goody Brown;
"I'll go see't," said Goody Fleet;
"So will I," said Goody Fry.

Fee, Faw, Fum, 血, 死の恐怖
I smell the **Blood** (AMG, 122番, p.102-103)
Of an Earthly Man Shakespeare in King Lear
Let him be alive or **dead**, (Act III Scene 4, line 179-180,
Off Goes his Head. 188-189)
 . . . Fie, foh, and fum
 I smell the blood of a
 British man.

The Queen of Love went out to walk, 殺害の隠喩,
And saw an archer **shoot** a hawk; (AMG, 199番, p.137)
And when she saw the poor hawk **die**,
The Queen of Love was heard to sigh.

Hol Master Teague, what is your story
I went to the wood and **killed a tory**.
I went to the wood and **killed another**:
Was it the same or was it his brother?
I hunted him in, and I hunted him out,
Three times through the bog, about and
about;
When out of bush I saw his head,
So I fired my gun, and I **shot him dead**.

殺害
(AMG, 212番, p.145)

I'll sing you a song:
The days are long,
The woodcock and the sparrow:
The little dog he has **burnt his tail**,
And **he must be hanged** tomorrow.

動物虐待
(AMG, 72番, p.80)

Taffy was a Welshman
Taffy was a thief:
Taffy came to my house,
And stole a piece of beef
.

盗み,
ウェールズ人への人種差別
(AMG, 67番, p.72-73)
The rhymes given in Nancy
Cock's Pretty Song Book

Tom, Tom, the piper's son,
Stole a pig and away did run;
The pig was eat, and Tom was **beat**,
Till he run crying down the street.

盗み, 折檻
(AMG, 126番, p.105)
Only the first four verses
appear in Tom, my Thumb's
Pretty Song Book.
Published in 1744.

Who did **kill** Cock Robbin?

I, said the Sparrow,
With my bow& Arrow,
And I did **kill** Cock Robbin.

.
.

殺人，葬儀屋の隠喩
(AMG, 22番, p.36)
This verse appear in Tom, my Thumb's Pretty Song Book, pub- lished in 1744

There was a **Mad Man**,
And he had a **Mad Wife**,
And they lived in a **Mad town**,
They had three Children
All at a Birth,
And they were **Mad**
Every One.

精神異常
(AMG, 27番, p.39)
This verse is also collected in Tom, my Thumb's Pretty Song Book.

How shall we **boil** her?
Says Robbin, to Bobbin,
How shall we **boil** her?
Says Richard, to Robbin,
How shall we **boil** her?
Says John all alone,
How shall we **boil** her?
Says every one.
A man of words and not of deeds
Is like a garden full of weeds;
. . .

茹で殺し，血，
(AMG, 29番, p.40-43)

It's like a penknife in your heart;
And when your heart begins to **bleed**,
You're **dead**, and **dead**, and **dead**, indeed.

I married a wife on Sunday,
She began to scold on Monday,
Bad was she on Tuesday,
Middling was she on Wednesday,
Worse she was on Thursday,
Dead was she on Friday,
Glad was I on Saturday night,
To bury my wife on Sunday.

死の一形式としての結婚の比
喩
(AMG, 131番, p.106)

Little Jenny Flinders
Sat among the cinders,
Warming her pretty little toes;
Her mother came and caught her,
And **whipped** her little daughter
For dirtying her clothes.

鞭打ち
(AMG, 166番, p.125)

Open the door and let me through
Not without your **buff and blue**
Here's my buff and there's my blue.
Open the door and let me through

暴力
(AMG, 190番, p.135)

Hector Protector was dressed all in green;
Hector Protector was sent to the Queen.
The Queen did not like him,
No more did the King;
So Hector Protector was sent back again

横暴な王と妃
(AMG, 215番, p.145)

My dear, do you know,
How a long time ago,

子供の誘拐, 死
(AMG, 226番, p.148-9)

Two little children,

Whose name I don't know,

Were stolen away on a fine summer's day,

:

When they were dead,

:

死の恐怖，殺害

Three blind mice, see how they run!

(AMG, 253番, p.156)

They all ran after the farmer's wife,

Cf. *Oxford Dictionary of*

Who **cut off their tails** with a **carving knife**,

Nursery Rhymes: This

As three-blind mice.

verse was first included in

Deuteromelia or The

Seconde Part of Musicks

melodie (1609)

There was an old woman, her name it was Peg. 溺死による殺害

Her head was of wood, and she wore a cork leg. (AMG, 258番, p.160)

The neighbours all pitch'd her into the water,

Her leg was drown'd first, and her head

follow'd a'ter.

There was an old woman had three sons,

絞首刑，溺死，行方不明

Jerry, and James, and John;

(AMG, 262番, p.160)

Jerry was hung, and James was drowned,

John was lost and never found.

And there was an end of her three sons,

Jerry, and James, and John.

以上から，ティラーが指摘したように，血とか殺害とか犯罪に絡んだ表現を

含んでいる唄が、マザーグースの中に数多く存在していることが確認できた。常識的に考えれば、これらの恐怖感を煽るような唄が、幼い子供に聞かせようという意図で作成されたはずはない。

3. 16世紀の暗い世相と大衆文化のにぎわい

：弾圧を潜り抜ける歌謡と演劇のパワー

1) ロンドン橋の晒し首：サザック地区の住民への見せしめ

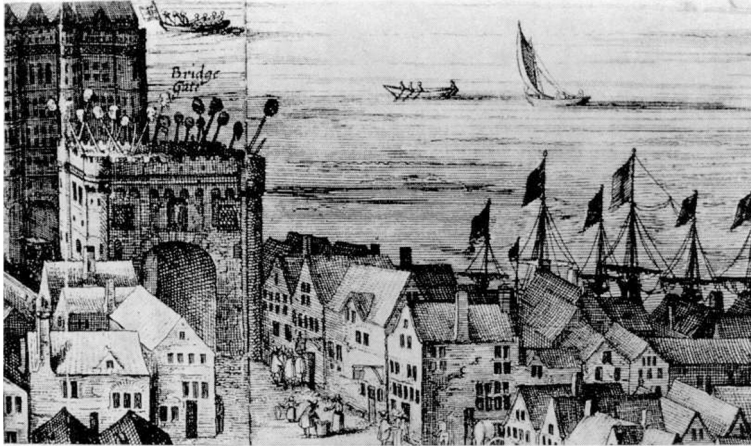
当時のテムズ川は、船頭が漕ぐ船が数多く行き来し、ロンドンが一番賑やかな交通路であった。この川に架かる橋はたった一つロンドン橋しかなく、ロンドン橋の上には、豪華な作りの木骨造りの富裕な商人や小売商の住宅が橋の全長にわたって両側に並んでいて、当時の外国人訪問客の目をくぎ付けにしていたという。外国人訪問客から絶賛をあげたこの光景の他に、もう一つ外国人訪問客の目をくぎ付けにしたものがある。

ロンドン橋のサザック門桜の上の晒し棒に突き刺されていた晒し首である。C.J. ヴィッセルが描いた鳥瞰図より、その晒し首が確認できる。君主に対する謀反の罪で処刑された者の首が、見せしめに晒されており、ロンドン橋を渡る住民たちを恐怖に陥れていたことが予想される。サザック門は、遊興・娯楽地区で劇作家たちがいるサザック地区へとつながる門で、明らかにその地区の住民達への見せしめであった。

“もう一つのロンドン橋の見物は、門楼の上の晒し棒で、先端には処刑された反逆者たちの首が飾ってあった。一度に30から35もの首が腐るがままに晒され、上空を巡回する掃除係の鳶がその腐りかかった肉を貪欲についばんだ。罪人たちはまた、川の土手にも鎖で繋がれた。”

(『エリザベス朝の裏社会』 p.4)

次の唄は、AMGの中で、通し番号1番の唄である。一番古いマザーグースの出版物である *Tommy Thumb's Pretty Song Book* (1744) に収められてい



ロンドン橋のサザック門（門の上に死刑囚のさらし首が見える C.J. ヴィッセルのロンドン鳥瞰図(1616)より)

た38篇の中の一つで、1600年以前にチラシに印刷されて出回っていたものと注釈がつけられている。(AMG, p.24-25) 長い間、唄のイメージがとれず意味不明に思え、なぜこんなよくわからない唄が最初に紹介されているのだろうと不思議に思っていた。

Little Robin red breast,	赤い胸をした小さなこまどり
Sitting on a pole,	竿の上,
Niddle, Noddle,	こっくりこっくり,
Went his head,	頭（こうべ）が揺れて,
And Poop went his Hole.	むなしいやつは、墓穴の中（中岡訳）

(poop: a stupid or ineffectual person)

だが、今回の研究調査を重ねていく中で、C. J. ヴィッセルのロンドン鳥瞰図に出会い、このロンドン橋の晒し首の光景が目には焼き付いてしまうと、なんのことだかわからなかったこの唄が、たしかにこの残酷な現実を暗にほめかして唄っていると確信するにいたった。

2) サザック地区の5つの監獄

ロンドン橋を渡った先のサザック地区は、シェークスピアで有名なグローブ座やバラ座をはじめとした劇場、宿屋、遊女屋、売春宿、多くの人々を熱狂させた賭博の見せ物である熊いじめ、牛闘技、闘鶏などの闘技場があり、遊興娯楽地区として知れ渡っていた。

16世紀のこの時代、投獄が頻繁であったことを証明するかのよう、ロンドンには18もの監獄が存在した。このサザック地区には、そのうち、クリンク監獄、マーシャルシー監獄、王座監獄、ホワイト・ライオン監獄、カウンター監獄の5つもの監獄が存在していたという。

テムズ川の船頭詩人として有名なジョン・テイラーは、1623年の『牢獄と典獄の賛美と長所』というパンフレットで、韻文でこれらの監獄の紹介をしている。(cf.『エリザベス朝の裏社会』p.268～271)

“ロンドンとその1マイル以内には、思うに

牢獄や監獄が合わせて18.

ムチ打ち場、晒枷、豚箱が60ある。

そこでは罪は恥と悲しみで当然の報いを受ける。

ロンドン塔は王城ながら、

不忠者のための牢屋が中にある・・・・・・・・・・

つまりは君主や法に

そむくものへの監獄である・・・・・・・・・・

サザックには5つの牢獄ないし監獄がある。

カウンター、マーシャルシー、

王座、ホワイトライオンの4つでは、

タンタロスやイクシオンのような手合いが

日毎身をさいなむ飢餓の苦しみを痛感しているが、

娑婆ではうまく住めなくて

進んで牢内に住みついている者もいる。

もう一つ、すてきな住居のあるクリンクがある。

ちよいとテムズ川を渡って（ロンドン市内に引き返し）・・・”，

3) ある劇作家の投獄体験記

当時わずかな負債・暴力等の理由で、驚くべき広範囲の人々が逮捕され、投獄が日常茶飯事になっていた。シェークスピアが投獄されたり、劇場閉鎖を言い渡されたりしていたことは衆知の事実である。だが、当代のほとんどすべての劇作家やパンフレット作家たちもまた、罪もなくあるいは借金等の名目で逮捕され、監獄暮らしをしていた。ウィリアム・フェンナーの冊子にその記録が残されている。

“当代のほとんどすべての劇作家が—その中には、マーロー、デッカー・マッシンジャーも入っている—監獄でしばらくご厄介になっている。デッカーも自らの体験記を残したが、・・・” (G. サルカード *The Elizabethan Underworld* 松村 訳『エリザベス朝の裏社会』 p.240)

“エリザベス女王の時代には、男も女も、事実上どんな犯罪でも監獄に放り込むことができた。放浪罪、小窃盗罪、合法的理由も明白な生活手段もなく教会区を離れる罪、口頭誹謗罪、負債、暴力行為、治安素行行為、魔女の嫌疑・・・挙げてゆけば、事実上きりが無い。・・・金さえあれば誰でも、宣誓をして誰か他人に対する礼状を出してもらい逮捕させることができた。” (cf. 同上 p.239-240)

サザック地区にあるカウンター監獄に罪もなく投獄された一人が、詩人で俳優でパンフレット作者であるウィリアム・フェンナーである。その監獄体験記をまとめ、1616年に出版したのが「カウンター国…」という冊子で、この冊子は、エリザベス1世の時代とジェームズ1世の時代の監獄生活の主要情報源の一つになっている。フェンナーはこの冊子の巻頭句を次のように書き、一般読者宛てに謂われもない逮捕・投獄に対する警鐘を鳴らしている。

“カウンターに貴君の部屋がとってあることを
知れば十分、見るには及ばぬ”（同上，p.239）

事実、エリザベス女王時代、シェークスピアと同世代のジャーナリスト・劇作家・風刺詩人であるトーマス・デッカー（1572～1632：1608, *The Belman of London*出版ほか）は、債務者監獄に16年間閉じ込められていた。

4) 劇作家 トーマス・デッカー作の子守唄

トーマス・デッカーが監獄を出て、パンフレット作成を開始したのは、エリザベス女王が死去し、ロンドンにペストが大流行した1603年のことである。ロンドンの底辺社会の貧窮、虚偽、退廃、欲望、罪悪を知り尽くしていたトーマス・デッカーは、ペストの大流行がもたらした残酷な現実を知らせるパンフレットを出版している。

そのトーマス・デッカー作とするマザーグースの子守唄が存在していた。英語の原文と添えてあった日本語解説をそのまま以下、引用する。

I Will Sing a Lulla

Thomas Dekker (1570年～1632年)

Golden slumbers kiss your eyes,
Swiles awake you when you rise;
Sleep, pretty loved ones, do not cry,
And I will sing a lullaby,
lullaby...

“17世紀のイギリスで作られたとされる子守り唄。その詩は、劇作家、詩人としてシェイクスピアと同じ時代を生きたトーマス・デッカー（1570～1632）の手になる。「すてきなおねむが、あなたのまぶたにふれる。えがおはあなたが、めざめたしるし…」という内容の、赤ん坊に対する母親の無償の愛が、ひしひしと伝わる作品。この歌はイギリスでは現代でもよ

く知られるマザー・グース（童謡）の一つで、ザ・ビートルズ時代のポール・マッカートニーが作った名作「ゴールデン・スランバーズ」にも、詞の重要な部分が登場する。”

(<http://www.d-score.com/ar/A02111202.html>)

上記の日本語の解説では、マザーグースの中に収められている理想的な子守唄、すなわち、母親の無償の愛が伝わってくる素晴らしい唄であるとして紹介されている。

だが、この解説が正しいならば、スペリングはswilesではなく、smiles ‘笑顔’ のはずである。その上、smileに複数形のsmilesを取らせるのは変に思える。mとwのスペリングミスではなく、やはり、元の版では、swilesであると推測する。

英英辞書ランダムハウスで確認したところ、swileという単語は現在は、存在しない。だが、swilesに類似したスペリングとして、古英語（OE）のswilan, 中英語（ME）のswilenがあった。現在はswill ‘ゴミ、残飯’ のことである。16世紀当時は印刷者によってスペリングがまだまちまちの部分もあったので、swileともswilenとも書いていたのではないだろうか。

swill : ME swilen OE swilan

garbage / any liquid mess, waste, or refuse; slop

deep draught of liquor / contemptibly worthless utterance or

writing (swillに関するランダムハウスからの引用)

子守唄

黄金のまどろみが、あなたのまぶたに口づけをする。

起きると、ごみで目が覚めますよ

お眠りなさい。いとしいあなた、泣かないで。

子守唄を唄いますね。子守唄を

(訳責 中岡)

長期にわたって投獄され、さんざんな扱いを受けてきたトーマス・デッカーは、直接にも隠喩的にも、イギリス社会を記述・風刺せずにはいられなかったと推測される。(cf.『シェークスピアの民衆世界』p.7～9、『図説ロンドン年代記』p.153～155, G. サルカード *The Elizabethan Underworld* 松村 訳『エリザベス朝の裏社会』p.240)

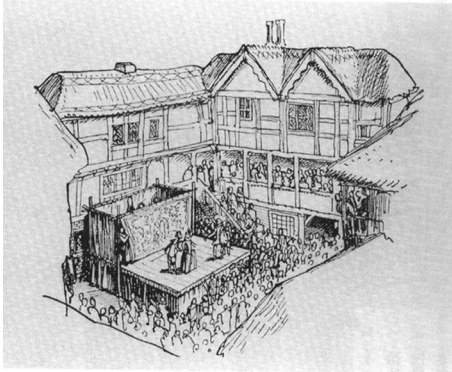
赤ん坊に唄ったのではなく、死者へ向かって、“世の中はゴミ溜めみたいなところだ、目がさめれば汚い世界だ、お眠りなさい、死という黄金のまどろみがあなたに訪れたのだから”と唄っているように聞こえる。彼ならば、こんな唄をうたったとしてもおかしくない。

この一つの子守唄からも、16世紀当時の劇作家、パンフレット作家が、韻を踏んで音遊びしながら、社会を風刺した歌謡を数多く書いていただろうと推測できる。当時のマザーグースの作詞に、劇作家やパンフレット作家たちも、関係し一役買っていたのではないだろうか。

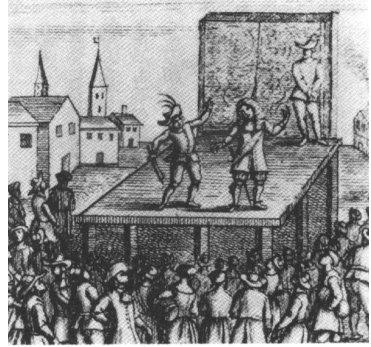
5) 仮設舞台から始まったイギリスの大衆演劇の特徴

16世紀、一般大衆文化の拠点となっていった演劇は、旅回りの興行からスタートした。旅回りの役者がロンドンに来ると、サザック地区のイン（宿屋）の中庭に仮設舞台が設置された。インの宿泊客のみならず、商売人、演劇好きの一般大衆が集まり、仮設舞台を取り囲んだのである。青空天井、犬の吠え声、通行する馬車の轍の音、通行人の足音、泊り客の飲み食いの音、ざわざわ騒がしい客、酒に酔ってわめく客に囲まれた仮設舞台で演劇が行われた。音響効果の装置が全くほどこされていないその雑音に満ちた悪質の音響環境の中で、役者はどうやって粗野で騒々しい観客と向き合ったのだろうか。

聞き取れなければ観客は怒るだろうし、面白くなければ野次も飛ばしてくる。その点がフランスなどの貴族の館内で貴族相手に演じられた演劇とは全く異質である。極めて悪質な音響環境の中で、一般大衆の心を掴み、芝居に引き込んでいくには、芝居の筋書と役者のせりふまわしの力量がすべてだった。芝居の筋書きの面白さがなくては観客は見向きもしてくれないし、仮設舞台から離れた位置の観客まで通る声量は必須である。それだけではない。話題の時代性、



16世紀の宿屋劇場 (C. W. ホッジズ画)



旅役者の仮設舞台 (スカロンの『役者一座』(1676)の口絵より)

活きのよさ、音声魅力、口舌の面白さ、口調のおかしさ、そして権力者を風刺する笑い、いずれも欠けてはならなかったろう。粗野で活気に溢れる一般市民を、夢中にさせるなにかが常に求められていたと思われる。

当時の演劇が粗野な一般大衆のものであったということが、次の文献からも確認できる。

“当時の観劇料は最低の料金が1ペニーと安く、市民にとって演劇は書物よりも身近なものであった。劇作家は、作品を書く際に、観客となる一般大衆の認識や趣向を当然意識しなければならなかったし、世相や国際関係も無視できなかった。それゆえに、近世の演劇作品は、知識人層のみならず、多くの人々の意識を映し出す鏡といえるのである。” (『イギリスであること』 p.59～60)

“「労働者階級の外国人嫌いは他国の比ではない。」しかし、イングランドの外国人嫌いはけっして新しい現象ではない。近世のイングランド人もまた外国人嫌いであった。……外国人に対する偏見に満ちたイメージは数え上げればきりが無い。舞台上に外国人が登場すれば、観客はその滑稽さを笑い、時には嫌悪感を露骨に示し、野次を飛ばしたことであろう。” (同上, p.59)

当時のシェークスピアの原文で、脚韻を踏み繰り返し口調で音あそびがされているのも、庶民の心を掴むためのせりふ廻しの必要な技でもあったのである。いいにくいものは書き換えられ、役者と顧客の応答の中で言いまわしのよいリズム感あふれるのりの良いせりふが練り上げられていったと思われる。マザーグースのきれのよいリズム感、舞台上の役者が、観客の関心を一手に掴もうとする中で磨いていった丁々発止の切れの良いせりふまわしを反映しているかのように思われる。

6) 流行の中心地セントポール大寺院

：露天に並んだ歌謡集と演劇の台本

エリザベス1世の時代のセントポール大聖堂には、5万平方メートルの広い境内があったが、そこは敬虔な祈りを支える静かな場所というよりは、むしろロンドンの賑わい・喧噪・流行の中心地であり、情報の交換の場であり、泥棒の巢窟でもあった。その喧噪と雑踏の中で、歌謡歌詞も演劇の台本も風刺冊子も売られていたという記録が残っている。マザーグースの歌詞も口頭だけでなく、チラシに書かれていたという。取引・職探し・処刑見物も含め、さまざまな意図で寺院に集まってきた大衆が、手に取っては立ち読みし、朗誦したり、笑いながら雑談に花を咲かせていただろうと推定される。文献『エリザベス朝の裏社会』(p.15～28)から構内の様子を詳細にみてみよう。

・構内の壁に立てこむ商店・職探しの掲示板

住宅や商店が立て込んでいて、そこではあらゆる種類の取引があったという。現代社会でいえば、いってみれば大勢の人が集まり行きかう商店街や繁華街の様子である。

・重要布告の公表

境内の中央で、国の重要布告の発表がされた。例えば、スペイン軍の無敵艦隊をイギリス軍が1588年に撃沈したニュースはここで公表されたという。一般大衆へのニュースの伝達すなわち、現代でいうマスメディア的な役割を果たしていた場所でもあった。

・臨時処刑場

“1560年、この境内で1月10日2人の処刑がされた”という記述が残っている。当時5つの監獄があり絞首場タイバーンが常設されていたが、タイバーンの外にも臨時の処刑台の設置場がいくつかあり、セントポール寺院の境内はそのひとつであったという。処刑が一種の見世物となっていた様子が伺える。

・最新の風刺冊子、歌謡歌詞、演劇の台本の立ち読み

軒を並べる露天の本屋では、最新の風刺冊子や歌謡の歌詞、そして演劇の台本が売り買いされていて、立ち読みする人が大勢いたという。貴族に限らず、文芸が一般庶民の楽しみ・娯楽となっていた様子が伺える。

7) 大衆娯楽産業の中心としての演劇

16世紀当時、商工業などの進展によって、しだいに中産階級が経済力と発言力を増大していく中、失業者や浮浪者も含めあらゆる階層の人々が、職と金と娯楽を求めてロンドンにぞくぞくと集まってきた。社会の構成と一般市民生活が急速に変化していったこの時代は、民衆文化の転換期となり、ロンドンを中心に大衆娯楽が発展していった。

エリザベス時代末期のロンドンは人口の急増が著しく、シティの内部では75000人に達し、シティの城壁の外には15万人を超える人々が住むようになっていた。人口の過密は特にシティにおいて著しく、非衛生的な生活環境の上、道路の混雑もはなはだしく、決して一般市民にとって住みやすい場所とはいえなかった。人口過密だけが問題ではなかった。狭い空間であるにもかかわらず、ロンドンに存在した18もの監獄が象徴的に物語っているように、治安の悪さ、渦巻く宗教的対立、その上弾圧・投獄・処刑が絶えない不穏な世相であった。この暗い世相と一般大衆の活気を反映してか、大衆娯楽も粗野な活気に溢れており、賭博的見せものである動物いじめや死刑見物など残酷なものも多くみられた。

“・・・たしかにロンドンは、貧富貴賤また老若男女を問わず、各人にそ

それぞれの楽しみを与えることのできる都会であった。流行の発祥地であるこの町で、豪華な衣服や饗宴を楽しむ富者に対して、一般庶民にも安価でふんだんな楽しみがあった。エールハウス（酒場）、劇場、熊いじめ、牛いじめ、闘鶏、トランプ賭博、サイコロ賭博など。そして郊外地域とりわけサザックには、悪名高い売春館、またあらゆる種類の悪行放埒のための場所があった。粗野な活気に溢れるこの時代は、ベドラム癡狂院の狂人見物や、タイバーン刑場での死刑見物さえもが、市民の重要な娯楽の一つだったのである。（『シェークスピアの民衆世界』 p.6～7）

こういった時代背景の中、劇作家、パンフレット作家たちは投獄されても投獄されても、監視や弾圧を潜り抜け、印刷技術の発展に助けられ、著書、風刺冊子、歌謡、演劇の台本などを次から次へと発表していった。初期のマザーゲームのいくつかは、こういった素地と風潮のなか、詠み人知らずで、かつ逮捕も弾圧もできないような隠喩を含んで生まれてきたようである。

大衆娯楽として発展していったイギリス演劇のセリフが、社会風刺や権力者批判を隠喩的に微妙に含んでいる時、一般市民である観客は笑い、劇場はおおいに湧いたのではないかと想像される。大衆娯楽の中心的位置を演劇が占めていった背景には、専制君主による絶対王政下の理不尽な出来事や弾圧・投獄・処刑を恐れながらも、経済的自由人である一般市民達が、何らかの批判や反撃を劇中の自由な表現の中に求めていたからではないだろうか。封建社会の弾圧に耐えた多くの劇作家に支えられ、粗野でウィットに富んだ一般大衆の心を掴んでいったイギリス演劇は、シェークスピアによって大きく花開いていったと思われる。

“エリザベス朝の首都に花開いた大衆娯楽の雄としての演劇は、英国社会の抱える矛盾の最大のトポスともいえるロンドンの動揺と混乱、そしてそこから生まれるエネルギーこそ、自らの糧として成長していったのである。”（『シェークスピアの民衆世界』 p.6）

4. 2つの唄の分析と仮説

1) 音声魅力の陰に存在する不可解さ

次に掲載する5つの唄は、非常によく知られているマザーグースで、リズムの良さと響きの良さが抜群で、今もなお抜群の人気を誇っている。特に深く意味を考えなくても、音声の楽しさだけで、大人も子供もたちまちのうちに惹きつけられてしまう。ティラーが指摘したような死・苦痛・恐怖・殺害を推測させるものはThree blind miceの1つだけで、他の4つは楽しい雰囲気があふれており、いかにも子供が喜びそうなイメージがある。それほど聞き手を魅了する力をもっているのだが、なぜか何度も口ずさんで音がなじんでくると、「????」と、何か不可解さが消えず、それがかすかな疑問となって残った。不可解さを心に留めたのはわたしだけだろうか。

5つの唄とかすかな疑問

Rain rain go away

なぜ嫌な雨の行き先がスペインで、もう二度と来るのかなのか？

Hey diddle diddle, The cat and the fiddle,

なぜ、猫にバイオリン、牝牛にお月様、小犬なのか？

ナンセンスで有名なこの唄は、ただのでたらめな唄なのか？

Humpty Dumpty sat on a wall

Humpty Dumptyは全くの空想の世界のキャラクターなのか？

Sing a song of six pence

登場人物が、なぜ王、妃、召使、にムクドリなのか？

The three blind mice.

この唄はなぜ不気味な底知れぬ怖さを感じさせるのか？

2) マザーグースの解釈と歴史的事実との関係の捉え方

日本でのマザーグース関連の研究は多様で、これまでも多数出版され、マザーグースが内在してもっているイギリス文化の窓口としての魅力が紹介され

てきた。1925年に北原白秋が翻訳し、『赤い鳥』で紹介したのが始まりで、主なものだけでも1972年平野敬一『マザー・グースの唄—イギリスの伝承童謡』、1975年の谷川俊太郎の『マザーグースの唄』、来任正三『マザーグースを知っていますか』、鳥山淳子『映画の中のマザーグース』、薬師川虹一・他『マザー・グース』、1995年鷺津名都江監修の『マザーグースをくちずさんで—英国童謡散歩—』等、さまざまである。

この中で、マザーグース唄の背景と推測される歴史的事実との関係を取り上げているのは、主に薬師川虹一・他『マザー・グース』、矢野敬一『マザー・グースの唄—イギリスの伝承童謡』である。だが、現代の趨勢としては、以下のような扱いが一般的と思われる。紹介以上に入り込んで、歴史的事実や時代背景を取り沙汰する意味はないのだろうか。

現代の趨勢としてのマザーグースの扱い

“マザーグースの唄は、昔から代々歌い継がれて現代に至っているが、過去から独立して現代に存在し、唄そのものが人々に愛唱されている。だから、歴史的事実に基づいて唄われ始めたものがあったとしても、いまさら何百年も昔の歴史的事実や時代背景を取り沙汰する意味も必要もない。”

唄自体が独り歩きしている現在、「唄が唄われていた時代背景やできごとの事実関係等をさかのぼって確認しなければ、本当の解釈はできない」と断定することには確かに無理があるだろう。現代の趨勢を否定することは、歴史学者でもない一般人がマザーグースを理解したりすることはできないと断定しているようなもので、おかしな議論になってしまうかもしれない。世代から世代へと唄い継がれてきた口承文化としてマザーグースのパワーは、どういう扱いを受けようがその本質を失うことはないように思える。そうであったからこそ、たくましく今日まで歌い継がれてきたといえるし、今後もまた口から口へと受け継がれていくにちがいないと思われる。

しかし、マザーグースの中には、ここで確認したように折檻、殺害、誘拐、死刑など子供向けの童謡としてはふさわしくないような内容・表現があまりに

も多いのも事実である。その上、上記の5つの唄は17世紀18世紀よりはるかに以前から作成されていたという記録が残っている。17世紀以前といえば、16世紀イギリス絶対王政時代である。

これら5つの唄の抜群の音感の良さと心地よいリズムの中に、単なる素人の唄とは思えないパワーを感じるのは私だけだろうか。童謡のジャンルに収められているように、単に幼児をあやそうとして、あるいは楽しませようという意図でだけ作られてきたものなのだろうか、それとも、なにか別の意図で作られ唄われてきたものなのだろうか。

- ・ どういう時代背景の中で生まれた唄なのだろうか？
- ・ 暗示的に何かが唄い込まれていたのだろうか？
- ・ どのような場所で誰が誰に向かって唄っていたのだろうか？

マザーグースの一編の唄の存在意味を理解するために、上記のような問いかけをしながら、唄の時代背景と歴史的事実との関係を推定してみたい。そのことによって唄が内在的に秘め、人を惹きつけて止まないパワーの本質が理解できるのではないだろうか。

この論文では、当初5つの唄全部を扱うつもりで、同時進行でリサーチを進めてきたが、5つの唄全部を扱う十分な研究時間がとれなかった。そこで5つのうちはじめの2つの唄に重点をおくように方針を変更した。それらのリサーチの結果をまとめ、かすかな疑問のなぞときを試みることにする。残りの3つの唄についても、今後さらにリサーチを進め、論文にまとめていきたいと考えている。

3) Rain Rain go awayについての検討

Rain rain go awayay — — — . —

Come again another day — . — . — . —

Little Johnny wants to play. — . — . — . —

Rain rain, go to Spain. — — — . —

Never show your face again. — . — . — . —

①かすかな疑問：なぜ雨の行き先がSpainなのか？

外遊びの好きな子供たちは雨を嫌うものである。イギリスは雨の多い国だから、どこかあっちへ行ってくれたらと考え、この唄が生まれたように一般に言われている。rain, againと脚韻を合わせるには、Spainでないと脚韻が生まれず、Germanyでは、この歌の面白みはなくなる。だが、単に[ein]の脚韻を踏ませるのであれば、SpainでなくてもGo to plain（野に行け）でもいい。day, play, awayと同じ脚韻を踏ませるのであれば、Go to Norway（ノルウェーに行け）でもよいはずだ。納得できないのはもう1つある。「二度と顔を見せるなよ」という表現だ。雨は、本来恵みの雨であるから、降らなければ大変なことになる。いくら子供の歌といえども、‘二度と降るな’とは言わないのではないか。なぜ、雨の行き先がSpainなのだろうか？そしてもう二度と顔を見せるなといっているのはなぜだろうか？

②イギリスの宿敵であった強大国スペイン

スペイン国王フェリペ2世が誇る無敵艦隊をエリザベス一世が1588年に破った時から、強国イングランドの台頭が始まった。しかし、それ以前、スペインは常にイギリスの強敵であり宿敵であったのである。ヘンリー7世（治世1485～1509）の時代から、強大国スペインの前で、小国イギリスは窮々としており、決して平等の関係が作られていたわけではない。ヘンリー7世が、長男アーサー（14歳）をスペイン王の娘キャサリン・オブ・アラゴン（15歳）と政略結婚（1501年）させたのも、大国スペイン国との同盟を図り国際的な安定を保つためであった。病弱のアーサーは結婚の翌年亡くなった。その時次男ヘンリーは10歳であった。8年後（1509年）ヘンリー7世が世を去ると、次男ヘンリー8世が即位（18歳）し、即位直後に亡き兄の妻（義理の姉）で未亡人であるキャサリン王妃（24歳）と結婚した。この結婚も小国イギリスが、カトリック教国であり強大国スペインとの同盟関係を必要としたからにはほかならない。

③ 1687年の記録から

下記の記録から、唄われていたのは1687年それよりはるかに昔の時代のことと、しかも‘that Gentiles（あの異教徒）’に起源をたどる古い時代に関連した唄であることが確認できた。

John Aubrey (the English chronicler 1627-1697) wrote in 1687, "Little Children have a custome when it raines to sing, or charm away the Rain; thus they all joine in a chorus and sing thus, viz. "Raine, raine, goe, away, Come againe a Saturday" I have a conceit that this childish custome is of Great Antiquity yt it is derive from yt Gentiles." (cf. AMG, 443番, p.204-5.)

(ジョン・オーブレイ（イギリスの年代記録者1627-1697）が、1687年に以下のように述べている。「幼い子供たちは、雨が降ると、`雨、雨、あっちへ行け、土曜日にもどっておいで`と、みんなで一緒に声を合わせて、雨に呪文をかけたり、歌ったりする習慣がある。奇抜な思いつきであるが、この子供っぽい慣わしが、あの異教徒に起源をたどる古の時代のものであると私は考えている。）

1687年のイギリスといえば、イギリス国教会が確立している時代である。だからその時代、‘あの異教徒’に相当するのは、カトリック教徒のことと推測される。カトリック教徒に起源をたどる古い時代といえば、熱烈なカトリック教徒であったメアリー1世の時代と推測される。

④ 熱烈なカトリック教徒であるメアリー1世

メアリー1世はヘンリー8世（治世1509～1547）と第一王妃であるキャサリン王妃の間に生まれた。敬虔なカトリック教徒であるスペイン人の母親の影響を受け、熱烈なカトリック教徒で、イングランド人というよりはむしろスペイン人であった。このメアリー1世は、プロテスタントとカトリックの国を二分する激烈な宗教対立の渦の中、ブラッディ・メアリーという異名で呼ばれ、



メアリー1世

最も好ましくない国王という烙印をおされている。メアリー1世の生い立ちからブラディ・メアリーと恐れられるようになった経緯を調べた。

メアリー1世はヘンリー8世のプリンセスとして生まれながら、10歳ごろから父親と母親の不和が表面化し、少女時代は不遇であった。ヘンリー8世はキャサリン王妃との離婚をめぐるローマ法皇と断絶し、イギリス国教会を設立し、

1533年にアン・グリーン（第2王妃）と結婚し、キャサリン王妃（第1王妃）との結婚を無効とした。それにともなってメアリー自身（17歳）も王位継承権が剥奪されて庶子扱いとなった。その上、母親との同居も文通も禁じられ、母親の病死後は孤独で不運な日々を過ごした。6番目の王妃キャサリン・パーのとりなしでプリンセスの身分を回復したのは27歳の時である。

ヘンリー8世の後を継いだのは、10歳の幼いエドワード6世（治世1547～1553）であった。ヘンリー8世の唯一の嫡男であるエドワードは、生まれるとすぐ生母をなくし、第6王妃であるキャサリン・パーに5歳の時から教育を受



け、熱心なプロテスタントとして育ち、病弱で16歳で夭折した。(cf.『英国王室史話』p.331～339)

⑤メアリー1世のスペイン王との結婚

エドワード6世の死後、熱烈なカソリック信奉者のメアリーへの王位継承は、議会でも危惧され、プロテスタントへの改宗要請がメアリーに出された。しかし、その要請をはねのけて37歳で王位を継承(治世1553～1558)したメアリー1世は、治世の重要事項をすべて従兄弟のスペイン王カルロス1世に相談して決定した。その上、イギリスの国論を無視して、翌年1554年にカルロス1世の長男フェリペと結婚した。イギリスの国状や国民感情を無視したこの結婚に、トマス・ワイアットが反対して蜂起したが、反乱は失敗して処刑された(1554)。フェリペは翌年スペイン王に即位し、メアリー1世の治世は事実上、カトリック教徒の国であるスペインの治世下であったといえる。

⑥プロテスタントに対する非情な弾圧

メアリー1世は、ローマ法皇至上権の復活を願い、異端禁止法を復活させ、強引に残酷なほどプロテスタントを弾圧した。カンタベリー大司教のトマス・克蘭マーも火あぶりの刑にかけ、メアリー1世が血祭りにあげたプロテスタントの指導者は、300人ちかくに及び、まさに血まぐさい時代であり、ブラッデ・メアリーという異名で恐れられたのである。

他国の国王を夫とし、紋章はスペイン王フィリペ2世(左半分)の後を追うイングランド女王メアリー1世(右半分)で、スペインに従属した構成になっている。そのことで、メアリー1世は、「イングランドをスペインに売り飛ばした女王」とまで酷評された。



⑦一般市民の本音：権力者への恐怖心と反感

熱烈なカトリック教徒のメアリー1世の治世を知り、300人あまりのプロテスタントの指導者たちの処刑の史実を確認すると、当時の一般市民が抱いていたであろう絶対君主メアリー1世への反感と恐怖心がいかにすさまじいものであったかは容易に想像できる。

バーソロミュー教会の大市の余興の中で、最も人気を博したのが猿の余興であったという記録が残っている。

“この猿は、イングランドの君主の名前を聞くと柵を飛び越え、ローマ教皇やスペイン王の名前を聞くと不機嫌でむっつりとねそべった。芸は明らかに一本調子であったが、猿回しの弁舌と見物人の新教的国民感情の強さがそれを補っていたことはまちがいない。”

(『エリザベス朝の裏社会』 p.98)

人気を博した理由は、投獄・火刑の弾圧が続く中、口を封じられた一般市民の本音を、猿が表現していたからに他ならない。

⑧Rain, rain go awayの解釈の試案：不可解さの理由

この唄に覚えた不可解さについて、次のような解釈を提案する。

Go to Spain :

この部分は、単なる脚韻を踏ませるためにSpainとなったのではなく、メアリー1世の治世時、夫であるスペイン王フィリペ2世に対する当時の人々の反感、嫌悪感を表しているからにちがいない。

never show your face again :

不可解であったこの部分であるが、謎が解けなかったのは、文字を目にしていたからではないか。耳で聞きとれば、[rein]の発音に該当する単語は、rain(雨)だけではない。reign(王の治世、統治)もそうである。となれば、全文は以下のように全く違った表現内容に解釈できる。

<u>Reign, Reign,</u> go away,	王の統治はあっちへいけ
Come again another day	また、別の日に来てくれよ。
Little Johnny wants to play.	ジョニー（一般市民）は遊びたいよ
Reign, reign go to Spain,	王の統治はスペインへ行って、
Never show your face again.	二度と顔を見せないで。

これは、メアリー 1 世の絶対王政下、実質的にはスペイン王の統治下で、その強硬な弾圧とプロテスタントの処刑の続く狂気じみた治世に反感を覚えた一般市民が本音を隠喩的に表現したものと思われる。

一般市民の本音

「スペイン王に従属するブラッディ・メアリーの治世はもううんざりだ。王（カトリック教徒の王の治世）はスペインに行ってしまう。もう二度と顔を見せないでくれ。僕たち一般市民はもっと自由に生きたいよ。」

4) Hey Fiddle Fiddle, The cat and the fiddleの検討

Hey diddle <u>diddle</u> ,	— — — . — .
The cat and the <u>fiddle</u> ,	. — . . — .
The cow jumped over the <u>moon</u> ;	. — . — . . —
The little dog laughed	. — . — — —
To see such sport,	. — — — —
And the dish ran away with the <u>spoon</u>	. . — . . — . . —

①かすかな疑問：なぜ、猫にバイオリン、牝牛にお月さま、子犬なのか？

ナンセンスで有名なこの唄は、ただのでたらめ唄なのか？

この唄は、ナンセンスな唄としてマザーグースの中でも最も人気がある。①立ち上がってバイオリンを弾いている猫、②月を飛び越えて宙に浮かんでいる牝牛、③笑っている犬、④一目散に走っている足の生えたスプーンと皿、どれ

をとっても不可思議きわまりなく、ハチャメチャな世界である。

このなんとも奇妙なわけのわからない世界を、数多くの画家が時代や国を超えて競って絵に描いてきた。アフルレッド・クロウキル (1804～1872)、チャールズ・H・ベネット (1829～1867)、ウォルター・クレーン (1845～1915)、ランドルフ・コルデイコット (1846～1886)、アーサー・ラッカム (1867～1939)、チューダー・ターシャー (1915～) ブライアン・ワイルドスミス (1930～)、レイモンド・ブリッグズ (1934～)、和田誠 (1936～)、スズキ・コージ (1948～) 印象的なそのなんともいえないおかしさが絵の魅力となり、絵として楽しまれてきたほどである。

子供たちも、わけがわからないままに引き込まれ、一度聞き、一度絵を見たら印象に強く残ってしまう。中には、マザーグースといえは、なんとなくこのナンセンスな絵を思い出す人もいるかもしれない。ハチャメチャな世界を唄うこの唄は、ただのでたらめ唄なのだろうか。

②古い版の存在

実は、この唄には古い版といわれるもう一つの唄があって、一般に知られている上記のもの一行目のHey⇒High、5行目のsport⇒craftと2か所異なっている。この古い版の場合、4行目laughedと5行目craftが同じ脚韻を踏んでいるが、laughedとsportでは韻を踏んでいない。これは、古い版と言われているものの方が、本物で、一般に知られているほうが、後で改ざんされたものと解釈するのが自然である。

古い版 (AMGに記載されているもの)

High diddle diddle,

Hey⇒High

The Cat and the Fiddle,

The Cow jumped over the moon;

The little Dog laughed

To see such Craft,

sport⇒Craft

And the Dish ran away with the Spoon;

③古い版の解説文から

古い版の解説で、まず目を引くのは、2行目のA cat and a fiddleに関するものである。一般的に「ネコとバイオリン」という奇妙な組み合わせに、「長靴をはいたネコ」のようなファンタジーの世界を思い描いた人は少なくないはずである。しかしこの解説文は当時の社会風潮について述べ、16世紀のヘンリー8世の時代以前から、当時の唄に登場してくる動物は、単に動物のことではなく、当時の宮廷の人物を隠喩的に表現したものであるという。更にここで登場するcatはエリザベス1世のことであると明言している。原文をそのまま提示する。

A cat and a fiddle (cf. AMG, 45番, p.55-56)

"There seems to be no reason to doubt that even before the reign of Henry V III, it was the custom to dub those in and about the court with ridiculous nicknames, generally of animals. A violent epidemic of this kind of nicknaming seems to have swept over the court during the reign of Elizabeth I. The Cat of this line, some scholars think, was Elizabeth herself, called "The Cat" from the manner in which she played with her Cabinet as if the ministers were so many mice.

(ヘンリー8世の治世以前でさえも、宮廷内の人物、そして宮廷関係の人物にばかげたあだ名を、特に動物の名前を付ける風習があった。この種のあだ名の過激な流行はエリザベス1世の治世の間、宮廷をなめ尽くしたようである。この行の「ネコ」は、内閣で大臣たちをあたかもネズミあるかのように弄んだそのやり方から、エリザベス自身のことであると或る学者達は考えている。(訳責 中岡)

④中岡仮説

ナンセンスでもっとも有名なこの唄は、一般的に言われているようなただのてたらめなナンセンスな唄ではない。登場するキャラクターはすべて、実在の宮廷関連の人物を隠喩的に表現していて、the catはエリザベス1世のことを

言及している。そして、エリザベス1世の王位継承をめぐる王室の馬鹿げたやりとりを風刺的にあらわし、非難しているように解釈できる。16世紀の当時、国王批判はタブーで、わかれば投獄、処刑、さらし首であった。したがって、王位継承権を巡っての国王批判は命がけのもので、あくまで隠喩的にナンセンスな唄、わかる人だけがその意味を理解できるものでなければならなかった。

ヘンリー8世の後継ぎ問題に絡んで生じた様々な宮廷の大騒動を知るロンドン市民が、権力者エリザベス1世の治世に反発を覚えた時、「お前は正式な王妃娘ではない」と、この唄を唄いながら陰でエリザベス女王を笑っていたのではないか。また、エリザベス1世の時代になってもなお王位継承権をめぐる繰り返される宮廷の馬鹿げたやりとり (craft: 巧みな技, 巧妙な手口, 悪知恵) を見て、「従順な小犬だって笑っちゃいますよ」と批判していたのではないか。

⑤中岡仮説の詳細

the Cat：エリザベス1世

上記記載のAMGの注釈どおり、エリザベス1世と推測される。

また、この唄の古い版では、Heyではなく、Highで始まっている。

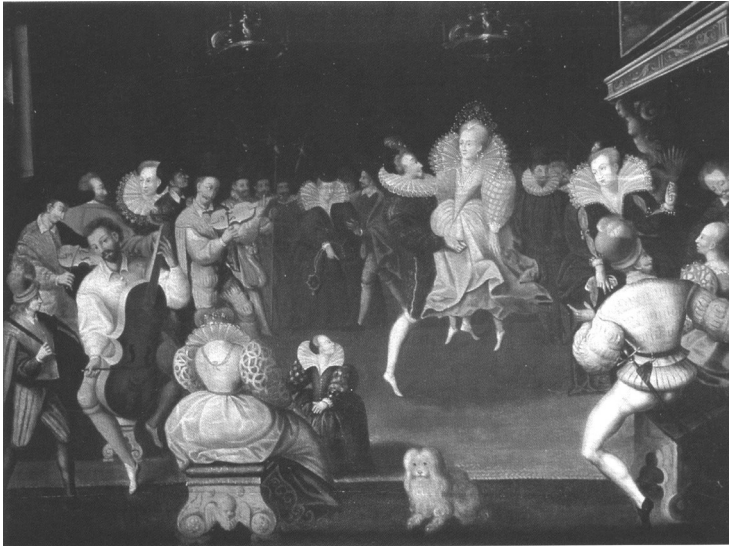
High diddle diddle, (cf. AMG, 45番, p.55.)

"This refrain is exceedingly ancient. A line in a play by Thomas Preston, Cambises King of Percia, printed in 1569, implies that it was a tune played for dancing."

(この反復句high diddle diddleは極めて古いものである。1569年に出版されたトーマス・プレストンによる劇「ペルシャのキャンバイズ王」の中でこの反復句は、ダンスのために奏でられた旋律であることを暗示している。)

The Cat and the Fiddle：エリザベス1世と寵愛したバイオリン弾きと推測される。エリザベス1世は、しばしば自分の部屋で、寵愛するバイオリン奏者に奏でさせながら、ダンスに興じている様が目撃されたという事実が伝えられている。次の絵は、エリザベスが寵臣ダドリーとダンスに興じてい

る場面が描かれているが、そこにバイオリン弾きも小犬も描かれている。



The Cow：アン・ブリーンのことと推測される。

アン・ブリーンは、ヘンリー8世の2番目の王妃、エリザベス1世の母親である。Cowは‘牝牛’のほか、俗語で‘子を孕むだけの女’、‘嫌な女’とある。このことから、もともと第1王妃であるキャサリン王妃のメイドにすぎなかったアン・ブリーンのことを‘子を孕むだけの能力しかないただの女’と皮肉って表現しているように思われる。

The Moon：キャサリン・オブ・アラゴンと推測される。

キャサリン・オブ・アラゴンは、ヘンリー8世の一番目の王妃。スペイン王の皇女で、24歳でヘンリー8世（18歳）と結婚、6人も子を生むが、嫡男にめぐまれなかった。敬虔なカトリック教徒である。アン・ブリーンが宮廷に彼女のメイドとして登場したときはもう、子供を産む年齢を過ぎていた。高貴な生まれの王妃であり敬虔なカトリック教徒をthe Moonで隠喩的にあらわしていると思われる。

The Cow jumped over the Moon :

この文の行間で伝えていることを次のように推測してみた。

「普通の庶民で、子を孕むだけの能しかないただの女が、王妃を飛び越えて、ついに王妃になってしまったよ。世の中、法律も正義もなにもあったものじゃない。この世はなんだって起きる滅茶苦茶なところだ。強引なあり得ないやり方でヘンリー 8 世はアン・グリーンとの結婚を認めさせ、そうして生まれたのがエリザベスである。エリザベスに正統な王位継承権があるかどうかということさえ疑わしいのではないか。」

The little Dog : ロバート・ダドリーのことと、推測される。

ロバート・ダドリーは、エリザベス 1 世の寵愛を受けた寵臣である。エリザベス 1 世は彼のことを自分の膝の上にいる little dog だと述べたという記録が残っている。

The little Dog laughed to see such Craft :

「王位継承をめぐるのたくらみを知ったら、従順なダドリーだって、笑っちゃったよ。」という意味が行間から推測できる。craft を辞書で引くと、手芸、技巧、だくらみ、悪知恵とある。王位継承権をめぐる繰り返される宮廷でのさまざまなたくらみを隠喩的にあらわしていると類推できる。

craft: an activity involving skill in making things by hand

crafts work or objects made by hand

skill used in deceiving others

(Oxford Dictionary of English)

The Spoon キャサリン・グレイのことと推定できる。

Spoon' は当時、宮廷でお毒見役をする若い侍女のことをいっていたという。エリザベスの侍女であったキャサリン・グレイは、王位継承権ゆえに担がれ処刑されたジェーン・グレイの妹である。

ジェーン・グレイは、9日間女王の別名で知られる女性で、ヘンリー7世（ヘンリー8世の父親）の曾孫にあたる。そのため王位継承権をめぐる騒動が生じた。キャサリン・オブ・アラゴン（メアリー1世の母）とアン・ブリン（エリザベス1世の母）の結婚が無効とされたのであるから、厳密に言えばメアリーもエリザベスも王妃の子供とは言えず、庶子にすぎない。正式な王位継承権が2人にないとかがえれば、ジェイン・グレイにこそ正式な王位継承権がある。そのように考える人々によって、ジェイン・グレイはエドワード6世の死後16歳で担ぎ出されて9日間女王となったが、メアリー1世に逮捕され処刑された。

The Dish ran away with the Spoon.

この文意は「(王位継承権をもつ子を女王に隠れて産むため、)お毒味役(Spoon)であるエリザベス女王の侍女は貴族と駆け落ちしちゃったよ」と推定できる。

事実、処刑されたジェーン・グレイの妹で王位継承権の可能性をもつキャサリン・グレイは、エリザベス女王の侍女であったが、サマセット公爵のエドワード・シーモアと駆け落ちし密かに結婚したと伝えられているのである。この一節はこういった王位継承権をめぐるの宮廷内の騒動を笑っているように聞こえてくる。

その後、キャサリンの懐妊でその結婚が発覚すると、エリザベス女王は、2人ともロンドン塔に投獄し、結婚は無効とした。キャサリンは獄中で2人の男子を産むが、エリザベス女王は、怒り狂って再度結婚を無効とし、2人の男の子には庶子の烙印を押して、王位継承権からはずした。キャサリンは獄中で他界したという。当時の王位継承権をめぐるのすさまじい争いと策略の交錯がうかがえる。また、エリザベス1世が、自分の王位継承権の正当さを異常なまでに守らざるをえなかった当時の彼女を取り巻く状況の厳しさが伺える。

⑥暴君ヘンリー8世：宗教改革まで引き起こした離婚・結婚騒動

(1491～1547：在位1509～1547，18歳～56歳)

ヘンリー8世が強引なまでに押し進めた離婚・結婚は、現代ならば個人のプライベートな話で終わるところであるが、当時は宗教改革まで巻き込んだの大騒動となり、王位継承権の剥奪までも引き起こし、単なるゴシップではすまされなかった。普通であれば起きそうにない前代未聞のことが、ヘンリー8世をめぐってイギリスの宮廷で起き、それがその後のイギリス国政に大きく影響を与えたのである。この唄の解釈にあたって、史実の確認が必要であり重要と思われるので、ここにヘンリー8世という人物を追いつながら、史実関係をまとめておく。



ヘンリー8世

ヘンリー8世は、2人の王妃，宰相3人，大法官のトーマス・モアも含め，側近，貴族，聖職者などを含め著名人だけでも50名を処刑した暴君として知られ，ヘンリー8世の在位は，まさにしたい放題の38年間であったといわれている。

ヘンリー8世は，ヘンリー7世の次男として生まれた。15歳で亡くなった5歳年上の兄アーサーと異なり，極めて健康に生まれ，少年時代から並はずれた体力・知力の持ち主であった。少年時代から当時の著名な学者であったトーマス・モアやエラスムスとも交

友があり，高い評価を受けていた。また，法皇レオ10世から「信仰の擁護者」との賛辞を受けるなど，ヨーロッパの宮廷を通じて，当時の最高のインテリのプリンスと言われていた。その一方で，無謀さも並はずれていた。当時ロンドン橋は広い橋脚なため，橋げたの間は激流となってボートで潜り抜けようとして何人も犠牲者がでるほど危険であった。その禁令を破って命をかけての橋げ

たくぐりの冒険を楽しんでいたのがヘンリー 8 世である。

兄のアーサーが存命中の王子時代は、順風満帆と思われていたヘンリーであったが、兄アーサーの死の 8 年後、父ヘンリー 7 世の後を継いで 18 歳で王位についてから、彼の人生の歯車は大きく狂っていった。元兄嫁で義理の姉にあたる未亡人のスペイン王女キャサリン・オブ・アラゴン (24 歳) との結婚は、近親相姦としてタブー視されたため、ヘンリー 8 世はカトリック教徒の最高峰であるローマ法皇ユリウス 2 世に願い出て、特免状の発布を受け、正式な結婚となった。

ローマ法皇を巻き込んでまでも強引に手に入れたかった結婚であり、ヘンリー

8 世はキャサリン王妃と仲むつまじく暮らしていたという。しかし、6 人子を授かりながら、5 人が死産か、流産、育っても 2 週間で失う悲運にあい、生き残ったのは後のメアリー 1 世だけであった。

キャサリン王妃との間に後継ぎの王子がいないことと、年齢的にもこれから望めないことから、ヘンリー 8 世は失望と苛立ちのなかで、義理の姉にあたる王妃との結婚はもともと神に呪われていると思うようになっていった。そのころ、フランス帰りでキャサリン



最初の王妃 敬虔なカトリック教徒
キャサリン・オブ・アラゴン



第二王妃 アン・ブリーン、
王妃になって 3 年後処刑

王妃の侍女として宮廷にはいていたアン・ブリーンをみそめ、求愛し続けるようになり、新しい女性による後継ぎの男子出生を強く願うようになっていったのである。

スペインの王女で敬虔なカトリック教徒であるキャサリン王妃との離婚は簡単なことではなかった。カトリック教会では離婚は認められない。離婚をめぐって、ヘンリー8世はローマ法皇との断絶の道を選んだ。破門をもともせず、イギリス国教会を設立してキャサリン王妃との結婚を無効とした。その結果メアリー王女は王女の位を剥奪され、「庶子」扱いとなった。

アン・ブリーンの懐妊がわかると、1533年に結婚を発表し、カンタベリー大司教にトマス・克蘭マーを任命し、結婚を正式なものに認めさせた。キャサリン王妃との離婚を認めなかったトマス・モアは投獄され裁判にかけられ、1535年に反逆罪で処刑された。アン・ブリーンとの結婚に異をはさむような口をきいた者は、だれでも反逆罪の罪で即逮捕され、投獄・処刑が待っていた。

アン・ブリーンが懐妊していたのが後のエリザベス1世である。3年後、アンは再び懐妊したが流産した。流産したのは待望の男子であった。嫡男を熱望していたヘンリー8世は、この結婚も神に呪われているとし、アンの下を去った。そして、その4か月後にアン王妃と兄を含む5人の宮廷関係者を逮捕、拷問、そして裁判にかけ、不義密通罪の判決がくだった。この罪状により、アン・ブリーンとの結婚は無効であるという巧妙な扱いがされ、王妃という位が剥奪され、投獄され、処刑された。アン・ブリーンの娘であるエリザベス1世もまた、「庶子」扱いされ、王位継承権者からはずされた。

アン・ブリーンの処刑の10日後1536年に、ヘンリー8世はすでに懐妊がわかっていたジェーン・シー・モアと結婚した。第3の王妃となり、翌年嫡男エドワード6世を出産した。しかし、王妃は出産後12日目に急死した。1539年に第4王妃としてアン・オブ・グレーヴズを迎えるが、6か月後に離婚、翌月1540年に、49歳のヘンリー8世は19歳のキャサリン・ハワードを第5王妃として迎えるが、不貞の罪で2年後に処刑した。

1543年に要請されてヘンリー8世（52歳）の6番目王妃となったのは、当りきっての才女のキャサリン・パーであった。キャサリン・パーは、庶子扱い

になっていたメアリーとエリザベスの身分回復し、王位継承権を復活させ、実母を失った幼いプリンス（後のエドワード6世）とプリンセス（後のエリザベス1世）の教育に腐心し、良き義母であった。

老境のヘンリー8世は、キャサリン・パーに頼りきりであったといわれている。しかし、1536年ごろにかかった梅毒が体をむしばみ、再起不能となり、1547年、58歳で他界した。

⑦生涯独身を通したエリザベス1世：

(1533～1603：在位1558～1603, 25歳～70歳(処女王))



父親はヘンリー8世、母親は第二王妃アン・ブリンである。エリザベス1世が3歳の時、1536年に母親のアン・ブリンが不義密通の罪で処刑され、王位継承権は剥奪され、庶子扱いとなる。

10歳の時に6番目の王妃キャサリン・パーの配慮でメアリーと共にプリンセスに復権した。また、王妃キャサリン・パーは、当時第一級の人物を招いてなされた弟のエドワー

ド6世の皇太子教育に、エリザベスを同席させ、当時最高の教育を受けさせた。ラテン語、フランス語、イタリア語、ギリシャ語にまで通じる学識の深さは、10歳からの教育による。腹ちがいの姉メアリー1世が1558年に他界した後王位につく。

国内の貴族との結婚は、貴族間の対立を生む危険があり、また外国の王公との結婚は、メアリー1世の前例もあって、極めて好ましくないこともあって、何人もの王公から求婚されたが、「イングランド王国」と結婚したと、生涯独身を通した。

国を二分した宗教問題に対して、エリザベスは初めどちらにも味方せず、

「信仰の擁護者」ではあるが、「教会の長」であるかどうかについてはあいまいにし、しばらく様子を見ることにした。客観的に妥協するかに見せかけ、時代の流れを注意深く読み、1562年に信仰箇条を制定し、国教会の基礎を確立し、両極端派を排除し、信仰の統一と安定への道を開き、妥協と強行によって、専制君主の絶対主義を確立していった。

エリザベス朝時代、エリザベス1世は、中産階級出身の有能なウイリアム・セシルを国務卿、大蔵卿に任命し、財政基盤を立て直し更に強力にした。スペインの無敵艦隊を破って、大国スペインを没落させ、強国イングランド台頭と繁栄の基礎を築きあげた。

商工業や国際貿易の進展によって、中産階級の発言力が増大し、社会の構成が急速に変化し、大国へと変容していった。当時のロンドンは大新興都市へと急成長し、ヨーロッパ最大の都会となったのである。(cf.『英国王室史話』p.348～363)

⑧大衆の活気に溢れる都市ロンドン

16世紀はイギリスが国力を急激に増強させていった時代である。人口が急増し、ロンドンの街はエリザベス朝時代においては20万人近い人口にまで膨らんでいった。ロンドンは、あらゆる階層の人々にとって魅力あふれる都市となり、立身出世や職・慈善を目標にして、地方から若者も乞食や浮浪者までもが集まってきた。

16世紀末から17世紀にかけて無許可営業を含めエールハウス(酒場)が急増した。教会がかって民衆に与えた娯楽や共同体行事に代わるものとしてエールハウスのほか、市場、縁日、職業演劇が世俗的民衆文化の拠点になっていった。



⑨強大化した国王の権力：ヘンリー 8 世～メアリー 1 世

専制君主による絶対王政のこのような時代、国王を批判したり逆らったりすれば、反逆罪の罪で投獄・処刑が待っていた。投獄・刑罰・拷問・処刑が日常茶飯事といえるほど実に血なまぐさい時代でもあった。

事実、ヘンリー 8 世の離婚・結婚騒動をめぐって、王室内は不穏な日々を迎えていた。ローマ法皇との断絶、宗教改革、強引な結婚、大法官トマス・モアの処刑、王妃の処刑など、想像を絶する異常な展開がヘンリー 8 世が思うままに次から次へと起きている。そして、自分の意に反する貴族・聖職者・側近達を 50 人あまりも投獄・処刑している。更に、投獄、処刑は一般庶民へも及んだ。アン・ブリンを王妃と認めない発言が密告されると、即投獄・処刑していったのである。

そして、ローマ法皇との断絶から始まったこの強引なイギリス国教会設立は、国庫を潤わせ国王の権力を拡大することにつながっていった。それまでローマ法皇の支配下で、その権力をほしきままにしてきたイギリス国内のカトリック教会の修道院が、このイギリス国教会の設立と同時に、取りつぶされたからである。没収された修道院が 576 僧院に及んだ。この宗教改革は、宗旨からでたものではなく、実質的には、治外法権を持つ教会勢力を国王に従わせ、国王の権力をさらに増大させていったのであった。

メアリー 1 世が、治世の教育も受けていなければ、統治の経験もないにもかかわらず大鉦をふるって、300 人の聖職者を異端者として処刑できたのも、ただ、王位継承権が認められた国王が強大な権力をほしきままにでき、その無謀さを議会が押さえつけることができなかったからであった。

⑩エリザベス 1 世時代の不穏な世相

この 2 人の国王の時代と比べればエリザベス 1 世の時代は、国力が安定・発展し、文化面でイギリス・ルネッサンスの花を咲かせた豊かな時代と一般的に考えられているが、エリザベス 1 世の時代でさえも、反乱・弾圧・投獄・処刑が頻繁であり、王の治世に反感をもつ一般大衆が存在していた。

“「陽気なイングランド」の到来を喜ぶ女王治世初期の明るい気分は、1588年のスペイン無敵艦隊の撃滅出絶頂にたったが、その後次第に影をひそめ、治政の晩年には、政治・経済・外交などの諸面で内憂外患が相次ぐようになっていく。”(cf. 青山誠子『シェークスピアの民衆世界』p.3)

“イングランドには難問が山積していた。早くも1580年ごろから、経済的要因による民衆の騒乱が増加し、20年間の間に35回も騒乱が生じた。その背景として、エリザベス女王の治世全般にわたっての慢性的不況、失業者の増加、たびたびの飢饉、特に北部諸地域の欠乏、78年以降たび重なる疫病の流行、アイルランドにおける反乱を鎮圧するための税の高騰、そして、1601年には、時代の寵児エセックス伯の反乱と処刑が、世紀末の憂鬱に拍車をかけた。”(同上、p.4～5)

“独身の女王の晩年には、まず王位継承問題、また独占権の弊害や課税などについて、議会の批判がかなり高まってきていた。王位に関する不安や陰謀も後を絶たず、1603年にエリザベスが死の床についた時、王位継承をめぐる内戦の勃発を危惧したロンドンの市民たちが、武器と食料の確保に狂奔した、と伝えられている。”(同上、p.5)

7. まとめ

1) 2つの唄が伝えていたもの

16世紀の専制君主であるヘンリー8世、メアリー1世、エリザベス1世の治世を知り、権力者のエピソード、歴史的事実の関連性がある程度わかってくると、当時の一般市民が抱いたであろう権力者への反感と恐怖心がいかに凄まじいものであるか想像できる。投獄されるかもしれない、処刑されるかもしれないという恐怖にさらされつつも、経済的自由人であるロンドンの市民たちは、権力者の馬鹿さ加減を批判し伝えないではいられなかったであろう。

“当時の思想家や文人には、同時代の統治者を歴史上あるいは伝説上の君主や政治家、時には古典神話の神々になぞらえて隠喩化する慣わしがあり、読者もその種のアナロジーに敏感であった。演劇においても同様のことがいえる。だが文人や劇作家が宮廷の腐敗や政界の権力抗争を批判するにも、検閲の目を意識して巧みな偽装が必要であった。一方では、饗宴局長官や枢密院をはじめとする政府当局が常に厳しい目を光らせていた。”（青山誠子『シェークスピアの民衆世界』p.8）

真実を伝えたいという正常な感覚を持たなかったはずはない。そこで事実をそして反感を、あたかもたわいない話であるかのように、子供の遊び唄扱いをして、口から口へと巷に伝えていこうとしたのではないだろうか。今回とりあげた2つの唄は、唄の形をとって表現された一般市民の権力者に対する一種の抵抗であり、不満のはげ口が含まれていたであろうと推測される。今回の論文ではまだ発表にいたらなかったが、“*Sing a song of Six pence,*” “*Three blind mice,*” もまた、ヘンリー8世、メアリー1世に関連した歴史的事実が唄い込まれていると言われている。

2) 行間に隠された意味

隠喩的方法をとったのは、直接的事実をあからさまに述べたのでは危険すぎるので、あくまで分かる人にもみ分かる手段をとらざるを得なかったからであろう。それが意味不明な唄として、わずかにほのめかすような表現形式でマザーグースの中に取り入れられていったのではないだろうか。絶対王政の権力を恐れるあまり、直接的な表現をとらず、唄の行間に国王批判を唄い込んだのである。生き残ってきたこの2つの唄のなんともいえない不思議な魅力は、ただ単にばからしい意味のない世界を唄っているからではなく、逆に、分かる人には実に意味深い真実の重さを行間に含ませて伝えていたからではないだろうか。

3) リズムの心地よさ、音の楽しさの背景にあるもの

マザーグースは、リズムカルで耳に心地よい響きを残す。脚韻・頭韻が繰り返

返し効果的に使われていて、口承文化特有の音あそびの楽しさが自然に味わえる。リズム感あふれるその魅力は国境も年齢も人種も超え相手を虜にしよう。この練り上げられたリズムの心地よさは、偶然の産物とはとても思えない。鍛え抜かれた言い回しを生み出していった背景には、イギリスの活気あふれる大衆演劇の土壤があると思われる。自由を謳歌しようと集まってくる一般市民の娯楽としてはじまり、エリザベス朝時代に絶頂期を迎える。しかし、他のフランスなどの国と違って、イギリスの演劇は、王室・貴族に限らず、一般市民のものであったことが、その劇場舞台の歴史をたどると明らかとなる。高い代金を払って高級な劇場で静かに鑑賞する貴族文化としては発展してこなかったのである。

4) 時代を超えて生き続けるマザーグースの魅力

このように16世紀のイギリス社会の実態をかいまみると、むしろ、唄の歴史的背景を調べることで、我々は其の唄がなんとなくもっている不気味さ、ナンセンスさの裏に潜むその時代の人々がいだいた恐怖であるとか、不安感、やりきれなさ、馬鹿らしさをより容易に想像することができると思われる。心地よいリズムの裏には、ただの音あわせ、音遊びのだけじゃれを超えたなにかしらの小気味の良さ、不気味さ、現実がもつ怖さがマザーグースに内在していることがある。

そのことに、幼い子供でもうすうす気づき、想像し、それが今日もなお子供の心も捉えてはなさないのではないだろうか。本来含まれている行間の意味の重大さを、分からない人にはただの子供のあそび唄として、しかし分かる人達の間では目配せしながら意味を互いに確認していた当時の様子が思い浮かぶ。

ルネッサンスで培われた人間謳歌の精神が庶民の社会風刺・批判精神を育て、権力者のおかしさをマザーグースに反映していったのではないだろうか。新聞、テレビ、ラジオというマスメディアのない当時の社会情勢、時代背景を想像すると、口承文化がもつ社会的影響力は、現代よりはるかに大きかったであろう。今回分析した2つの唄が何世代にもわたって伝えてきたのは、絶対王政の時代王の治世に対する一般市民の反感であり、真実の重さ、恐ろしさ、面白さ、お

かしさ、哀しさであったと考える。

注釈

今回の論文とこれまでの私の研究の経緯

2003年：東京立正女子短期大学公開講座，2003年10月，「マザーグースの世界と英語のリズム：イギリスの口承文化の面白さ」

杉並区民を対象の公開講座で，16世紀の絶対王政時代の歴史的事実，時代背景の説明，及びその時代の社会情勢を反映したと思われるマザーグース8編の解釈とそのリズム指導

2004年：東京立正短期大学 紀要第32号，2004年3月

The Charm of Mother Goose and English Rhythm: One Interpretation of Nonsense Verses

16世紀のイギリス絶対王政時代のヘンリー8世，エドワード6世，メアリー1世，エリザベス1世の4名の王と関連していると思われる10篇のマザーグースの紹介と解説，特に当時唄われたナンセンスな唄の行間解釈についての私見を試みたもの。王の政治とその時代背景，社会，人々の暮らし，および王位継承権をめぐるの歴史的事実をとりあげた。

2005年：学生配布用小冊子（東京立正短期大学，大妻女子大学英文学科）

2005年3月作成，「マザーグースを味わう：イギリス口承文化」

発音関連の教材の一部として，オリジナルに作成し，学生に配布した小冊子。19編のマザーグースの紹介と解説をまとめてある。

2005年：学生配布用小冊子（東京立正短期大学，大妻女子大学英文学科），

2005年3月作成，「マザーグースの世界の魅力：イギリスの口承文化のおもしろさ」

発音関連の教材の一部としてオリジナルに作成し，学生に配布した小冊子。特に16世紀の絶対王政下のイギリス社会の様子，一般大衆の娯楽と旅役者，及びナンセンス唄で有名な“Hey diddle diddle, the Cat and the Fiddle”の隠喩分析がまとめてある。

2007年：第2回JACET関東支部大会研究発表，2007年6月，立教大学

“マザーグースに関する一考察：リズムの魅力とナンセンス唄に関する歴史的分析”

軽く扱うだけでマザーグースの不思議な音声魅力の虜になるのは何故なのか。特にナンセンスな唄をとりあげ，その軽妙なリズムの背景にあるものについて論じ，隠喩的に隠されている行間解釈についての私見を提案している。

2007年：学生配布用テキスト（大妻女子大学英文学科），2007年9月作成

The Rhythm and Pronunciation of English, Fall in 2007

発音関連のテキストとしてオリジナルに作成した教材，その中に，20篇のマザーグースの紹介と解説がまとめてある。

参考文献一覧

- Andrew Saint and Gillian Darley *The Chronicles of London*（大出健訳『図説ロンドン年代記—生きた証言で綴るロンドンの2000年』原書房，1997）
- Axelrad, José et Michèle Willems *Shakespeare et le Theatre Elizabethain*, Collection QUE SAIS-JE?,（小津次郎・武井ナオエ訳，『文庫クセジュシェークスピアとエリザベス朝演劇』，白水社，1964）
- Baring-Gould, William S and Ceil Baring-Gould *The Annotated Mother Goose*, New American Library, 1967
- 青山 誠子 『シェークスピアの民衆世界』，研究社出版，1991
- 荒木一雄・窪園晴夫・溝越彰『英語学入門講座・第7巻英語の発音と英詩の韻律』，英潮社，1991
- Gilbert, Judy B *Clear Speech Pronunciation and Listening Comprehension in North American English*, Cambridge Univ. Press, 1984
- ひらいたかこ・磯田和一『マザーグースころんだ ロンドンとイギリスの田舎町』，東京創元社，1990
- 石井美樹子 『ルネサンスの女王エリザベス：肖像画と権力』，朝日新聞社，2001
- 桐生 操 『断頭台に消えた女王 メアリスチュアート』新書館，1995
- 小林 章夫 『図説 ロンドン都市物語：パブとコーヒーハウス』，河出書房新社，1998
- 小林 章夫 『ロンドン・シティ物語 イギリスを動かした小空間』東洋経済新報社，2000
- 小池 滋 『ロンドン ほんの百年前の物語』中公新書，1978
- 小池 滋 『もうひとつのイギリス史 野と町の物語』中公新書，1991
- 窪園晴夫・大田聡『日英語比較選書10中右実編 音韻構造とアクセント』研究社出版，1998
- 窪園 和夫 『演習・英語音声学 発音をよくするために』和広出版，1979
- 森 護 『英国王室史話』，大修館書店，1986
- 村岡健次・河北稔編『改訂版イギリス近代史：宗教改革から現代まで』，ミネルヴァ書房，1986
- Nakaoka, Noriko *The Charm of Mother Goose and English Rhythm—One Interpretation of Nonsense Verses—*, The Journal of Tokyo Rissho Junior College

for Women, 2004

- 根間 弘海 『英語の発音とリズム 理論と演習の英語音声学』, 開拓社, 1996
- Opie, Iona and Peter Opie *The Puffin Book of Nursery Rhymes*, A Puffin book, 1963
- 小津 次郎 『岩波セミナーブックス26 シェークスピア伝説』岩波書店, 1988
- Rowse, A.L. *The Annotated Shakespeare, vol.1, The Comedies*, Clarkson N. Potter, 1978
- Salgãdo, Gamini *The Elizabethan Underworld*, JM Dent & Sons Ltd. (村松越訳『刀水歴史全書 8 エリザベス朝の裏社会』, 刀水書房, 1985)
- 指 昭博 『「イギリス」であること—アイデンティティ探求の歴史』刀水書房, 1999
- 来住 正三 『マザーグースをしていますか』, 南雲堂, 1988
- Schhama, Simon *A History of Britain 3000BC~AD1603*, BBC press, 2001
- Schmitt, Carl *Hamlet Oder Hekuba Der Einbruch der Zeit in das Spiel*, Eugen Diederichs Verlag, 1956 (初見基訳, 『ハムレットもしくはヘカベ』, みすず書房, 1998)
- 徳永暢三監修 『テキストの声—英米の言葉と文学』彩流社, 2004
- 鳥山 淳子 『映画の中のマザーグース』スクリーンプレイ出版, 1996
- 『もっと知りたいマザーグース』スクリーンプレイ出版, 2002
- 鷺津名都江 (監修・文) 中川祐二&アンディ・キート (写真) 『マザーグースをくちずさんで—英国童謡散歩—』求龍堂, 1995
- 渡辺 茂 (編注) 『マザーグース童謡集』北星堂, 1978
- 葉師川虹一・豊田恵美子編 『マザー・グースト英詩の魅力』北星堂書店, 1990

都市の身体を問う写真

——写真家・森山大道の現在

有 泉 正 二・御手洗 陽

1. 都市の身体を問うメディア

森山大道の写真は、都市の中の身体を問う。

2007年夏、メディア・アーティストである藤本由紀夫は、白い壁に囲まれた広大な空間の奥の壁に、約二百台のCDプレーヤーを設置し、ビートルズの楽曲を流し続けるというインスタレーションを行った（「+/-」藤本由紀夫展 +/-, 国立国際美術館）。再生音が空調の響きに溶け込むよう、たいへん微弱に設定されているので、まず入り口付近で聞くことができるのは、空調のノイズのみである。

しかし、奥の壁へ歩みを進めてスピーカーの前で立ち止まり、耳をぎりぎりまで近づけると、音楽が聴こえてくる。そしていったん聴き取ることに成功した後で、入り口に向かって戻ろうとすると、今度は奥の壁からどれだけ離れても、「耳」は音楽を拾い続ける。聴き取る前はノイズしかなかったはずの空間全体を、いまや音楽が充たしているのを知ることになる。

かつてメディアを利用する身体をとらえるときに、M・マクルーハンが図と地という図式の有効性を論じていた（マクルーハン 2003：21）¹⁾。それにしたがうなら、私たちは無意味なノイズと有意義な音楽を併せて聞きながら、前者を背景の「地」として、後者を前景の「図」として分節するのである。おそらく、このような知覚認識における作用は、さまざまなノイズに囲まれて暮らす、私たちの都市の日常の中で形を与えられ、いつしか共有されるようになったに違いない。

同じように写真という視覚メディアから認識の働きを問い、視覚を通じて都市について思考させるのが、他ならぬ森山大道の写真である。森山による写真利用は視覚による図と地の分節を問い、慣習としての作用を揺さぶる仕方に、他に見られぬ特徴がある。

2. 写真の中の「図」と「地」

私たちが通常写真を利用するときにも、図と地の分節は行われている。例えば目の前に並べられた画像を見るとき、背景でしかない、ときに不要の「地」の中に、それと区別できる、見るべき「図」を認めるからこそ、私たちはそれを「写真」として眺めることができる。

このような視覚の作用に対応して、「よい写真」を生み出そうとする者は、撮影、現像、プリントなどの写真利用の各場面で、見せたい要素（図）を、それ意外の要素（地）と区別できるように工夫をする。図と地の分節をうながす画像の構成は、少なくとも一般的な意味で「下手な写真」だと思われないための工夫として、またそこに何が映っているのかを見て取るための手がかりとして、写真利用の全体にわたって共有される、基本的な条件になっている。

このような一般の写真利用と対照的なのが、森山による、都市の日常の中にいるたんなる通行人の写真（5130「新宿」、5270「新宿」、5378「新宿」等）である。そこでは瞬時に図と地を分節できるような画像構成がなされていない。だが、森山による写真利用の履歴の中でも、特に『Daido hysteric』シリーズを生み出した1990年代まで、森山写真の中の都市をただただ過ぎ去るだけの人物は一人も見当たらない。

3. なんでも「上手く」撮れてしまう：写真表現に対する違和感

コンプリート・ワークスを通覧しながらふり返るとき、1960年代から70年代における森山の写真は不思議な印象を受ける。当時の写真は見る者が図と地を見分けつつ関係づけ、写真として一瞬で了解できる、「表現」としての、相

当の「上手さ」をもって成立しているのである。

たとえ大衆芸能写真として評価されたことに不満を感じて、異なる目的で撮った写真と共にシャッフルしてコンテクストを解体させ、写真である以上「みんな同じ」を確信犯的に行っていようとも（写真集『にっぽん劇場写真帖』1968）、あるいは写真の芸術性・物語性に対して「プロヴォーク」（挑発）しようとも（写真同人誌「PROVOKE」1968-69）、上手さのほうが、どうしても勝ってしまっているように見える。

もちろん、通常の写真利用において、瞬時に見て取れるように、図と地の分節をうながすような構成にすることは、それほど容易なことではない。それにもかかわらず、森山はそれを容易くこなすだけの、技能をすでもっていた。しかし、だからこそ、次のような指摘もまた、この時期の森山を語るものとして説得的に響く。「初期作品を見ると、『なにを』『どう』写すかという課題は、二十代ではやばやと卒業してしまったように見うける。『なんでも』『どのようににでも』撮れてしまう、という絶望感が、初期作品にすでに漂っている」（鈴木 2007：219）。

森山は自分自身の写真が上手い「表現」（作品）になってしまっていることを否定するために、例えば「擦過」を繰り返す²⁾。しかし今度は、擦過が「擦過のための擦過」になってしまいやすく、ファインダーをのぞかないで撮るといふ、ノーファインダー写真がテーマ性をもち、目的化してしまう。このとき、もはや写真は「擦過のきっかけ」にしかすぎなくなる。

写真集『写真よさようなら』（1972）や雑誌『アサヒカメラ』で「地上」シリーズ（1973）を連載した頃には、森山の行き詰まりが端的に表れている。ここでは「表現」でない写真の特性を探ろうとして、写真を無化するという理念に基づきながら、コラージュ風の矛盾した表現行為までして写真の可能性を探し回ることに終始していた。

そのために、森山本人が回想するように、「単純素朴にシャッターが押せない」（森山 2007：180）、「写真と自分とが肉離れしている状態」（森山 2000：405）に置かれてしまうことになった。

4. 分節化に慣れた身体、分節化に抗う写真：『Daido hysteric』の登場

どうしても図と地を分節しやすい構図を用意してしまい、そのために上手い「表現」（作品）になってしまうという厄介な事態の解決は、安易な分節に抗いながら、同時に写真を成立させることにある。

その一つの契機は写真集『光と影』（1982）にあった。「表現」から「光の定着」（化石化）を目指す写真利用は、写真の原点である「光への回帰」という高評価を得た。しかし、森山自身にその自覚はない。光と影に注目し、それを写真にするときには、結局図と地の分節を利用して、「自分の光」をつくりはじめてしまうからだ。むしろ、森山にとっては、「なにかふっと目の前に知覚されるものがあって……写真って意外と平板なんだというか、単純だというふうに思えたんだよね。……歩き方がシンプルになって、解放されているという感じ」（森山 2000：386）が収穫となった。

このような、目の前の知覚と写真の結びつきが、森山の写真利用の中で真に実を結ぶのは、90年代に入ってからのことになる。ファッションメーカーのヒステリック・グラマーから発行された異色の写真集『Daido hysteric no.4』（1993）と『Daido hysteric no.6』（1994）³⁾で、森山はまさに分節を揺るがすような利用へと踏み出している。

『hysteric no.4』では、シンプルな歩みによって、都市の日常ですれ違うはずの、さまざまなものが映し出されている。消火栓、建物、バイク、ネクタイ、サボテン、鯉、自販機、室外機、看板、車のサイドミラー、塀、公衆電話機、鳥居、樽……。しかし、いずれについても、かつてこのようには見たことがなく、そう見えるというだけで眼が留まる。

かつてそのようには見えなかったのは、この画像が図になるはずの被写体を過剰に前景化し、地との分節を不安定にさせることで成立しているからである。図と地の分節をうながす、安定した写真表現に慣れた身体から見ると、そのような利用法によって生み出された画像は、瞬時に見て取ることができるような、焦点を結べるだけの距離や奥行きを欠いている。その結果、撮影対象になった

すべてのものが、ふだんは目にする事のない強度で、物質としての形象や肌理を露呈させながら迫ってくる。

次に、森山の写真は通常、図としてとらえやすい人物を極端に後景化することで、再び、図となるその人を取り巻く光景（地）との分節を困難にさせている（『hysteric no.6』）。またもや安定した構図表現に慣れた身体は、適当な距離や奥行きを欠いた画像の前で、今度は遠ざかっていくために、しばし佇む他はない。その結果、人物もプリントの中で目を奪うだけの特権性を剥奪され、光景のなかにあるすべての要素の中の一つとして、都市という全体の中に溶け込んでいる。

しかも『no.6』では、なんの特徴もない地としての街角に一人だけいる、図としていちばん目立ちそうな対象が、まさに通り過ぎていく身体として写されていても、都市から立ち上がってこないで、都市の中にそのまま留められてしまうのである。

このような写真の経験について、清水は「ユニークな日常」という、一見、語義矛盾ですらあるようなことばで指し示していて興味深い。「ありがちなスナップ写真に見えるのに、決して他所にはそんな写真は存在しない。なんのオリジナリティもないという超オリジナリティ（？）と言うか、見る者を揺さぶるリアルではなく、呆然自失させるリアルでもなく、どんなに緩くても『それが現実』というほかないような、ユニークな日常がそこには漲っている」（清水 2006：55）。

このような「ユニークな日常」との出会いを可能ならしめているものこそ、『Daido hysteric』シリーズにおける写真利用に他ならない。それは図と地へ分節し慣れた身体に対して、かつてそのようには見たことはなくても、映し出されたのが例えば消火栓（3000「hysteric no.4」）であり、公衆電話機（3174「hysteric no.4」）であることはわかる範囲で、また人物の姿形を見せるスナップではありえなくても、代わってかつて見たことのない都市の姿形を見えるようにすることで（3427「hysteric no.6」, 3437「hysteric no.6」, 3462「hysteric no.6」等）、眼を写真に留めさせようとしているのである。

5. 都市の日常を見てとる「眼」

『Daido hysteric』(no.4, no.6)において独特の効果をもって映し出されているのは、私たちがいつも目にしてきたにもかかわらず、いつもすれ違い続けて、眼を留めて見慣れることすらなかった、都市の日常の傍らにある光景であり、人物を含むさまざまな構成物の、じつに不思議な様相であった。

それでも森山の写真を前にするとき、私たちは当初、他の写真利用でそうするように、映し出された光景を「図」と「地」へ分節しようとするだろう。そして証拠写真に代表される、出来事や状況をそのまま記録・伝達しようとする利用法や、記念写真のように、思い出やイメージの喚起のための利用法を適用しようとするに違いない。もしそれに成功したときには、画像に直接現れていることよりも、むしろそれを手がかりに理解したいことや想い浮かべたいことへ、すぐに関心を移行させることになる。

しかし、現在の森山の写真は、図と地への分節へ対応することを積極的に拒み、私たちの視覚に対して、新たな利用法へと踏み出すようにうながしている。どのような写真からも安定した図と地の分節を瞬時に見て取ろうとする身体にあえて抗おうとするだけでなく、さらには容易な分節を許さぬままに、画像に「眼」を留めさせ、写真を成立させようとする。

そこには写真だけが媒介できるような身体を経験に対する森山自身の強い関心が見て取れる。聴覚に焦点を当てたインスタレーションが、分節が容易にはできない空間を通じて、身体的作用を意識させるだけでなく、さらにノイズから音楽を聴き取る「耳」を生み出そうとしたように、森山は視覚に焦点を当てる写真を通じて、例えば「過ぎ去る人物」の写真のように、遮蔽され、閾値下に置かれてきた、都市の日常を見て取る「眼」を生み出そうとしている。

〔註〕

- 1) マクルーハンとパワーズと共に、「図と地」という心理学に由来する概念を、あえて「拡張」して利用することの有効性を論じている。そこでは視覚における「図と地」だけでなく聴覚をはじめとする身体による空間的な知覚全体へ、また時間の継

起を経た「図と地」の入れ替わりや新たな両者関係の再構成へと注意をうながしている。

「ヴィンセント・ファン・ゴッホの絵画や七宝焼きの工芸がそうであるように、図は地から浮き立たせられ、あるいはそれよりへこんでいる。だが、地は相関的構成であり、それと同時にあらゆる他の図（としてとらえられうるもの）をも構成する。たとえば講義を聴くときに注意が話者の言葉からジェスチャーに、あるいは電灯の雑音や通りの音、そしてイスの感触や記憶や連想や臭いに移るなら、新しい図が他のものに代わって現れ、後者は地へと組みこまれる」（マクルーハン 2003：21）。

このような概念の用い方は知覚認識のメカニズムの内実を厳密に確定するものというよりも、むしろそのような働きにしたがっているということ自体に注意を促そうとするものである。本稿でも「図と地」という概念は、まずは半ば無意識に働く知覚認識に注意を向けるためにこそ用いている。そこに込めた含意も、焦点向けられる要素はそれ以外の要素と相互に関連しつつ、あくまでも後者との差異において把握されるという、もっとも基本的なものである。

- 2) 「擦過」という言葉を頻繁に使っていた当初は、「機関銃の速射のようにカメラのシャッターを切るのが面白くてしかたがなかった」（森山 2001：38）という。ジャック・ケルアックの小説『路上』に触発されて、車で国道を疾走しながら、フロントガラスに飛び込んでくる人や物に次々とシャッターを切った。この「国道シリーズ」（雑誌『カメラ毎日』1968）から、『狩人』（1972）という写真集も出版されている。しかし、現実とのインパクトの瞬間（「擦過」）すべてをフィルムに所有したいという願いは、いくら撮っても相対的にとりこぼすものが多く、写真に対する苛立ちと現実の喪失感を生じさせることになった。
- 3) 森山の写真で刊行された「ヒステリック」シリーズは、『no.4』、『no.6』のほかに「大阪」を撮影した『no.8』（1997）がある。しかし、最初から三部作が想定されていたわけではなく、ちょっとした「実験」から「写真集の弁証法」みたいなものになったという（森山 2000：394）。その「実験」とは、例えば、はじめに写真集の総ページ数が400ページと決まっていたり、一冊目は全部タテ位置、二冊目は全部ヨコ位置の写真で構成されたり（三冊目はミックスで、弁証法となる）という従来にない編集であった。また、この写真集では、オリンパスのコンパクトカメラ「ミュー」一台を壊れるまで使い切ったと言われている（蔦谷 2003：315）。

2007年、『no.8』は増補され全面再編集されて『大阪+』として蘇ったが、我々が森山大道を語る上で重要な写真集として位置づけている『no.4』、『no.6』は、現在も絶版で入手は不可能である。本稿によって写真集の重要性が理解されて、新装版あるいは復刻版が発行されることを願う。

[参考文献]

*森山大道の写真に付されている4桁の作品番号は『森山大道全作品集』に拠った。

- M・マクルーハン & B・R・パワーズ, 2003, 『グローバル・ヴィレッジ』浅見克彦訳, 青弓社.
- 森山大道, 2000, 『過去はいつも新しく, 未来はつねに懐かしい』青弓社.
- 森山大道, 2001, 『犬の記憶』河出書房新社.
- 森山大道, 2003-2004, 『森山大道全作品集 Vol.1-4』大和ラヂエーター製作所.
- 森山大道, 2007, 『遠野物語』光文社.
- 清水 穰, 2006, 『写真と日々』現代思潮新社.
- 鈴木一誌, 2007, 『重力のデザイン——本から写真へ』青土社.
- 蔦谷典子, 2003, 「光の狩人——森山大道一九六五—二〇〇三」, 青弓社編集部編, 2007, 『森山大道とその時代』青弓社.

[展覧会]

- 藤本由紀夫「藤本由紀夫展+/-」国立国際美術館：2007年7月7日～9月17日
- 森山大道「SOLITUDE DE L'OEIL 眼の狩人」丸善日本橋ギャラリー：2007年5月17日～23日
- 森山大道「凶区 EROTICA」エプソンイメージングギャラリー：2007年6月27日～8月5日（ARTIST TALK「森山大道+山崎幸雄」：6月23日）
- 森山大道「ハワイ」タカ・イシイギャラリー：2007年7月27日～8月25日

アニメーションとその近接メディアの印象測定

土 田 昌 司

アニメーション（animation）は、人工的に作成された静止画を連続呈示することにより動きを作り意味を伝えている。このような特徴から、時系列的な情報を伝える媒体の1つとして他の媒体とは異なる質感を持つことになり、独特の文化を築いてきた。

アニメーションのイメージはさまざまであると思われる。例えば、日本製アニメーション（アニメ）の中には、宮崎駿の作品のように、それまで子供の見ると一般的に評価されていたアニメーションを、映像作品としての芸術性やストーリー性の評価を高め、世界的に認められているものもある。その一方で、“オタク”と呼ばれるような必ずしも良いとはいえないイメージが抱かれることもある。“オタク”とは、社会的な認知度の高くない趣味に没頭する人や集団のことをいう。これは、主にアニメーションや漫画に没頭する人を指して使用され始めた言葉である。この意味は、単に、アニメーションや漫画が好きなだけでなく、そのファッションやパーソナリティの特徴までも含んで呼ばれている。“オタク”は、それと比較して健全な傾向である“マニア”や単に好きであるという意味の“ファン”とは異なっている。また、アニメーションの言語表現にも違いがある。アニメーションは、アニメと呼ばれることがある。これは、単にアニメーションの短縮形というのみではなく、日本製アニメーションのことを指して使用される場合もある。これらのように、アニメーションを捉える視点は多岐にわたっており、さまざまなイメージが持たれていると思われる。

アニメーションのイメージを探る上では、共通した特徴を持つ他のメディア、伝達・表現媒体のイメージとの関係を考える必要があると思われる。アニメーションと同様あるいは類似したメディアには、まず、映画や漫画があげられる。

映画は、連続撮影された静止画を連続呈示することにより動きを作り出すメディアのことである。しかし、実際には、映画の定義は曖昧であり、テレビ映画やアニメーションの映画というものも存在している。映画は、フィルム撮影された映像が元になっている映像や映画館で上映された作品のことを示している場合もある。また、漫画は、絵と台詞により表現される物語である。アニメーションとは、動きや音を直接に知覚させないという点が大きく異なっている。しかし、漫画は、多くのアニメーション作品の原作になっている。

さらに、本研究では、絵本と小説についてもアニメーションとの関係を考えてみたい。絵本は、主にその対象者が低年齢層である。これは、アニメーションと一致するものである。また、取り上げられる題材もアニメーションと共通している場合が多い。絵本作品の中には、アニメ絵本と呼ばれるセルアニメ風の絵により構成されている絵本も存在している。小説は、すべてが文章で構成されている点がこれまでに取り上げてきたメディアと大きく異なっている。しかし、映画の原作となっていることも多い。

アニメーションの定義はそれほど明確ではない。また、アニメーションを含むさまざまなメディアに特有の性質や役割も明確にされてはいない。一方で、メディアの意味や利用のされ方は、目まぐるしく変化している。それに合わせてメディアに抱くイメージも変化していると思われる。このようなメディアのイメージを定量的に測定することができれば、メディアの定義や応用に利用できる可能性がある。例えば、土田（2005）は、さまざまな動画像の印象データから映像を特定する映像検索の可能性について実験を試みている。メディアのイメージが明確になることにより、映像ジャンルの検索に応用できる可能性もある。

本研究では、アニメーションのイメージについて Osgood, Suci, & Tannenbaum (1957) により開発された SD (Semantic Differential) 法を用いて定量的に測定することを目的とする。その上で、アニメとアニメーション、アニメーションと近接しているメディアの印象を比較することにより、ストーリー性を持った情報を表現・伝達する媒体のイメージの相対的な関係について考察したい。

方法

調査対象者：大学生217人であった。年齢は20歳前後，男女の人数はほぼ同じであった。

手続き：アニメ，アニメーション，漫画，映画，小説，絵本のどれか1つのメディアについて質問紙形式による調査を行った。質問紙には，どれか1つのメディア名を示し，思い浮かべるイメージについて，20語からなる形容詞を中心とした評定語（表1）により評定を求めた。評定は，“まったく感じない”から“とても感じる”までの単極の5段階評定尺度により回答を求めた。また，思い浮かべる作品やキャラクターについても自由記述により回答してもらった。

結果

回答から得られた評定のすべてを用いて主因子法，バリマックス回転による因子分析を行った。因子分析の結果，内容の解釈のしやすさと累積寄与率が40%を超えることから，スリル感，魅了感，倦怠感，気弱感の4因子を抽出した（表1）。第1因子は，はげしい，格好いい，など危険性と裏腹のあこがれのような内容を示しておりスリル感と命名した。第2因子は，魅力的な，かわいい，など明るく楽しい内容を表していることから魅了感と命名した。第3因子は，いやな，無機質な，など嫌悪的で無気力な内容から倦怠感と命名した。第4因子は，かよわい，おそい，などおとなしく貧弱な内容から気弱感と命名した。

因子得点を用いて6つのメディアを水準とする分散分析を行った。全ての因子において少なくとも5%水準の有意性が認められた（スリル感： $F(5,352) = 29.93, p < .01$ ，魅了感： $F(5,352) = 2.80, p < .05$ ，倦怠感： $F(5,352) = 11.71, p < .01$ ，気弱感： $F(5,352) = 3.98, p < .01$ ）。多重比較の結果，スリル感においては，映画と絵本とのすべてのメディア間が少なくとも5%水準で有意となった。倦怠感では，絵本とすべてのメディア，映画とアニメ・アニメーションの間が少なくとも5%水準で有意となった。気弱感では，小説とアニメ・絵本，魅了

表1 メディアのイメージ評価の因子分析結果

		F1	F2	F3	F4	共通性
スリル感	はげしい	.82	.04	.12	-.07	.69
	格好いい	.69	.36	.04	-.03	.61
	危険な	.69	-.04	.30	.17	.59
	こわい	.59	.01	.32	.23	.50
	マニアックな	.48	.12	.07	.09	.26
	かっこいい	.45	.16	.21	.11	.28
	冷たい	.42	-.16	.36	.38	.47
魅了感	魅力的な	.25	.67	-.04	-.12	.53
	楽しい	.22	.67	-.28	.02	.57
	親しみのある	-.13	.58	.01	.18	.39
	かわいい	-.08	.55	-.12	.52	.60
	うつくしい	.33	.50	.16	.05	.39
倦怠感	いやな	.22	-.13	.73	.15	.61
	つかれた	.28	-.11	.70	.07	.59
	無機質な	.22	-.03	.47	.32	.37
	繊細な	.13	.33	.40	.08	.30
気弱感	かよわい	.10	.08	.18	.75	.60
	おそい	.19	-.09	.22	.56	.40
	やさしい	.03	.34	-.16	.54	.44
	単調な	.03	.05	.23	.43	.24
固有値		3.05	2.26	2.06	2.05	
寄与率 (%)		15.23	11.29	10.31	10.27	
累積寄与率 (%)		15.23	26.51	36.82	47.09	

※ 主因子法, バリマックス回転

感では、小説と映画の間が少なくとも5%水準で有意となった。

因子得点のメディアごとの平均値を図1に示した。また、因子ごとの評定平均値を表2に示した。スリル感は、映画で高く、絵本で低くなっていた。倦怠感、この逆の傾向となっていた。魅了感、絵本と映画で他のメディアと比べて高く、小説では低くなっていた。気弱感、小説が他と比べて高くなっていた。アニメとアニメーションの印象は、他に比べ全体平均に近い傾向があり、

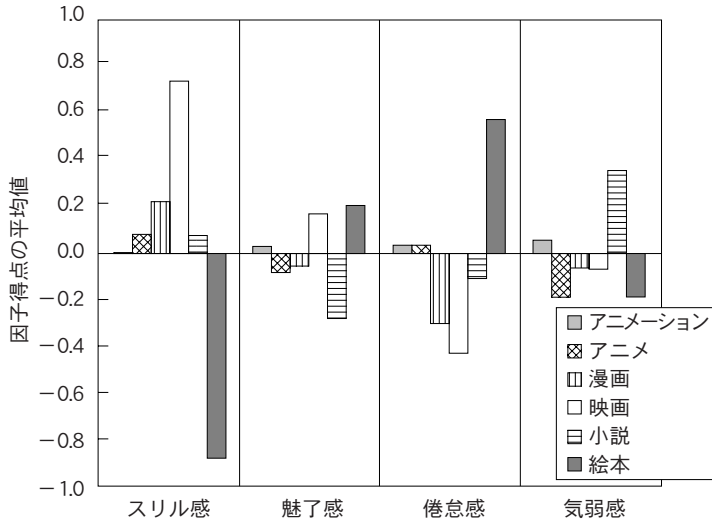


図1 メディア毎の因子得点の平均値

この差異も小さかった。わずかではあったが、アニメは、気弱感，魅了感が低く，アニメーションにはその逆の傾向が認められた。また，評定平均値は，魅了感が評定値の中間の3を超えていたが，それ以外の評定値は3を下回っていた。因子得点を用いてメディアの類似性を視覚的に表すために平方ユークリッド距離，Ward法によるクラスター分析を試みた（図2）。アニメとアニメーション，漫画，映画と小説，絵本のみ，というような3つのクラスターが見受けられた。特に，絵本は他のメディアと距離が離れていた。

自由記述により回答を求めたそれぞれのメディア毎に思い浮かべた作品やキャラクターは，アニメやアニメーションでは，ドラえもん，アンパンマン，スタジオジブリなどの作品が多く記述されていた。また，アニメにはなくアニメーションにおいてのみディズニーの作品が記述されていた。漫画においては，ドラゴンボールやスラムダンク，ドラえもんなど週刊ジャンプなどの漫画雑誌やテレビアニメの作品が多く記述された。映画では，ハリウッド映画とスタジオジブリの作品が多く記述されていた。小説では，ハリーポッターが多く記述されていたが，その他にも，文学作品や推理小説も記述されていた。絵本は，

表2 素データの因子毎の平均値・標準偏差

	スリル感		魅了感		倦怠感		気弱感		N
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	
アニメーション	2.72	(0.68)	3.58	(0.91)	2.46	(0.78)	2.51	(0.72)	53
アニメ	2.74	(0.82)	3.48	(0.82)	2.19	(0.90)	2.64	(0.78)	57
漫画	2.84	(0.85)	3.50	(0.78)	2.27	(0.85)	2.39	(0.93)	52
映画	3.19	(0.71)	3.68	(0.57)	2.34	(0.62)	2.41	(0.71)	56
小説	2.84	(0.83)	3.23	(0.85)	2.57	(0.85)	2.66	(0.76)	70
絵本	1.97	(0.69)	3.73	(0.83)	2.08	(0.83)	3.13	(0.93)	72
全体	2.69	(0.85)	3.53	(0.81)	2.32	(0.83)	2.65	(0.85)	366

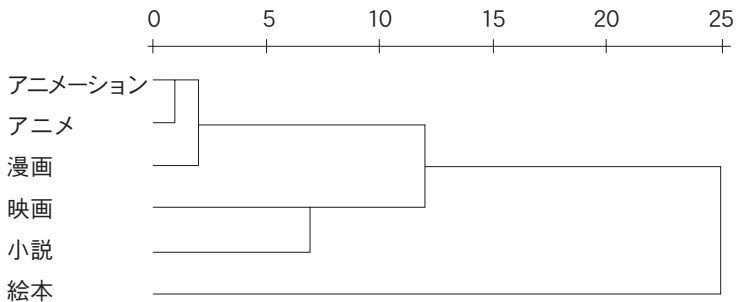


図2 クラスタ分析によるデンドログラム

昔ばなしなどの童話が記述されていた。また、ディズニーのアニメーション作品やわずかではあったがミッキーなどサンリオのキャラクターも記述されていた。

考察

本研究では、ストーリー性を持ついくつかのメディアの印象を測定し比較した。因子分析により抽出された4つの因子は、メディアに抱かれる印象の要素を表している。スリル感と魅了感は、ポジティブな内容、倦怠感と気弱感は一ネガティブな内容となっていた。これらは、メディアの特性や作品の評価、メデ

ィアへの期待, などが反映されていたと思われる。

因子得点の傾向を見ると, スリル感と倦怠感では, メディア間の差が大きく, メディアの違いが反映されていたといえる。一方, 魅了感, は, 評定平均値が他の因子と比べ全体にやや高くなっていたが, メディアによる違いは小さかった。しかし, 映画と絵本では, 魅了感がやや高くなっていた。映画や漫画では, スリル感が高く倦怠感は低くなっており, 絵本は, それとは逆の関係になっていた。小説は, 気弱感が高く魅了感, は低くなっていた。また, アニメとアニメーションは, どちらも他のメディアと比べてすべての因子得点が0に近い値となっており, 評定値が全体の平均値に近い値となっていた。2つの違いは, 気弱感と魅了感がアニメに比べアニメーションでわずかに高くなっていた点であった。

映画や漫画は, ポジティブな印象が抱かれていた。これとは反対に, 小説は, ネガティブな印象が抱かれていたと考えられる。しかし, 絵本は, 魅力的でありながらスリル感がなく倦怠感が高いという印象が抱かれていた。これらのことから, メディアの印象が, 単に, 良い悪いという印象の側面のみでは捉えられないことがうかがえる。さらに, アニメーションは, 今回取り上げたメディアの中では, 相対的に中間的で, あまり強い印象が抱かれていないことがうかがえる。また, アニメとアニメーションの違いについては, アニメに比べてアニメーションの方が魅力的でありながら気弱な印象が抱かれていたといえる。

これらの結果は, 調査対象者が大学生であったことが大きく影響していると思われる。映画や漫画は, 大学生にとって身近に触れている娯楽のひとつであると思われる。一方で, 絵本は身近ではなく, 小説は活字離れが示すように敬遠される傾向があると思われる。また, アニメやアニメーションは, 小さいころから触れられてきたものであり, 身近な存在となっていたことが中間的な評価につながったと考えられる。

クラスター分析の結果は, メディアの類似性を表している。アニメとアニメーション, 漫画のクラスター, 映画と小説のクラスターは, 作品の類似性と関係しているように見受けられる。アニメやアニメーションの原作の多くは漫画となっており, 映画の原作はさまざまではあるものの小説であることが漫画より多いように思われる。また, 絵本が最も他のメディアと類似性が低かった点

は、身近なものでないことが大きく反映されたと考えられる。

自由記述された作品やキャラクターについては、メディアを超えて共通しているものもあった。特に、アニメ・アニメーションと漫画では、共通する内容が多かった。また、映画にも、アニメやアニメーション、漫画と共通する作品があげられていた。さらに、小説と映画には、ハリーポッターが共通した作品として多くあげられていた。他にも、絵本とアニメーションには、ディズニー作品があげられていた。これは、ディズニー作品は、日本製アニメーションと異なる捉えられ方がされていることがうかがえる。これらの結果は、クラスター分析の結果と対応が見られるが、作品の共通性など、さらに複雑な関係性も見受けられる。

本研究で取り上げたアニメーションを中心とするいくつかのメディアのイメージは、4つの要素を持ち、ある程度の共通性を持ちながらも、それぞれが異なる特徴を持っていることがわかった。本研究の結果は、調査対象者が大学生であったことが大きく影響していると思われる。映像メディアに触れる機会の多い若年層とそれ以外の年齢層では違いが見られる可能性もある。これらの結果の一般化においては、より多くの対象者、さまざまなメディアについての調査が必要であると思われる。その上で、性差や個人差、作品差についても検討する必要があると思われる。また、ゲームやテレビ、ラジオなど、関連するメディアや表現方法との関係についても検討する必要があるだろう。これらにより、アニメーションをはじめとした、メディアの役割や特性、定義を行うことができると思われる。さらに、これらの知見を元に感性検索などへの応用の可能性も期待できるとと思われる。

文献

- Osgood, C.E., Suci, G.J. and Tannenbaum, P. 1957 *The measurement of meaning*. Univ. Illinois Press.
- 土田昌司 2003 オノマトベによる映像の感性評価－感性検索への応用可能性 感性工学研究論文集5, 93-98.

観光教育における“たのしみ”の創造に関する一考察

秋 山 綾

はじめに

観光はいつの時代にも時代を反映し、発展してきた。そして、観光研究や観光教育はそれを後押しする形でおこなわれてきた。戦後、近代観光の発展期には、観光研究は観光産業の近代化に大いに貢献し、観光教育は観光業界における中心人物を輩出してきた。観光研究や観光教育における学問領域は、時代の要請と共に歩んできた。

近代社会がポストモダン社会へと移行していくにつれて、観光研究や観光教育における学問領域もポストモダン観光へと分野をスライドし、拡大する必要があったが、この領域における観光研究は社会の広がりほどには広がりを見せていない。観光教育も同様で、近代観光に関する教育の範疇を抜け出せていないのが現状である。エコツーリズムやグリーン・ツーリズムなどが新しい観光のスタイルとして紹介されているが、それらがどの様な社会的要請をベースにこの時代に登場してきたかに触れて教育がおこなわれているケースは少ない。

本研究では、近代観光と観光教育の関係を説明し、現代的な状況との齟齬を明らかにした上で、ポストモダン社会である現在において、観光教育は観光事象における現在の状況に対し、どの様なパースペクティブをもち、取り組んでいくべきかについて考察する。そして、その一例として、東京立正短期大学現代コミュニケーション学科観光コース（以下、観光コース）の2006、2007年度「観光学概論Ⅰ・Ⅱ」の授業において実験的におこなってきた、新しい観光のスタイルを習得する試みについて紹介する。

第1章 これまでの観光教育

1) 近代観光の達成

第2次世界大戦後、復興の兆しが見られるようになってきた日本では、国民の観光旅行への関心が少しずつ高まっていった。高度経済成長期に入り、可処分所得の増加と休日制度の充実により、国民の余暇への関心がますます喚起された。

この様な状況の中、行政は国民の旅行を可能にするための様々な政策を実施した。国民宿舎や国民休暇村、公営ユースホステルなどの宿泊施設が整備された。東名高速道路が整備され、東海道新幹線が開通、航空路線の拡大など交通面での整備もおこなわれていった。東京オリンピックや大阪万博の開催にあわせ、旅行をバックアップする様々な整備が急ピッチでおこなわれていき、ソーシャル・ツーリズムが達成された。

国民の旅行のバックアップは行政だけでなく、民間企業においてもおこなわれた。その一例として、各企業は社員慰安のため、社員旅行を用意した。1泊2日の社員旅行は、主に男性社員の参加が中心で、都市部からさほど遠くない温泉地に赴き、昼間は観光地を巡り、夜は大広間で宴会をおこない、飲み足りない人は歓楽街に繰り出し、残った人々は皆で麻雀の卓を囲むといった国内旅行の一般的なスタイルを創り出していった。これは一種の観光教育となり、人々は有名観光地を知り、観光地の消費の仕方を習得していった。

また、社員旅行は様々な観光のシーンに影響を与えた。社員旅行の一般化が観光地の開発の一因となった。旅行者のニーズにあわせ宿泊施設の建て増しがおこなわれ、宴会場や大浴場が整備された。温泉街には多くの飲食店が軒を連ねた。東京近郊であれば、熱海や伊香保温泉、日光、鬼怒川などが人気観光地へと大きく発展していった。

2) 近代観光教育

第2次世界大戦後の1946年、修学旅行が復活した。1950年代に入ってから各学校における修学旅行が本格的に復活した。戦後の混沌の中、いち早く修学

旅行は復活した。これは、当時の教育において旅行の意義が高かった事を表している。修学旅行は、教育の一環としておこなわれたが、学習効果以上に、観光旅行を通して、旅行の楽しさを経験的に知る機会の1つとなった。

高等教育においても観光研究および、観光教育がなされていった。多くの高等教育機関において、観光学部、観光学科、観光コース、即戦力を養成する専門学校などが新設され、多くの学生がそこでの学習を通して、観光産業の仕組みや「観光地」の構造、観光地理などを学んだ。また、実地研修などを通して、職業としての観光産業や関連産業に触れ、研鑽を積んだ。彼らは卒業後、観光産業やその関連産業に就業した。

1980年代以降は、海外旅行の一般化などから、観光旅行の華やかなイメージがそのまま観光産業のイメージとして受け取られ、観光産業への就職希望者が増加した。特に、文系女子が高等教育を受ける機会を多く得る様になると、彼女らを中心に旅行業者への就職希望者が増加した。人的サービスに寄るところの多い業態のため、女性が働きやすいなどのイメージが人気の理由に挙げられている。また、航空会社も人気があり、その就職をサポートする専門学校も多く設立された。

このような観光産業または観光関連産業への就職希望者の増加に呼応する様に、高等教育機関では、外部の観光産業経験者を講師に迎え、より現場の状況を伝える授業展開やインターンシップなどをカリキュラムに採用するケースが多く見られる。

3) 現状との齟齬

ここまでで、近代観光達成の過程と観光教育の成果をみてきた。現代社会において、観光及び観光教育に対する期待は大きい。現在、観光産業や観光関連産業はこれからの日本経済を牽引するリーディング産業として捉えられており、これらの産業の発展が地域の、または、国の経済を好転してくれるのではないかと期待されている。政府は、2010年までに訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、観光立国化を推進している。

は、大きな期待をかけられている観光産業の担い手である、観光を学ぶ（学

んでいる) 学生と彼らを取り巻く現状はどうであろうか。航空会社や旅行会社を第一志望として入学してくる学生は多いが、現実的に就職する学生数は非常に少ない。観光学科(または観光コース)出身の学生でも観光産業以外の一般企業に就職する率の方が高い。

そして、最も問題と思われるのは、“旅行の楽しみを知らない”、“旅行に行かない”学生が非常に多い事である。その理由のトップは、「お金がないから」や「どうやって旅行を計画したらわからない」、「面倒くさい」などである。戦争や紛争などの社会的な理由ではなく、個人的な理由によって、旅行に対し二の足を踏んでいるケースが多い。日本国籍所有者は、幸運な事に、諸外国の殆どへの入国が可能だ。観光目的の短期間の滞在であれば、査証が無くても入国できる国も多い。国内では既にソーシャル・ツーリズムが達成されているため、殆どの地域で交通機関も宿泊施設も整備されており、誰もが旅行できる状況にある。しかし、多くの学生は国内外の別を問わず、旅行に出掛けない。

これは、“旅行の楽しみを知らない”だけでなく、日常生活においても自分にとって何が楽しいのかをはっきり認識できない学生が増加している事にある様に思われる。または、現在の楽しみ以上の“たのしみ”を見つけようとしなない内側に向けた志向が強いため、外へ“たのしみ”を見つけに行こうとしなない傾向も見られる。通学は遠くてもきちんとするが、授業後は出来るだけ“地元”に戻り、“地元”で“地元”の友達と遊ぶ方が楽しいといった傾向はこの様な志向に裏付けられている様に思われる。

第2章 新しい観光への挑戦

1) 近代からポストモダンへ

1970年代以降、近代化を達成した日本では、社会のポストモダン化が顕著となっていった。特に、わたし達の日常消費生活におけるポストモダン化は顕著であり、海外の研究者も注目するほどであった。

日本人の消費生活には、商品を使用目的で購入する以上に、その商品付加価値を購入する、記号の消費が顕著に見られた。この過程において、消費におけ

る選択肢は増加し、消費の多様化が進んだ。そして、消費の多様化は、同じ価値を共有できる人々の間で、そのセンスの切磋琢磨がおこなわれ、消費原理にのり、差異化が差異化を引き起こしていった。その中で消費のイニシアティブは生産者サイドから消費者サイドに移行していった。

その後、バブル経済が崩壊し、一般大衆によるモノ（記号）の消費が落ち着くと、以前からオタクによって静かにおこなわれていた「物語」にしたがって消費をおこなっていく「物語消費」による商品の購買行動が注目されるようになっていった。マーケティングの分野では、市場に「物語」を投入し、それをガイドラインに商品を購入させる、「物語マーケティング」の手法が多くとられていった。

記号や「物語」で飽和状態の日本では、エンターテインメントに関する消費財も充実していく。遊園地の隆盛、PARCOや西武百貨店による渋谷の開発、東京ディズニーランドの開園、新横浜ラーメン博物館などのアミューズメント・スポットの開園など、枚挙に遑がない。その中で日常生活自体がエンターテインメント化し、舞台化された。

2) 新しい観光の出現

この様な社会のポストモダン化に対応する様に、観光を取り巻く状況も、近代観光から横滑りの様にポストモダン化が進み、新しい観光スタイルが登場してきた。パッケージツアーは多様化し、スケルトンタイプの旅行とオプション（オプションツアー）の組み合わせに人気が集まっていった。

そして、これまで観光地ではなかった場所が一部の人々によって<観光地>として認識されるようになっていった。特に、日常生活空間が<観光地>へと変化していった。本稿では、観光コースの授業で取り上げた、「トマソン」の発見と「街歩き観光」について紹介する。

「路上観察学」を提唱した赤瀬川原平らは日常生活空間に注目し、その“楽しみ方”を世に広めた。特に、その中でも「トマソン」を発見する“たのしみ”は、現在でも大きな広がりを見せている。「トマソン」とは、以前は使用価値があったが、経済原理のもと、その使命を終え、使用価値がなく町の中に残っ

てしまっている事物に美的価値を与え、鑑賞し、たのしむものである。1972年、祥平館という旅館脇にあった階段で、階段としての昇降以外に使用価値のない階段に「純粹階段」という分類を与え、発見場所である四谷にちなんで「四谷階段」とした物件はあまりにも有名である。

人々がモノの消費になれてきた頃、一部の人々<街歩きオタク>は、日常生活空間を「物語消費」する事による、「街歩き観光」の“たのしみ”を創り上げた。どこにでもある日常生活空間に“昭和のかおりの残る町”などといった「物語」を想定し、その「物語」を満たすために、町の中にひっそりと残っている狭い路地や総菜屋のコロッケ、昼寝をしている猫などを鑑賞し、“わたしの街”という、公共の境界とは異なった境界線を創り出すという“たのしみ”である。これにより、「谷根千」（谷中・根津・千駄木）や「神楽坂」が<観光地>として登場し、現在では多くの人々が楽しめる「観光地」となっている。

「トマソン」の発見や「街歩き観光」は、これまでの「観光」では捉えられない部分として、近代観光のその先に横滑り的に出現してきた。所謂、観光におけるポストモダン現象である。両者に共通する特徴は、これまでの「観光地」のように、「観光地」の楽しみを観光地サイドが創り出すのではなく、消費者サイドが創り出す、観光地の消費のイニシアティブが消費者サイドに移行している事にある。そして、この“新しい観光のスタイル”は、規模は大きくないにしても確実に社会の中に定着しつつある。

近代観光研究によると、「観光地」は優れた「観光資源」が存在し、それらを一般の人々が消費する事ができる（観光産業が成立する）事が条件である。そのため、ある特定の人々にとって優れた‘観光資源’が存在したとしても、それを皆が享受できる様にできなければ、「観光地」としては成立しない事になってしまう。「トマソン」や「街歩き観光」の一般化により、特定の人々のみ享受できる<観光地>が認識される事により、近代観光における「観光」、「観光地」などの説明が揺らいでいる事が示されている。

3) 新しい観光教育

ポストモダン観光の生成により、近代観光について学ぶ事はこれまで以上に

重要になった。それが、どの様な社会的基盤（近代観光）の上に成り立っているのかを知る事は、これからの観光を考える上で重要である。近代観光はその役目を終えて姿を消したわけではなく、現在でもその機能を果たしている。ポストモダンな状況は、近代観光なしには語れない。

その上で、観光におけるポストモダンな状況が進行しつつある現在だからこそ、“たのしみ”の創造が観光者のサイドに移行している過程を観光教育において説明する必要がある。“いまーここ”でおこなわれているポストモダン観光をも視野に入れる事で、観光教育は新しい教育領域を獲得する事が可能となる。そして、学生自身がポストモダンな現状を捉え、“たのしみ”を自ら創造する機会を得る事が今後の観光教育において必須事項になるであろう。

第3章 “新しい観光”教育

1) 観光コース「観光概論Ⅰ」「観光学概論Ⅱ」における試み

観光教育は、時代の要請と共に歩んできた領域であり、現在、さらに観光が注目されているならば、観光研究・観光教育はその要請に応じられる人材の輩出、研究成果が求められている事になる。観光の担い手である学生が豊かな観光知識、豊かな観光経験を人生に取り入れる事が可能となる様、在学中にその‘器’を作る機会を与え、手助けする事が観光教育にとって必須である。

そこで、東京立正短期大学現代コミュニケーション学科観光コースの「観光学概論Ⅰ」、「観光学概論Ⅱ」の授業では、近代観光に関する知識の整理とポストモダン観光における“たのしみ”の創造の仕方の習得を目的としている。通年で受講すると、これまでの観光とこれからの観光に対するパースペクティブを獲得できるカリキュラムを組んでいる。

「観光学概論Ⅰ」では、近代観光に関する知識の整理を目的として授業が展開される。ここでは、第1に「近代」というキーワードの特徴を整理し、近代観光の始まりと特徴について確認する。ジュール・ヴェルヌの『80日間世界一周』を副教材として使用し、社会の近代化と近代観光の始まりを読み解く。第2に、近代観光における観光産業および観光関連産業を各産業別に産業構造

を把握する。旅行業、宿泊業、交通業をはじめ、観光地計画、観光産業の地域への効果について把握する。

「観光学概論Ⅱ」では、近代から横滑りの的に発生したポストモダン観光の始まりと具体的な例として「トマソン」、「街歩き観光」を紹介し、その実践を通して、日常生活から“たのしみ”を創り出す事について学生自身が考察する。

講義前半は、ポストモダン社会を消費行動から説明し、1990年代までにどのような消費行動が日本において生まれてきたかを学習する。その中で、観光はどのようにポストモダン化してきたかを基礎知識として身につける。ここでも幾つかの小説を起用している。近代社会体制に疑問を持ち、それに抗い自分探しの旅行をする主人公の旅行から、旅行スタイルの変化を認識するため、また、世界を旅する事の楽しさを意識づけるために、沢木耕太郎『深夜特急1～6』（授業では1のみ紹介）を採用した。また、80年代のキラキラした新人類による記号消費行動の顕著な例として、田中康夫『なんとなく、クリスタル』を紹介した。

両講義では観光に関する専門書ではなく、幾つかの小説を教材の1つに使用している。これは、学問に対する抵抗感を弱め、学生自身の日常生活の周辺にある全てが観光教育のきっかけになる事を認識してもらう目的からである。そして、これらをきっかけに、紀行文や観光関連の専門書に興味を持たせる事が大きな目標である。

2) 各種レポートと今週の“楽しかった”事の報告

現代の学生は、彼らの誕生当時からテレビもあり、ビデオもあり、物心着いた頃には、すっかりエンターテイメントの中で生活をしており、毎日がアミューズメント・スポットの中で日常生活をしている様な状況である。そのため、手を伸ばせばすぐそこに楽しい事があり、簡単に手にはいるため、自分たちで“たのしみ”を創り出す事を面倒に感じている傾向にある。

しかし、生活のポストモダン化は、消費のイニシアティブが消費者サイドに移行している事を意味し、観光においても観光者が<観光地>を創り出すケースを紹介した。これからの学生は、このような社会的状況に対応し、自分自身で

“たのしみ”を創り出す能力が必要となる。特に、観光業への就業を希望する学生は、その能力を要求される様になるだろう。

そこで、「観光概論Ⅰ」では、ゴールデンウィークを使用して、“わたしのこだわり”に関するレポートを作成する。これは、自分の日常生活を振り返り、どのような“たのしみ”を日常生活空間において体験しているかを学生自身に振り返ってもらい、消費の多様化を体感し、そこから新しいオプションのヒントを作り出す事を考察する。

さらに、毎週授業開始時におこなわれる“今週の楽しかった事報告”は、学生に日常生活における“たのしみ”を見つける癖をつける事に主眼が置かれている。1週間の自分の生活を“たのしみ”を軸に振り返る事で、日常生活の異なる側面を切り取る視点を養う。

また、この報告調査により、“たのしみ”を創造できない学生が多い事や旅行に出掛けない学生が多い事が明らかになってきた。観光コース在籍者が旅行をせず、“たのしみ”についても考察していないとなると、今後、豊かな観光を担っていくことは難しい。今後も継続して調査し、現在の若者特有の文化や嗜好について、読み解いていく必要がある。

3) 校外学習

新しい観光のスタイルは、机上の学習だけでは習得するのが難しい。これらの事象は世の中でライブに起こっており、完全な一般化が未だ達成されていないため、紙面に記録した時点で手中をすり抜け、変形してしまう。そのため、教育ベースにのせるのが難しい。

そこで、「観光学概論Ⅱ」では、新しい観光のスタイルを学習の中に取り入れるべく、校外学習をおこなっている。2006、2007両年度において、東京立正短期大学周辺において「トマソンを探せ!」と題し、校外学習をおこなった。所要時間は約1～2時間で、同短大周辺を散策し、その道すがら「トマソン」の発見に全神経を集中し、発見した「トマソン」を写真に収め、記録を作成する。日常生活空間を切り取る別の視点を体験的に身につける事が学習の目的である。実施後の感想では、「思わぬ所に面白いモノをみつけられた」、「自宅の

近くにも「トマソン」を発見した」などが報告され、その後も自主的に調査し、報告を寄せてくれる学生もいる。

学生の周辺には生活における既存の楽しみの選択肢が多数存在するため、それらから1つを選択し、楽しむ事は簡単だが、日常生活の中に“たのしみ”を自ら創り出す事は難しい。しかし、この様に新しいスタイルを投じ、彼らが体験的に学習する事により、自ら観光行動の広がりを見つけ、自分らしい“たのしみ”の発見の仕方を手に入れる機会を得られる。それでも既存の選択肢からしか楽しみを見つけられない学生も新しい選択肢を獲得する事が可能となる。

第4章 まとめ

団塊の世代が引退した後のセカンドライフにおいて最も望んでいる事は、“旅行”である。今後は多くの中高年が旅行に出掛けると予想されている。今後も観光は時代の流れに大きく左右されながらも、その要請を達成していかなければならない。

観光研究や観光教育は、近代観光を支える形で発展してきた、産業寄りの学問である。そのため、時代や社会の要請に呼応する形で産業よりのカリキュラムが構成されてきた。

しかし、観光コースの授業におけるレポートや週毎の報告から、学生の多くは、“たのしみ”を自分で創り出す事が難しい現状がわかってきた。観光は旅行者本人の日常生活に多大な影響を与える。豊かな観光経験は豊かな生活を形成し、それらは観光産業においてだけでなく、様々な形で社会に応用されていく。観光教育が社会の要請と共依存関係にある以上、学生には、近代観光に関する知識や観光産業に関する知識の修得やインターシップを通しておこなわれる職業訓練だけでなく、観光におけるポストモダンな状況を理解した上で、自分にあった新しい観光のスタイルを見つけ出す事により、“たのしみ”の創造について考える能力をつけてほしいと願っている。

謝辞

本研究では、東京立正短期大学現代コミュニケーション学科観光コースの「観光学概論Ⅰ・Ⅱ」を2006、2007年度に受講し、新しい観光のスタイルを習得するという実践的かつ体験的な講義に参加してくれた学生に感謝したい。

参考文献

- 赤瀬川原平（1987）：『超芸術 トマソン』，ちくま文庫
- 秋山綾（2006）：「街歩き観光」にみる「なつかしさ」の消費とアミューズメント・スポットにおけるその活用，TASC MONTHLY 11月号 No.371，財団法人たばこ総合研究センター，pp.4-14.
- 岡本伸之編（2001）：『観光学入門 ポスト・マス・ツーリズムの観光学』，有斐閣アルマ
- 北田暁大（2002）：『広告都市・東京 その誕生と死』，廣済堂
- 斉藤環（2001）：『若者のすべて ひきこもり系vs自分探し系』，PHP研究所
- 沢木耕太郎：『深夜特急1～6』，新潮文庫
- 田中康夫（1985）：『なんとなく，クリスタル』，新潮文庫
- ロラン・バルト 宗左近訳（1996）：『表象の帝国』，ちくま学芸文庫，Roland Barthes: *L'empire des signes*, 1970
- ジュール・ヴェルヌ 江口清訳（1999）：『80日間世界一周』，角川文庫クラシックス
- ジャン・ボードリヤール 今村仁司・塚原史訳（1995）：『消費社会の神話と構造』，紀伊國屋書店，Jean Boudrillard: *LA SOCIÉTÉ DE CONSOMMATION*, 1970

日本事情クラスにおける実践報告

—— 調査発表から読者を設定したテキスト作成までのプロセス¹⁾

松 本 明 香

1. はじめに

本論では、2006年度後期に本校において開講した「日本事情B（留学生対象）」の授業での学生達の調査発表、そしてそれに続くテキスト作成という一連の活動を報告し、またそこから学生達の学びの様相を捉えた上で、大学における日本語教育の課題を考えていきたい。

2. 「学び」の問題

まず現在の日本の高等教育について考えたい。現在高校を卒業した学生の約半数は四年制大学（以下大学）、あるいは短期大学（以下短大）へ進学しており、こうした高等教育機関への進学はもはや珍しくないこと、一般的なこととなっている。そして今後も進学率は拡大し続けることが予想される。また学生達が高等教育機関へ進む動機は「高度な専門知識の習得」という認識は薄れてきて、学生達も大学・短大への進学は「社会に出るまでの一ステップ」に過ぎないと考えているように思える。

外国人留学生を対象とする日本語教育の分野においても、同様な状況であることは否定できない。2005年現在13万人の多様な背景を持った留学生が日本の大学・短大で学んでいるが、彼らの中には学習動機や目標が明確に定まらないまま来日し、日本でも何のために高等教育機関で教育を受けているのか、その意味がわからなくなっているケースが多く見られる（小澤2001, 松本2007）。自己のアイデンティティを確立し、将来の進路を決定する、いわば人生の中で

も重要な転換期にあたるこの時期に、日本留学の意味を見失うのは大きな損失であると土屋（2004）も述べている。今後も増えていくと予想される外国人留学生への指導、特に日本の大学に在籍して学ぶ意義を認識するように指導することは、日本語教育担当教員にとって急務であることは間違いない。

門倉（2006）は「大学で勉学に必要な日本語能力とは何か」を捉えるにおいて、「大学での勉学」の根本は「専門知識の習得」よりもむしろ「学び方を学ぶ」点にあることを指摘している。「学び方を学ぶ」とは高校までの教師が教える知識を吸収するという学習態度²⁾とは異なり、自ら問題を設定して、その問題について探求していくという主体的な学び、つまり「問題発見解決学習」が土台とならなければならないと述べ、これを大学教育で促す努力がなされるべきと論じている。この「問題」の発見には社会的な問題系へと開かれている必要があり、自分の関心事を社会の課題の一環に組み入れるには、「自分を表現し、他者と出会い、他者とつながる力」であるコミュニケーション力が必要となるとも述べている。

この他者と分かり合おうとするためのコミュニケーション力の必要性は細川（2000）での議論に通じるものがある。細川（2000）では学習者にとって大切なのは学習主体である個と他者との関係性であり、それを結ぶコミュニケーション活動能力は社会での自己実現の力となることが述べられている。

これらからわかるように、従来の個人の中で知識をどの程度効率的に所有・蓄積したかで学習を測る教育から、学習主体と他者との対話を含む相互行為に学習を見出す教育へのパラダイム・シフトが、近年の日本語教育研究では注目されている（松本2007）。しかしこのような変化を受けた上で、実践の場で具体的にどのような活動が可能であるかといった報告は、日本語教育研究界において現在のところ数多くなされているとは言い難い。

本稿では、こうした日本の大学・短大における留学生の現状と教育のパラダイム・シフトを踏まえ、本校で行った日本事情クラスでの実践の報告を行う。その上で留学生達が日本の大学でいかに主体的、能動的に学びを構成していくか、それは学習環境デザイン次第でいかに変わりうるものかを考察する。

3. 実践紹介

3-1 問題の所在

本稿では2006年度後期に開講された「日本事情B」の授業の報告を行うが、筆者は同年度前期に同じ学生達が在籍する「日本事情A」という授業も担当した。「日本事情A」では『日本を話そう』(The Japan Times)という日本事情に特化した教科書を用い、テーマごとに分かれた各課を一人の学生が担当し、そこに書かれている文章の要点をまとめ、それとあわせてそのテーマに関連した情報をクラスに持ち寄り紹介するという、より学生主体で能動的に参加できると思われる授業形態をとった。しかし授業が進行するにつれて幾つかの問題点が浮上した。第一に、学生達は情報をインターネットから際限なく引き出し、その中から情報の取捨選択ができない、第二にそれらの情報をパソコン上で安易にコピーアンドペーストして資料とするので、そこで用いられている語彙や表現について正確に理解していないまま発表に臨む、第三に、以上二つの問題点が生じている以上当然のことではあるが、発表で述べられるべき内容に絞り込めないといったことである。これらの問題点をまとめると、筆者には学生達は各自で収集した情報の切り貼りをして発表に臨んでいるにすぎないという印象が感じられた。

筆者はこれらの問題の要因の一つ目として設定されたテーマそのものが自分の問題として捉えられていない、言い換えれば「自分のものにしていく (to appropriate)³⁾」行為が行われていないこと、二つ目として調査結果を表す際、誰に向けたものなのか情報の方向性が定まっていないために発表内容を相手に合わせて絞り込むことができないことと考えた。これらを踏まえ、2006年度後期の授業を編成し直す必要性を感じ、それぞれの問題点への対応を考えた。まず、一つ目のテーマが自分の問題として捉えられていない点に関して、各自の発表後「やりっぱなしにしない」ことが必要であると思われた。そのために全員の発表終了後、調査内容について再度見つめる時間を設け、作文活動として自身の言葉でそれらを表現する課題を加えた。そのことにより、調査内容について繰り返し思考し、そして表現する「思考と表現の往還 (細川2003)」

がより活性化すると思われた。また二つ目の情報の方向性については、発表後に行う表現の活動の中で明確にできるものとした。具体的には初中級日本語学習者が読解テキストとして読む文章を書くという課題を提示した。書き手として読者を特定し、把握することの必要性は池田（2004）から援用したものである。池田（2004）では作文指導において言語形式ばかりでなく内容の重要性を指摘し、その内容とは読者があってこそ適切性が検討できると述べている。そして書く目的や読み手の特定、内容まで考慮した指導法の提言をしている。本授業内で読者を特定するには以上のような先行研究を参考にした経緯がある。

以上のような過程を経て、2006年度後期「日本事情B」の授業が開講された。

3-2 クラス概要

本授業は2006年度後期において、週1コマ（90分）で9月28日から15週にわたって行われた。本校では開講科目間で授業内容に有機的な結びつきを持たせるために12のテーマに基づいた授業を展開するという認識が各教員に伝えられている。そこで本授業では、それらのテーマの中から日本語が母語ではない留学生にも難しくないと思われるテーマをクラスに在籍する学生数に当たる10テーマ選び、それらについて1人1テーマ担当して発表するという課題を出した。この発表は12月14日まで10週間続けられ、翌週12月21日からは「初中級レベルの日本語学習者向けの読解テキストを作ろう」という題目を挙げ、初級文法を学習し終えた段階の日本語学習者向けの読解テキストを自分達の手で作ってみるという活動に入った。本授業のスケジュールは以下のとおりである。なお、各回の発表を担当した学生については、便宜上、任意にアルファベットを割り当て記していくことにする。

【表1 2006年度後期日本事情 授業スケジュール】

月 日	回	テ ー マ	担当学生（出身国）
9月28日	1	オリエンテーション	
10月5日	2	感染症の拡大	A（中国）
10月12日	3	テロと戦争の連関	B（中国）

10月19日	4	基本的人権と差別	C (ベトナム)
10月26日	5	肌の色が意味するもの	D (中国)
11月2日	6	生命科学と倫理	E (韓国)
11月9日	7	少子高齢化のゆくえ	F (中国)
11月16日	8	日本の社会階層と外国人	G (中国)
11月30日	9	地球の異常に目を向ければ	H (中国)
12月7日	10	生活環境と食品の安全性	I (ベトナム)
12月14日	11	ナショナリズムと民族・国家	J (中国)
12月21日	12	テキスト作成 1	
1月11日	13	テキスト作成 2	
1月18日	14	テキスト作成 3	
1月25日	15	批評, 感想をまとめる	

発表の回（第2回～第11回）では担当学生による調査発表の後、参加者による議論、その回についてのまとめのプリント（毎回のテーマに対する学生個人の意見や感想を書かせたもの）の記入を課題とした。12月21日のテキスト作成1では、各自の発表した内容を踏まえて、「初級文法を学習した直後の学生向けの読解テキストを」「400字原稿用紙に」「だ・である体（常体）で」「3段落で」という条件をつけて作文作業を行った。その際、初中級日本語学習者向けの読解テキスト『日本語2nd ステップ』（白帝社）を見本として提示した。ここで完成した原稿は教師が回収し、冬休みの間教師の手を加えることはなく、テキスト作成2（1月11日）で学生達に返却した。この日学生達は2人1組のペアになり、互いの作文を読み合わせ、相手の作文について内容面、文法・表現面について指摘し合い、修正を加える活動を行った。ここで出来上がった原稿は各自持ち帰り、パソコンで文書化すること、その際、難しい語彙については想定した読者に合わせた意味を注釈として書いてくること、また漢字には振り仮名をつけることという課題を出した。テキスト作成3（1月18日）では最終チェックとして、教師が修正すべき箇所などを示した。また前週組んだペア間で再度互いにチェックした。最終日（1月25日）ではクラスの数分のコピーを持ち寄り、それぞれが全員の原稿に目を通し、最終的な

感想を述べ合った。

こうした一連の活動については学生達に筆者の携わる研究の意義を伝えた上で、音声データを撮り、また教師（筆者）が授業後にメモ等をして記録を残した。

3-3 読解テキスト作成の意義

この研究の独自性は、学生達自身が初中級日本語学習者向けの読解テキスト作成を試みるという実践活動にあると言える。

発表終了後にそれぞれの持ち寄る情報を用いて他者に有用となるテキストを作成する目標を立てた背景として、石黒（2003）を挙げなければならない。石黒（2003）は状況的学習論の観点から、言語学習者は本来的に社会的で、社会的実践の中に埋め込まれていることを考えた時に、言語学習者が学習言語の「消費者」としての位置にいることに疑問を呈している。そして第二言語学習者が自ら言語を、また学ぶ環境を生成する主体として「生産者」になることの意義を表している。さらにそうした主張の上で学習者が教科書を作る実践を提案している。これには目標言語を知り、母語についても知りなおす機会としての意味、そして学習者がコミュニティの仲間と生きる確認をする意味もあると述べている。以上のように石黒（2003）では非モジュール的な「雑多な言語を作る実践」の提案がなされているが、本実践はここから示唆を受け、学生達自身が学習言語の生産者として言葉を創り、当該言語を使うコミュニティーの一員として言語活動に参加するという目標を立てた。

また、作成するテキストを初中級日本語学習者向けと設定した理由としては、初中級日本語学習者とは本授業を受講する学生達にとって、近い過去に経験した立場であるということにある。学習プロセスにおける初中級という通過点が正確にどのような能力を持つ点を指すのかはここでは問題ではない。このクラスの学生にとって、立ち戻りやすいプロセスの一つであると推測したためである。また、本授業を受講している学生達にとって、レポートや論文で求められるようないわゆるアカデミックな表現形式での日本語での作文は重い課題であると思われた。そのような表現形式に集中して内容が散漫なものになるよりは、平易な表現形式を用いることで内容的に充実した作文の方が完成度は高いので

はないかと思ったという理由もある。

4 考察

山辺ら（2005）ではアカデミック・ジャパニーズについて再考を図り，大学での勉学を成功させるものとして1）社会性2）知的探求力3）日本語運用力の3点を挙げている。彼らによると，1）社会性とは自己の相対化，他者との意見調整，関係構築等の能力，2）知的探求力とは多様な分野から自らテーマを設定し，自主的に学んでいくこと，さらに批判的思考や調査・研究方法等の獲得，3）日本語運用力とは従来の教育の中心であった部分である日本語の言語的な技術面についてと述べている。

1月25日の最終授業では，本クラスで行った発表，テキスト作成の感想を学生達から集めた。ここではこれらの学生達からの感想と，山辺ら（2005）が提示した上記の3点を通して，学生達の学びの様相を確認したい。

4-1 社会性

集められた学生達の感想のうち，代表的なものを下に挙げる。（以下，枠内の感想は原文のまま。その感想を書いた学生については表1で表したアルファベットのみを記載。）

【学生の感想1】

- ①みんなと話し合っって意見を交流し，レジユメの作り方がい勉強になった。（F）
- ②Cさんのレポートを直していく上に自分のよい勉強になりました。人の文章読んだりして，考えは広くなりました。（B）
- ③なかなか勉強になりました。他人の意見を聞いて，自分の不足の部分もわかるようになりました。（B）
- ④初級の人にわかってもらうための作業だった。その人達の立場で考えてみてよかった。（E）

①～③は、自分とクラスメートとの関係について述べたものである。これらより仲間同士による修正活動で起こった相互行為が学びのリソースとして有効に機能していることが窺える。

実際、筆者が学生間の相互行為を見た限り、学生達はペアを組んだ学生とそれぞれの原稿を持ち寄り、読み合いながら、互いの作文の理解の確認、表現の確認等を行っていた。これは「日ごろから身近な立場で理解しあえる仲間からの助言（池田・館岡2007）」であり、更にそれが引き金となって助言や確認を受けた学生は再度当該の事項について検討しているケースも見られた。このような修正のための相互行為は学習者同士という水平的な学習状況（池田・館岡2007）においてこそ実現するものであり、兎角一方向的な情報提供をしがちな教師の行為からは得がたいものである。

また④はテキスト作成活動中のことを述べた感想であり、自分と自分のテキストを読むであろう架空の読者との関係を表している。この作成するテキストの読者を初中級日本語学習者に設定した理由は先に述べたが、学生達はテキスト作成の活動の間、さらに具体的に、読者となる日本語学習者はどんな教科書を使って勉強していたのか、何ヶ月ぐらい日本語を勉強してきたのか等の質問を教師に投げかけた。それらは自分達の創り出す言葉が想定する読者に理解されやすいものとなっているかという読者に対する配慮をするための情報収集であり、それはまた書き手が読み手の視点（池田2004）を意識した上でのことと言えよう。まさに作文という活動が、書き手一人で営まれるのではなく、読み手との関係性を紡ぎながら進められるものであると考えることができる。

そして以上の2点を通じて、本活動における学びが学習主体と他者（仲間や読み手）との社会的な関係性構築の上に実現されていくことがわかった。

4-2 知的探求力

学生からの感想には、次のようなものが挙げられた。

【学生の感想2】

- ①脳死の本当の意味がわかった。(E)
- ②現在、世界中はテロが起こっている。テロの原因や状態などを知りました。(C)
- ③今も差別があるということをもう一度感じました。(D)

発表終了後、学生達は自分のテーマだけでなく他の学生が担当したテーマにも関心を抱き、学生達の関心の幅が広がったことがわかる。

ここで注目したいのは、上記の①「脳死の本当の意味がわかった」と感想を書いたEである。Eの発表テーマは「生命科学と倫理」であったが、更なるテーマとして脳死を取り上げ、インターネットで脳死判定方法などについて調べてきた。発表の際、脳死判定基準項目を挙げ、次にそうした判定のもとで死を告げられた患者が生き返った例を挙げた。その際に交わされた会話データを以下に示す。

【会話データ】

学生D：いるんだ。

学生E：あんまりいないんだけど、いるって。だから、これ、どうしますか、個人的に。

教師：簡単に説明できる？

学生E：ああ。

学生D：いるんだ。生き返った人が。

学生E：（笑い）だから私も、初めて、はじめは脳死って、と思ったんですけど、あ、死ぬことじゃないって思ったんですけど、もうどんどん考えが変わって、今は、なんか決められなくなっています。今は。なんとかははっきり言えなくなっています。

教師：どこで死というか。

学生E：そうですね。

このように学生Eは発表時から脳死判定基準について疑問を持っていた。脳死判定の基準の妥当性、脳死患者からの臓器を取り出し移植手術に踏み出す例、脳死判定が正確に行われているかどうか等について資料を提示し、上記の会話データにあるように自分自身、脳死が何であるのかわからなくなったことを表明した。このように迷いながら自分の見解を導き出そうとし、最終的に学生Eが作り出したのが、以下のテキスト（抜粋）である。

【作文例1】

脳死が作られるまで

—あなたは脳死が自然に起きることだと思いますか—

脳死というのは、実はめったに起きるものではない。

(中略) 脳死が先に起きてから、やがて心臓が止まる人が出てきたのである。この脳が死んで心臓が止まるまでの間を脳死という。例えば交通事故などで頭を強く打ち、脳をやられてしまった人に人工呼吸器をつけると、呼吸を続けられないので、心臓は働き続ける。しかし、脳はやられてしまっているから、もう元には戻らない。

このように脳死が起きようになったのは、人工呼吸器が発明されてから後のことである。つまり、医療技術が発達したゆえに発生した問題なのである。(学生E)

学生Eは発表時には脳死に対して自身の明確な見解を示せずに終わっている。しかしテキスト作成という活動において、「脳死が自然な死ではなく、人工的に作られた死」という独自の見解を導き出すことが出来た。

このように一連の活動を通して、テーマに掲げた事柄について批判的思考も持ち寄りながら、自身の知的活動も深めていることが確認できた。

4-3 日本語運用力

最後に日本語運用力に関してである。

【学生の感想3】

- ①発表する時、間違い言葉を言っちゃった。(C)
- ②読めない日本語は多い。(A)
- ③日本語を日本語で説明することが難しいことであることが分かりました。
(D)
- ④簡単化へのレポートはなかなか難しいです。先生になるのは大変だと思います。(B)
- ⑤文法について、まだだめところがわかってきた。(C)
- ⑥レジュメの作り方が大変だった。(F)

などが挙げられた。①, ②は特に発表時のことであり、日常会話で使われるのとは異なる日本語運用について反省しているものである。

一方、③～⑥は初中級日本語学習者向けのテキスト作成時に感じたものである。特に③は作成したテキストに出てくる難しいと思われる語彙に注釈をつける作業について抱いた感想である。これらは架空の読者のことを考慮しながら、また仲間との協働的な活動の中で行われている点で、先述した1)の社会性における学びの姿とも重なる。そして、これが辞書に記載されている意味のままではなく、テキストに即した意味、さらに読者の学習進度を念頭に置いた意味(言葉)の創造に進んでいる点を考えると、3-3で紹介した石黒(2003)に書かれている、言葉の「生産者」として学生達が文化的実践に参加している姿が見て取れる。

また、上記の感想には書かれていなかったが、注目すべき日本語運用の変化として、テキストに数行の問題提起文がつけられていることがある。これは10人中6人もの学生のテキストに見られた。【作文例2】に示す学生Dの問題提起文は、第1回目、第2回目の原稿には書かれては無く、最終原稿の段階で新たに載せられていたものである。以下は本文前に書かれているその問題的文

【作文例2】

あなたの肌の色や頭髪の色は何色ですか？肌の色で困ったことがあったり、不便だったりしたことはなかったでしょうか？それは、どうしてか考えたことがあるのでしょうか？肌の色は単純に肌の色だけで分けられるでしょうか？昔から今までどんな問題を生み出したか考えてみましょう。

(学生D)

である。

また学生Eは【作文例1】で見たように、最終原稿につけた主題「脳死が作られるまで」に副題「－あなたは脳死が自然に起きることだと思いますか－」と読者への問いかけの文を加えている。

このような問題提起文を書くことは、特に教師から指示されたものではない。にもかかわらず、クラスの半数以上の学生が、このような当該のテーマに関する予備知識を読者に提供し、読者の動機付けを誘う文章を書いたことから、今までの日本語学習、特に読解学習の経験の中で問題提起文が学生達にとって印象に残るものであり、読者にはこの問題提起文が本文を読んでいく上で有用だろうと判断したためではないだろうか。また、読者に対する意識が高まっており、読者にはどこに焦点を当てて読んでもらいたいのかが明確になっているとも受け取れる。このように、作文中の表現の精緻さが増すなどの変化だけではなく、文章構成について配慮をするといった変化が、今回の活動を通して観察された。

5. まとめ

本授業では、学生達にテーマを提示し、それぞれが調査資料をクラスに持ち寄り発表を行い、それらを基に初中級日本語学習者を読者と想定する読解テキストを作成するという活動を行った。この活動を通して、学生達からは教師や教科書から一方的に知識を与えられるのではなく、自身で主体的、能動的に学びを展開させている姿を見ることが出来た。このことは1)自分とクラスの仲

間、自分と架空の読者との関係性を構築し、そこから新たな知が広がるというものである社会性、2) 自主的にテーマを設定し、そのテーマに対し疑問や批判的思考を持ち寄り、独自の見解を確立し表現するという知的探求力、3) 発表時の言語表現を反省、また初中級日本語学習者にも理解しやすく、かつ自分の主張や強調したい点を明確に示しうる言語運用力の三点から確認できることであり、こうした過程を振り返ると、日本事情A(2006年度前期開講)において挙げられた、情報の切り貼りというような印象を抱かせる問題点はある程度乗り越えられたと思われる。

従来「日本事情」、「日本文化」という授業では、「日本社会」の一般的事象が扱われてきた。そこから「典型的な日本人」、「平均的な日本人」に関する情報や知識が教科書や教師から一方向的に伝えられることが多かった。しかし、細川(2003)が述べるように、そこでは個人による独創性や創造性が捨象されている。実際には人間は、さまざまな形で「社会」を背負いながら「社会」に属しているものであり、その背負い方は「個人」によって異なるものである。またそうした異なる無数の「個人」が、関わり合う「他者」との対話という形で関係世界を築き新たな自分なりの意味世界(社会)を創造するものである。そのため一つの型にステレオタイプ化しておさまるような「社会」として一方向的にそれに関する知識を伝えることは、個人としての学習者を軽視しているように思われる。

本実践を始めるにあたり、学生達には既存の類型化、固定化された日本社会の事象の拾い直しではなく、来日以後数年にわたって彼/彼女らの目に映ってきた日本社会を改めて見直し、自分の言葉で表現してもらいたいという思いがあった。彼/彼女らの目に映った日本社会は、まさしく彼/彼女ら自身と社会、その社会に生きる他者との関係性そのものであり、その関係性を捉え直すことで「自分自身」の再認識ができるようになるのではないだろうかと予測していた。しかし今回の活動では、学生達の学びの様相として筆者の予想以上の意味深いものを見てとらえることができた。それは活動の中で、自分の判断の元に収集した資料を見つめ、そこから浮き彫りになってくる問題を自分の問題として考え、他者との対話を通じて自分の問題点を絞り込み、独自の見解を導いて

いき、個々の学生独自の文化⁴⁾を創り上げられていく過程である。そこでは時に他者の価値観との相違やそれまでの自分の価値観との相違を感じ、衝突や摩擦を伴っていることもあるであろう。しかしそうした過程を経て創造された意味、そして創造された文化こそ「自分のもの」となり、独自性を持ったものとなるのではないだろうか。そして他者との対話と表現の繰り返しを通じて、流動的で躍動感のある「思考と表現の往還（細川2003）」が行われていることも観察できた。

このように学生達自身が主体的、能動的に捉えた「社会」を発現していき、いかに知的な営みとして実践共同体へ参加するプロセスを進めるかは、それを提供すべく言語教育分野のみならず今後大学教育全体で考えていかなければならない課題の一つと思われる。また言語教育に携わる者は、その支援や教育デザインを再考していく必要があると思われる。

6. 今後の課題

以上、2006年度前期開講の授業の反省を踏まえ、後期に行われた「日本事情B」を通して、学生達の創造的な学びの姿を捉えた。今回の観察から学生達の学びに対する新たな可能性が広がったことは大きな収穫である。しかし同時に多くの問題や課題も残されていることは否定できない。

第一に、学生達は全員が来日以降1年半ないし2年間、民間の日本語学校で日本語を学習して本校に進学しているとはいえ、日本語学校では高等教育で必要とされる学習スキル（レジュメやレポートの書き方、発表スタイル等）は十分学習してこなかったという背景がある。そのため、冒頭にも記したようにレジュメ作成ができずに、単に収集した資料を持ち寄って発表に臨むという問題も生じた。本報告で主として述べてきた2006年後期「日本事情B」の発表の回においてもその様子は変わらず、これは「大学で学ぶ」ことの意味、またそれに臨むためのスキルについて考える機会がなかったことによると思われる。

第二に、学生全員がこの一連の活動に意欲的に取り組めたわけではない。言語運用能力が授業についてこられるほど十分ではないために、途中でリタイア

した学生もいた。また出身国で経験してきた学習スタイルとの差があり、学生同士で作文を修正しあうといった協働活動の意味を理解できないままだった学生も見られた。

また学生達の現段階より学習が進んでいない読者向けのテキストを書くことを課題とした点については賛否両論がある⁵⁾。筆者は筆者の授業を受講している学生に、過度にアカデミックレベルと言われる言語表現を用いた作文を書かせることに疑問を抱き、あえて今回はより平易な文体で中級級日本語学習者に理解しうる文章を書くという課題を提示した。しかし反面それが学生達のモチベーションを低くする可能性はないかという指摘も頂戴した。今回の活動の中で、そのことを学生達に確認しなかったが、今後はそのような可能性も十分考慮して実践にうつすべきであることを考えさせられた。

その一方で、先述したように、発表を「やりっぱなしに」せずに、その経験を生かすべくテキスト作成活動という活動の広がりを示すことで、新たなモチベーションが生まれ、有形の「財産」を残すことができたことについては成果を残せたと思う。発表という一つの活動だけで完結するのではなく、次の段階へ進む可能性を示すことで学生達の意欲を奮い立たせることができる学習デザインを今後も模索していきたい。

最後に、本校ではそれぞれの留学生が日本語学習に集中できるのは筆者が担当する各学生週3コマの授業のみである。それ以外では日本人学生たちと同じ授業を受けているので、これらの授業（教室コミュニティ）の中の方が生きた日本語を吸収する機会にはるかに多い。今後日本語教育担当者は他の教科において留学生達が自らの学びをいかにデザインしているか、それらの教室コミュニティにいかん留学生が参与しているかを観察し、外国語である日本語での豊かな知的活動へと学生達を導いていく必要がある。そのためにも教員間のネットワークを強め、学生達を主体的な学びへ誘うという意識を共有しなければならないと感じている。

注

1) 本稿は2007年9月22日に開催された日本語教育方法研究会において口頭発表を行っ

た「日本事情クラスでの「言葉を創る」試み、調査発表からテキスト作成の実践報告」の資料を加筆・修正したものである。この論文執筆および研究会発表資料作成にあたり、研究者の視点から多くの有益なアドバイスと励ましを下さった小笠恵美子氏と二宮理佳氏には深く謝意を表したい。また本研究のデータ収集に快く応じてくれた学生の皆さんにもこの場を借りて深く感謝したい。

- 2) これは日本人大学生に見られるのと同様外国人留学生についても言えることで、母国の高校において教師や教科書から一方向的に知識を吸収するという受身での学習の姿勢をしてきたと見られる学生が多くいる。
- 3) “appropriation” の概念をもとにしている。“appropriation” とは「専有」等と訳され、文化的道具（言語）の占有についてバフチンの理論に基づいた説明が田島（2003）でなされている。田島によると、「専有」とは、他者に属していたものを取り入れそれを自分のものとする過程である。その過程は簡単なものではなく、必ず抵抗や軋轢を伴い、そこでの葛藤を経た上で自分のものとして取り込まれているものであり、専有の過程は能動性が高いものと考えられる。
- 4) この「学生独自の文化」は細川（2003）で述べられている「個の文化」、矢部（2007）の「第三の場所」と通じるものがある。矢部（2007）は「第三の場所」を Kramsh（1993）を受けて、「学習者がこれまで育ってきた文化（culture）と、学習者がこれから経験していくことになる文化（culture）の間の、その隙間のところで生まれていくもの」「学習者自身が自分なりの意味を想像できる場所」と説明している。またこれは「場所（place）」となっているが、物理的な空間ではなく、学習者の内面に存在し、「視点」あるいは「能力」として捉えられるものであることも加えられている。「第三の場所」についての議論はまた別稿で行いたい。
- 5) 先述した日本語教育方法研究会における本実践報告発表での質疑応答の際「平易な文体での表現をさせるのは妥当か」というご意見をいただいた。これについての筆者の考えは3-3で述べたとおりである。

参考文献

- Kramsch, C. (1993) Context and culture in language teaching. Oxford: Oxford University Press.
- 池田玲子（2004）「日本語学習における学習者同士の相互助言（ピア・レスポンス）」『日本語学』vol.23（1）、36-50.
- 池田玲子・館岡洋子（2007）『ピア・ラーニング入門 創造的な学びのデザインのために』ひつじ書房.
- 石黒広昭（2003）「語発達のデザイン 教室言語学習における『協働性』の構築と拡張」『日本語教育実践を再考する－教室活動における協働性をデザインする』第19回日

- 本語教師のための公開研修講座資料. 国際日本語普及会, 1-10.
- 小澤伊久美 (2001) 「パラダイムの転換期にある日本語教育-教育学的見地から日本語教育を考える-」『ICU日本語教育研究センター紀要10』29-39.
- 門倉正美 (2006) 「<学びとコミュニケーション>の日本語力 アカデミック・ジャパニーズからの発信」『アカデミック・ジャパニーズの挑戦』門倉正美・筒井洋一・三宅和子編, ひつじ書房, 3-20.
- 田島信元 (2003) 『共同行為としての学習・発達 社会文化的アプローチの視座』金子書房.
- 土屋博嗣 (2004) 「学部留学生にどんな日本語教育が求められているか」『研究所年報』明治学院大学国際学部附属研究所, 101-102.
- 『日本語2nd ステップ』(2004) 白帝社.
- 『日本を話そう』(2001) 日鉄ヒューマンデベロプメント, The Japan Times.
- 細川英雄 (2000) 「崩壊する「日本事情」-ことばと文化の統合をめざして-」『21世紀の「日本事情」日本語教育から文化リテラシーへ』第2号. 「21世紀の『日本事情』編集委員会, 16-27.
- 細川英雄 (2003) 「『個の文化』再論:-日本語教育における言語文化教育の意味と課題-」『21世紀の「日本事情」日本語教育から文化リテラシーへ』第5号. 「21世紀の『日本事情』編集委員会, 36-51.
- 松本明香 (2007) 「状況的学習論の視点からの日本語教育研究の潮流」『東京立正短期大学紀要』第35号, 163-175.
- 矢部まゆみ (2007) 「日本語学習者はどのように「第三の場所」を実現するか」『日本語教育のフロンティア 学習者主体と協働』くろしお出版, 55-78.
- 山辺真理子・谷啓子・中村律子 (2005) 「アカデミック・ジャパニーズ再考の試み-多文化プロジェクトワークでの学びから-」『日本語教育』126号, 104-123.

コンプレックス研究（2）

飯田宮子

はじめに

コンプレックスは無意識の中に抑圧された説明しがたい考えや感情を意味する。本来、コンプレックスは精神分析学を確立したジークムント・フロイト（1856-1939）の弟子カール・ユング（1875-1961）の言葉連想検査を受けた被験者（患者）の反応から得られた概念である（2007）。その後、フロイトの弟子ユングは、考え方の違いからフロイトを激しく非難し、分析心理学という新たな学派を打ち立て対抗した。

ユングが唱えたコンプレックスという概念にもかかわらず、フロイトはそのコンプレックスを自己分析の中で発見し、エディプス・コンプレックスと名づけ、精神分析学の出発点とした。エディプス・コンプレックスは国、社会、文化そして時代を超えて、生から死に至るまでのこころの発達、すなわち自我の形成過程に見られるあらゆる現象を説明する重要なキーワードとして用いられている。

フロイト研究の第一人者である小此木啓吾^{おこのぎけいご}は、師である古澤平作^{こさわへいさく}（1897-1969）が提起したアジャセ・コンプレックスとエディプス・コンプレックスを比較しながら、現代人、特に日本人の自我形成について考察している（2001）。本稿では、人間の普遍的なコンプレックスの元型^{げんけい}（アーキタイプ：ユングの概念）と見なされているエディプスの物語とアジャセの物語を紹介し、それぞれのテーマについて述べる。

エディプスの物語

古代ギリシャの詩人ソフォクレス（B.C496年－B.C406年）により書かれたギリシャ悲劇の珠玉『エディプス王』に由来する物語。

テーバイの王ライウスは、生まれてくる息子はおまえを殺すという神託を受け、妻のイヨカスタが男の子を生んだとき、この乳児を山麓に捨てて死ぬにまかせるように命じた。だが、羊飼いが乳児をコリントのポリパス王のところに連れてゆき、王はその子どもを養子にした。青年に達したエディプスは、コリントを後にし、たまたま十字路で実父ライウスと遭遇する。道の譲り合いから喧嘩になり、エディプスはライウス王を父と知らずに殺害した。

エディプスは次にスフィンクスと出会う。スフィンクスはテーバイへの道をふさいで旅人に謎を出し、解けないと殺していたのだが、エディプスがその謎を解いたため、屈辱から自殺する。テーバイの人々は感謝してエディプスを王とし、彼をイヨカスタと結婚させた。ところがテーバイに悪疫が流行し、神託によれば、ライウス殺しが悪疫の原因であるという。エディプスは犯罪者を明らかにして町を救おうと誓ったが、その結果、彼自身が父の殺人者であり、母親と近親姦の罪を犯していたことを知る。イヨカスタは首を吊って死に、エディプスは彼女が着物を留めるために使っていたブローチで自らの目をえぐって盲目となり、放浪の末にアテナイで死ぬ。

(小此木, 2002, pp.222 - 223)

アジャセの物語

観無量寿経というお経の内容を基本にした古澤－小此木版のアジャセ物語。

イダイケは古代インドの王舎城の王ビンバシャラの妃であった。そして、その息子、つまり王舎城の王子がアジャセである。

アジャセを身ごもるに先立って、その母イダイケ夫人はみずからの容色の衰

えとともに、夫であるビンバシャラ王の愛が薄れていく不安を抱いた。そして王子を欲しいと強く願うようになった。思い余つて相談した予言者に、森に住む仙人が三年後に亡くなり、生まれ変わって夫人の胎内に宿ると告げられた。しかし、イダイケ夫人は不安のあまりその三年を待つことができず、子どもを得たい一念からその仙人を殺してしまった。ところが、この仙人が死ぬときに、「自分は王の子どもとして生まれ変わる。いつの日かその息子は王を殺すだろう」という呪いの言葉を残した。その瞬間にビンバシャラ王の妃であるイダイケ夫人が妊娠した。こうして身ごもったのがアジャセであった。すでにアジャセはその母のために一度は殺された子どもなのであった。しかもこの母は、身ごもってはみたものの、おなかの中の胎児であるアジャセの怨み（つまり仙人の呪い）が恐ろしくて、産んでから高い塔から落として殺そうとした。しかし、彼は死なないで生き延びた。ただし、小指を骨折した。そこでこの少年は「指折れ太子」とあだなされた。この少年がアジャセである。

アジャセはその後すこやかに幸せに育った。しかし、思春期を迎えてからアジャセは、お釈迦様の仏敵であるダイバダッタから次のような中傷を受けた。「おまえの母はおまえを高い塔から突き落として殺そうとした。その証拠に、おまえのその折れた小指を看一看しろ」と言った（サンスクリット語の Ajatasatru は「折れた指」^{みしょうおん}「未生怨」^(注1)の両方を意味する)。そしてアジャセは自分の出生の由来を知った。この経緯を知って、それまで理想化していた母への幻滅のあまり、殺意に駆られて母を殺そうとする。しかし、アジャセはその母を殺そうとした罪悪感のために^{るちゅう}流注という悪病（腫れ物）に苦しむ。そして、この悪臭を放って誰も近づかなくなったアジャセを看病したのが、ほかならぬイダイケその人であった。しかし、この母の看病は一向に効果があがらない。

そこで、お釈迦様にその悩みを訴えて救いを求めた。この釈迦との出会いを通して自らの心の葛藤を洞察したイダイケがアジャセを看病すると、今度はアジャセの病も癒えた。そしてアジャセはやがて、世に名君とうたわれるような王になる。

注1：未生怨^{みしょうおん}：仏教では自分の出生の由来そのものに対して抱く怨み（憎

悪)を未生怨という。

(小此木, 2001, p.6-7)

物語の比較

二つの物語に登場する人物と人間関係そして事件のキーワードを以下の表にまとめる。

A. エディプスの物語

出典	ギリシャ神話 (エディプス王)
主人公の名前	王子エディプス 生後母のブローチで刺された踵が腫れて <small>かかと</small> いた為、腫れた足：エディプスと名づけられた。神託 (太陽神アポロンのお告げ) により父に捨てられた息子。
父	ギリシャのテーバイ国の王ライウス 将来父を殺すという神託により我が子 (赤ん坊) を殺すことができずに捨てる。
母	王妃イヨカスタ 悲しみのなか、出産し、夫の考えに従い赤ん坊を捨てる。
息子と父の関係	息子は実の父と知らずに殺害し、その死体を山中に捨てる。
息子と母の関係	息子は実の母と知らずに娶り、近親相姦する。
周りの人々	エディプス (赤ん坊) の出生の秘密や情報を握る、従者や羊飼ひ。
事件のキーワード	神託 (神のお告げ)、望まれない子の誕生、子捨て、親 (父親) 殺し、近親相姦、出生の秘密、母であり妻の首吊り自殺、盲目、放浪の末の死
結末	悲劇：残酷な運命に翻弄された罪深い人間の姿

B. アジャセの物語

出典	仏典（観無量寿經というお経）
主人公の名前	王子アジャセ 母が高い塔から突き落として殺そうとした為、折れた小指、 <small>みしょうおん</small> 未生怨：アジャセと名づけられた。母が殺害した仙人の呪いにより、母に殺されかけた息子。
父	インドの王舎城の王ビンバシヤラ 容色衰えていく妻をないがしろにし、妻に仙人殺害を引き起こさせてしまう。
母	王妃イダイケ 夫の愛を得るために妊娠を欲し、仙人を殺害して身ごもる。
息子と父の関係	息子は父を憎み、幽閉し、死に至らしめる。
息子と母の関係	息子は母を恨み、殺そうとするができなかった。息子は母に対する復讐と怒りから悪臭放つ皮膚病になる。母は罪の意識に苛まれ、息子を懸命に治療するが治らない。その後釈迦の救済が母と息子の両者に訪れる。
周りの人々	予言者：森にすむ仙人が三年後に亡くなり、母の胎内に王子となって宿ること（輪廻）を予言する。 殺害された仙人：仙人の呪いとはイダイケの子どもとなって生まれ変わり、その父である王を殺すというもの。 釈迦の仏敵ダイバダッタ：アジャセに出生の秘密を打ち明け、父母に対する復讐心や憎しみを煽り立て、息子に父を殺させる。 救済者の釈迦：自らの罪をわびる母に救いの道を与える－自己犠牲。さらに息子に父殺害の仏教的意味（因縁）を説き、母との関係修復を論（さと）す：罪を罰することを越えて罪を赦すことを教える。
事件のキーワード	予言、女の葛藤、殺人、望まれない子の誕生、子殺しの企図、出生の秘密、陰謀、復讐と怒り、親への暴力、男女（夫婦）の愛、親（父親）殺し、悪臭放つ皮膚病、母の看護と治療、母の罪悪感、罰と赦し、 <small>ゆる</small> 釈迦の救済
結末	救済：罪深い愚かな人間が罪を償うことにより、罪に対する怒りや恨みが解けて、罪を赦す和解の境地に達する。

テーマの比較

A. エディプスの物語

- ① 親による子捨て（親に災いをもたらすような悪い子どもは捨てられる。）
- ② 息子の父親殺し（育ての親の国の領土をふやすため実の父だと知らずに殺害し、その死体を捨てる。）
- ③ 息子と母親の近親相姦（自分の故郷であるとも知らずに、父親の王の座を奪い、実力を得、産みの母親と知らずに娶る。）
- ④ 家族崩壊（父親を殺し、母親を娶り4人の子どもをもうけ、自殺に追い込む。）
- ⑤ 出生の秘密（赤ん坊のエディプスを捨ててに行った従者からの証言、望まれない子どもとして誕生したことを知る。）
- ⑥ 罪の意識（真実を知ったエディプスは罪の意識に苛まれる。自分が犯した罪は決して赦されるものではなく、狂乱の中自分の目をブローチで刺し、盲目となる－自己処罰－。自分の死後、あの世で、自分が殺害した父や自害した母と目を合わすこともできないという魂の死を意味する。）
- ⑦ 絶望の中の死（運命に翻弄された人間の悲劇的な姿）

B. アジャセの物語

- ① 女としての苦しみ（容色の衰えによる不安がつり、夫の愛を得るために妊娠を望むが妊娠しない。）
- ② 妊娠した女の葛藤（呪いを秘めた子どもを産み母となることと、夫から愛されたいという気持ちの両方が複雑に共存している。）
- ③ 親による子ども殺し願望（親に災いをもたらすような悪い子どもならば、殺してしまいたいと思う。）
- ④ 出生の秘密（望まれない子どもでもあったことを釈迦の仏敵ダイバダッタから知り、父殺害をそそのかされる。）
- ⑤ 子どもの未生怨（子どもは、自分がどのようにしてこの世に生まれてきたのか、そのいきさつに納得がいけない場合、親に復讐する。例「なぜ僕を

産んだの」,「僕なんか生まれてこなければよかった」という言葉で表される。))

- ⑥ 子どもの親殺し (子どもが自分の出生について親を恨む場合、親を殺してしまうほどの憎悪となる。)
- ⑦ おそれ^(注2)による罪の意識 (いけないことをしたら、処罰を受けなければならないという考え方: 子どもは罪の深い親に対してどんな罰を与えてもかまわない。例. アジャセは父を殺し、母を殺そうとした。その後アジャセ自身は、悪臭放つ皮膚病-自己処罰-に苦しむ。)
- ⑧ ゆるし^(注3)による罪の意識 (いけないことをしたら、^{ゆる}赦しの中で、こころからの償い-自己犠牲の行為-が生じるという考え方: 子どもは罪の深い親に対して、親の自己犠牲あふれる愛情に触れ、その罪を^{ゆる}赦すことができる。例. アジャセは母の献身的な看護と治療を通して母の罪を^{ゆる}赦し、受け入れていく。)

注2: 罪に対して嚴重なる処罰を課すこと。フロイトによると、この罪の意識は超自我を形成する。

注3: 罪を悔い改めてわびること。懺悔^{ざんげ}という概念で表される。古澤によると、この罪の意識は処罰を課せられることよりもはるかに深い悔いの感情を生じさせ、自発的に償いの行為を引き起こす。

- ⑨ 生への救済 (人間は自我の欲求や願望にとらわれて、過ちを犯す。その苦しみや悲しみの経験から学び成長する。)

参考文献

- 河合隼雄 (2007) 『コンプレックス』 岩波新書 (青版) 808第57刷 岩波書店
小此木啓吾・北山修 (2001) 『阿蘭世^{あじよせ}コンプレックス』 創元社
小此木啓吾 (2002) 『フロイト思想のキーワード』 講談社現代新書1585 講談社

柳田國男の《人神考》

—日本人の神観念と「靖国神社」参拝問題への民俗学的視点から

紙谷 威 廣

はじめに

柳田國男は、政治的な問題については、沈黙を守ることが多かったようであると、筆者は、常々聞かされてきた。柳田が国家官僚として出発し、そのことが彼の民俗学研究に、大きな影響を与えてきたことは、当然であった。柳田國男が、民俗学のテーマを追求するとき、たえず、政治的判断を重視し、その結果、民俗学の研究方向は、変更されざるをえなかったことが、多々あるようである。現代の日本にとって、国際的にも、そのあり方を問われている、「靖国神社」への参拝問題は、柳田の「民間信仰」研究にとって、とりわけ重大な問題であったはずである。しかし、柳田は、「靖国神社」については、多くを語っていないようである。ちなみに、『定本柳田國男集』別巻の総合索引では、靖国神社の項目はとられていない。¹⁾ 筆者の不勉強のためか、彼の著作の中から、「靖国神社」の名称を探し出せていない。いくつかの箇所でも、この名称を、避けているようである。しかし、柳田は、「靖国神社」の問題を論じ

ようとしていたし、重要な問題と認識していたことが確かである。本稿では、柳田の《人神》についての論考を取り上げて、彼の政治的立場を考慮しながら、日本人の宗教信仰の根幹に関わる問題として、《人神考》に関する柳田の議論を考えてみたい。

一 柳田國男における《人神考》の始原

【《人神考》の創出】

柳田國男は二回にわたって、「人神考」研究の挫折を経験している。一度目は、挫折というよりは、研究の方向を自ら転換したというべきかもしれない。「人神考」の第一論文にあたる、「人を神に祀る風習」を『民族』第二卷第一号⁽²⁾に発表したのは、大正十五年十一月一日である。この雑誌『民族』は、自らが創刊に努力し、岡正雄とともに編集にあつてゐる。

ところで、柳田國男のすぐれた組織者としての活動が、如実に示されていたのが、この『民族』編集者としての編集後記に伺える。⁽³⁾彼の表現によれば、「資料は追々と珍しいものが集まつてゐるが、尚此上にも諸君の協力を以て、問題を豊富にしたいと思ふ」とある。民俗学の資料は、できるだけ多くの人々によって収集されることが望ましかつた。それも、できるだけ広範囲の地域から集められる必要があつた。「掲載が遅いから粗末にして居るものと」考えないでほしい、というのが、編集の都合で、「正月の記事を一月号まで残して置くやう」なことがあるからで、余分な「美文修辭」や「礼儀」のような文句もいらないとして、積極的な投稿を読者に呼びかけている。

この編集後記によれば、「人を神に祀る風習は、論文としては完結して」いるが、「問題としてはまだ片端に触れただけである。次々機会ある毎に、更に別方面から考究せられることになって居る。類似資料の蒐集について、読者諸君から」「援助を受けたい。」と紹介されている。柳田が自ら、この雑誌『民族』の編集にあたっているわけであるが、別人の著作であるかのような書き方でもあり、また、これに続く文章では、自らの著作であることを認めているようでもある。すなわち、「又証明の方法、観察の態度等に関して、成るべく多くの論評を受けたいと思ふ。引用者の便宜の為、此問題に関する是から後の諸篇を、総括して「人神考」と名けて置く⁽⁴⁾」としているのである。

このような意気込みがあったとすれば、何故、論文の題名に、「人神考」と名付けておかなかったのであろうか。このような扱い方では、「編集後記」の執筆中に「思いついた」としか、考えられない。もし、「人神」という概念を、論文執筆中に考えていたとすれば、「人を神に祀る風習」などという長つたらしい題名には、成らなかつたはずである。つまり、柳田國男は、彼の「人を神に祀る風習」を成稿にした段階では、『人神考』という、総括的な研究の方向性を、明確には認識していなかつたようである。そして、『民族』第二巻一号の編集・印刷も終了し、発行を目前に控えて、「編集後記」の執筆にかかつたときにはじめて、『人神』という概念が浮かび上がり、編集後記の中で、この名称を使用したと考えるべきであろう。

それにしても、この『民族』第二巻一号の編集後記には、最後の最後まで、手を入れたらしい痕跡が見られる。すなわち、「人神考」とすべきところを「人神考」と空白のままにしてしまっているからである。一字分の欠字が出たのか、あるいは、消えてしまったのか。筆者の手元にある『民族』の復刻版では、判別しがたいが、『柳田國男全集』の解説者によれば、欠字となっている。おそらく、柳田が発行期限までの、時間に迫られる中で、この一文を加えた

ための、誤植と考えることが正しいのではないだろうか。

「人」≡「神」という等式は、一般的な「神概念」に反するものである。「神」は人間の能力を超越した存在である。「人」が、どのように努力しようとも、「神」になることは不可能である。しかし、柳田國男は、「人神」という概念を生み出し、これを提案しようとしたのである。それは、明治・大正という、日本の近代社会においては、タブーとされるべき言葉であった。何故ならば、明治維新で成立した、「近代天皇制」においては、「天皇」は「神」の子孫とする「建前」があり、権力の根幹としての「天皇制」の論理に抵触することだったはずである。これを侵犯する思想に対しては、強硬な反発が予想されるからである。ましてや、柳田は天皇制政府に仕える官僚であったし、そこから退いたとしても、うかつな発言は許されなかったはずである。⁽⁶⁾

もちろん、それと同時に、一方では「忠君愛国」の名目のもとに、「天皇」への忠節から生命を失った者は、「神」として祀られることも可能ではあったが、ましてや、この問題についての発言は、より以上に、慎重にすべき事柄であった。柳田國男は、このような社会的束縛の中で、あえて、「人神考」の名称を使用して、論文を書き続けようとしたのである。したがって、柳田國男は「人神」という用語については、その使用をためらわずにはいられなかったはずである。『民族』第二巻第一号の「編集後記」にあらわれた、「人神考」に続く、一字分の空白は、柳田の置かれた状況と、彼の躊躇する意識を示しているものととらえることができるし、また、このようなとらえ方を、筆者の「深読み」ではないと考えたい。

【『人神』信仰論の不遇な展開】

ところで、柳田は、「人を神に祀る風習」を執筆する中で、「人神考」へと発展させるべき対象を、どのように考えていたのであろうか、また、それをどのように展開させようとしていたのであろうか。「人を神に祀る風習」は、不遇な論文である、いや、柳田國男は、彼自身がこの論文について意図するところと、相反する扱いをしてしまったのではないだろうか。というのは、これに続くはずの論文が、わずか一篇のみであり、それに続く、第三論文に至っては、「人神考」の名称を付すことなく、第二論文の続編としての扱いをしているからである。

「人神考」の第二論文は、『民族』第二巻第二号に掲載された「松王健児の物語」である。この論文の表題には、かつこ書きで（人神考の二）と加えられている。しかし、これに続く第三論文、「人柱と松浦佐用媛」には、「人神考」の副題はない。それどころか、第二論文が長すぎるので、中断して、その続編として書くという断り書きを、第二論文の末尾に記載するのみなのである。また、問題はそれだけでなく、この二編の論文は、『妹の力』という単行本に再録されるが、「人を神に祀る風習」は、ほかのいずれの単行本にも、加えられることなく終わるのである。

柳田國男は、「人を神に祀る風習」という論文については、何故、このように不当な扱いをすることになったのであろうか。後年、彼はこの論文を謄写版印刷にして、國學院大學の大学院生のためのテキストとして使用している。⁶後述するが、彼は、決して、この論文を軽視したのではない。『定本柳田國男集第一〇巻』への再録にあたっては、丹念な校正が行われたようである。おそらく、多くの誤植や誤りを発見したのである。その問題については、ここでは、触れている余裕はない。

「人を神に祀る風習」で、柳田が論じたのは、若宮八幡などに見られる、荒々しい崇りを示す神々の伝承である。

いわば、この世に思いを残して死んでいった「怨霊」への鎮魂の儀礼と信仰についての議論である。鎌倉権五郎景政に代表されるような「御霊」信仰の神格が、どのようにして祀られたのか、祀られるきっかけはどのようなことであったのかといった、事例が豊富に紹介されている。柳田國男が、近世地誌類（風土記）や、近世文人の随筆類を、どれほど丹念に読み込んでいたか、また、能や歌舞伎などの芸能にどれほど親しんでいたかが、よく理解できる文章である。

現実世界での、不合理で不条理な現象に対して、何らかの説明を求めようとする事象は、巫女や山伏の託宣といった、民間宗教者の活躍する領域である。その場合に、八幡の若宮が取りざたされたり、新八幡として祀られたりすることが、論文中に見られる各地の事例で、ていねいに説明されている。ここに登場する神々の特徴は、荒々しい「魂」が、その靈威を示すことによって、新しい「神」として誕生してくることにある。このような、荒々しい神々の存在を示すのは、いわば、この世に思いを残した「死者の靈魂」がもたらす、さまざまな災厄である。この荒々しい力を持った存在を鎮め、祀り込めることで、「人神」を生み出してきたと、柳田國男は論じたのである。また、その荒々しい力を示した神々は、より強力な靈験を生み出すとされた。たとえば、石清水八幡宮とその勢力を争った、山科藤尾寺の八幡新宮のように、急速な勢力の拡大もあったことも、柳田は指摘する。このような、《人神》の発生と展開についての膨大な資料を、柳田は、わずかな紙数の中で論じきったのである。

柳田は、編集後記で「人を神として祀る風習」を「論文としては完結している」と言い切った。おそらく、彼にとって、これは会心の論文であったはずである。伊那谷の百姓一揆で殺された、「遠山土佐守」の靈魂を神として祀った民衆の意識や、一揆の代表として処刑された「佐倉宗吾」への靈神信仰、あるいは、伊豫の和靈神社として祀られ

た藩の重臣「山家清兵衛」など、諸地域の事例が豊富な論文であり、不勉強な筆者には、読みこなすだけでも困難を感じる。まさに、これは「論文として完結」しているのである。そのような柳田の論文が、何故、それもよりによって、柳田國男自身の手で、不当な取り扱いを受けることになってしまったのであるうか。

【《人神考》から《巫女論》へ】

柳田は、これらの「人神」が、非運の内に死んでいく、その人生を積極的に評価しようとしていたようである。日本の各地で、また、さまざまな歴史的事件の瞬間において、多くの人々が、この世に思いを残しながら、死出の旅路をたどることになったことが、柳田國男には、忘れられなかったようである。歴史上、とりたてて有名でもなく、人々に喧伝されるような事蹟もない、名もなき人物でさえも、柳田にとつては、親しく論じられるべき存在と映っていたようである。「人を神に祀る風習」で取り上げられた、主人公たちは、どちらかといえば、歴史上でも有名な人物たちであった。というよりも、「神」に祀られたことで記憶され、もしくは、「神」に祀られることになった、そのきっかけでも、記録にとどめられるという意味で、「歴史的な存在」であったといえる。

とりわけ、特定の政治的立場や身分によって、「歴史」に姿を残すことのできた人物だけが、歴史を作ってきたのではないと、柳田は考えてきた。民衆の間であつて、その出自も名前も知られない人物であつて、それにもかかわらず、民衆の記憶に残されていた人物こそ、歴史の主人公にふさわしいと考えていた。そのような、《人が神になった存在》こそ、彼の描く、《歴史上の存在》と呼ぶべき対象と考えた。「松王健児の物語（人神考二）」は、説話の主人公に題材をとりながら、民衆の間に伝えられてきた《人柱》の伝承について論じようとする。自らを「生け贄」と

して、築堤などを成功させる、悲劇の主人公に目を向けるのである。その意味では、「人を神に祀る風習」に通底するテーマだったことは間違いないことである。

柳田は、ここでも彼の博学多識ぶりを披瀝する中で、「松王」の「王」が巫女を意味すること、若宮もしくは王子といった、あらたなる神社の神として祀られるにあたっては、巫女による託宣があったことに言及するのである。巫女の「物語」によって、靈験が明らかにされることで、生け贄となった「人柱」の主人公は、人々を守護する存在へと転化する。そしてまた、《人柱》伝承の主人公は、自らの示唆するところによって、生け贄とされるか、あるいは自ら志願して、生け贄となるように伝えられていることが多いと、柳田は指摘する。さらに、これらの生け贄が、築堤のために死ぬのは、これらの「人柱」を祀ったのが、水神に仕えた巫女であったからであると、柳田は考える。

したがって、《人柱》として、人々の安寧のために、死んでゆく主人公は、柳田の議論からすれば、童形をした「神の御子」であったことを示唆しているのである。さらに、伝説に見られる「人柱」は、母と子という取り合わせが多いことをも示唆する。それは、水神に仕えた巫女の伝承にも由来すると、柳田は論じる。このような、水神の使いととしての「人柱」＝「母一人子一人」という議論から、柳田國男は、続く第三論文「人柱と松浦佐用媛」へと、論理の展開を進めてゆくのである。ここでは、荒々しい祟りによって、自らを人々に示そうとした《人神》の姿は消え去って、《巫女》を連想させる「母子神」の姿が浮き彫りにされてくることになる。

【消滅した《人神考》】

これに加えて、「人柱と松浦佐用媛」では、能の「松浦鏡」や御伽草子の「さよひめのさうし」、説経節の「松浦長

者」といった文芸で流布した「佐用媛」の物語を中心に、水神に仕える巫女たちの活躍と、人柱となった主人公たちの痕跡となる「伝説」の地が取り上げられる。柳田は「歌舞の徒がその神事に参与するならば、かねて知り学び持ち伝えているところの、水の神の生性の物語を演ずるのもまた自然である。しかも低湿地を耕して稲を作る人民が、次々に移って村を開く限り、乏しいにつけ大いにつけて、どこへ行っても田の水の不安は一様であったゆえに、同じ一つの秘曲は広く全国の版図に向って流通し得た」と指摘する。

すなわち、「人柱」伝承は、水田耕作にともなう祭礼を基盤に、各地に伝わったと論ずるのである。「松浦佐用媛」という物語では、「人」が死んで「神」となった。そして、これに類する、さまざまな名称の女性が、さまざまな場所で、「築堤の人柱」となったように伝えられていることを、柳田は、この物語の延長上に位置づける。その意味では、明らかに、この二編の論文も、「人を神に祀る風習」と同様に、《人神考》の重要な一部分を、構成していると言える。その意味では、むしろ、《人神考》こそ、この三編の論文には、ふさわしい総括的な把握であり、「人神考」として、一冊の著作にまとめ上げられてもよかつたはずである。

しかしながら、柳田國男は、あえて「人を神に祀る風習」とは異なる一連の論文として、「松王健児の物語」と「人柱と松浦佐用媛」とを、『妹の力』へと収録する。⁽⁷⁾柳田國男にとって、日本人の信仰生活を支配した「巫女」の問題と共通する次元の世界に属するものとして、これら二編の論文を、『妹の力』へとまとめ上げたのである。すなわち、柳田は、「巫女」を中心課題として考えながら、あえて「人を神に祀る風習」を、この一連の論文系列から外してしまふ。それは、宮本袈裟雄が、ちくま文庫版『柳田國男全集一』の解説で指摘することく、柳田は、女性の地位をめぐる論点と視点を、考慮したからだと考えられる。⁽⁸⁾

昭和十五年に出版された、柳田國男の『妹の力』は、単に、日本人の信仰生活と女性との関わりについて、取り上げようとしたのではない。大正十五年の発表の「松王健児の物語」と「人柱と松浦佐用媛」を含む、巫女に関する論考を中心に据えて、まとめられた『妹の力』は、日本社会における「家」と、女性の労働慣行や、女性の地位を考えさせ、多角的な視点から論じるための、将来へのステップとしての役割を担っていたのである。すなわち、柳田は、女性の社会的な位置づけを中心として、これらの問題を論じることが必要だと考えていたからに相違ない。だからこそ、『妹の《力》』という書名が選ばれたのではないだろうか。

二. 《人神考》への再出発と挫折

【《人神考》の第二ステージ】

しかしながら、『人神考』という視点が、柳田の研究体系の中から、いったん除外されたことは、民俗学の研究体系にとって、重要な問題をひきおこすことになったと、筆者は考える。『柳田國男全集 第三二卷』は、昭和二五年から昭和二九年にかけて執筆された柳田の著作を収録したものである。この中に、「人神考序説」と題された小文がある。それは以下のような文章である。⁽⁹⁾

序 『人神考序説』 柳田國男著

学徒は、一般に先生の説をまるごと信じようとする癖がある。その癖を直すためには、斯ういふ論文を彼等に残して置くことが一つの手段ではないかと思ふ。

この論文を書いたのは大正の末年で、その時には、勿論全部を信じ、これで十分と思つて書いたのだけれど、時を置いて再び見ると、若干修正を加へないと此の儘世の中へ残して置けないやうな気がする。俗な言葉で言へば、これは日本の神道を新に研究しようと思ふ者にとつての一つの稽古台である。これがまるつきり誤つた結論を持つて居れば、よくないことだが、今日とても、自分はこの方向に進み、唯々前提に二三足りなかつた事を認めるばかりである。

例へば、神に祀るといふ一つの単純な一句でも、若しくは、もつと進んで、神といふ一語でも、これが三百年、四百年前と今日と同じ意味で使はれてゐなければ、実はその歴史は正確とは言へない。最近の大戦時代までの日本の神道では、尊敬、若しくは追慕・同情といつたものを以つて神を作り上げることが出来た。さういふ心持でならば、凡庸なる肉親でも神にして、いかも知れないが、少し遡つて古い時代になると、日本人は神にもう一段と強い、烈しい大きな力を認めてゐたのだから、以前は人を神に祀る風習が限定せられ、近世はそれが範圍を広くして居ても、実は不思議はない。

ところが、筆者はある一つの行係りから、この文章に書いてあるやうな感じを抱いて居た。その点を何かの方法で訂正しなければ、この一文を永久の価値あるものとする事は出来ない。唯々先輩の声高く叫んだ事を容易に批判しようとしなない人々にとつては、進んでさういふ機会を附与する事も一種の貢献であらうと思ふ。その意味で熟読する事ある人を祈願しつゝ、敢へて此の本を刊行するのである。

この序文は、國學院大學大学院の「理論神道学」の講座に向けて、準備されたものと考えられる。柳田は、昭和二六年五月一日に、國學院大學で「瑞穂国について」という講演を行い。この年度から昭和三五年度まで、理論神道学という授業を持つことになったとされる。この講義に用意したのが、『人神考序説―人を神に祀る風習―』という冊子であった。その本文は、大正一五年に発表された「人を神に祀る風習」で、二頁分の「序文」が追加されたのである。『柳田國男全集』第三二卷の解説によれば、本文は謄写版印刷で、表紙・裏表紙が活版組みであるという。印刷のための費用は、謄写版印刷であれば、高価なものにはならない。しかし、三八頁分であるとされているから、相当に手間のかかった冊子であった。この冊子については、テキストなのか、参考資料とされたのか、また、各年度とも使用されたのかといった点についても、明らかにされていない。

したがって、『人神考序説―人を神に祀る風習―』が、柳田にとつて、どのような位置づけにあったのかを知る手がかりは、現段階では、公にされた資料としては、皆無と行ってよい状態である。『定本柳田國男集』第一〇卷では、『國學院大學講義用テキストとして少部数を謄写印行の際』、この序文を執筆したという説明をしているが、これを信頼することが妥当であろう。この「理論神道学」の講義が、どのような内容であったのかという点などについても、明らかにされてはいない。また、『柳田國男全集』第三二卷の解説でも、この冊子が、昭和二七年三月に印刷されたとして、それが「次年度の講義の教材」なのか、もしくは「これまでのまとめ」なのかについても「踏み込んだ判断ができない」と述べている。この講義の受講者は、どのような学生で、得られた反応はどのようなものであったのだろうか、興味をひく点である。¹⁰⁾

ところで、序文の内容に立ち戻ってみよう。最初の段落では、「学徒は、一般に先生の説をまるごと信じようとす

る癖がある」、「その癖を直すために、斯ういふ論文を残して」おくところある。先生の説をまるごと信じる学徒とは誰で、どのような「先生の説」であったのだろうか。なんとも、なぞめいた書き出しであって、理解しがたい文章である。日中戦争に始まり、第二次世界大戦終結に至った一五年間は、結果として、多くの人々があらゆる現実には、不信感を抱いた時代であった。とくに、「教育」と「教育者」に関しては、その信用は、地に落ちたも同然ではなからうか。誰が「まるごと」、先生の説を信じるというのであろうか。何についての「説」を信じたのであろうか。言うまでもなく、「理論神道学」を受講した学生こそが、「先生の説」をまるごと信じた「学生」であったということであろう。

『民族』第二巻第一号の「編集後記」では、「人を神に祀る風習」を「完結した論文」であると、柳田は自負していた。しかし、四〇数年を経た時点で、彼は「若干修正」を加える必要があると考えていた。ただし、この論文が「日本の神道を新に研究しようと思ふ者」にとつての「一つの稽古台」であるという、確信を述べている。そして、この論文の主張する「方向」に誤りはないと確言するのである。したがって、「人を神に祀る風習」を提示したのは、神道を研究する学生、すなわち、神職を志す者たちのためであり、神道家たちに、《人神》信仰を理解させるべく、理論神道学の講義として提起したということになるであろう。

次に続く段落では、柳田の明確な主張が見られる。日本人にとって、「神」とは「烈しい大きな力」を有する存在であり、「人を神に祀る」対象は限定されていたのであるという。これに対して、「神」に祀られる範囲が広げられたのは、「近世」であり、それ以前とは異なる「神観念」を有することになったということである。これに加えて、「最近の大戦時までの日本の神道では尊敬、若しくは追慕・同情といったものを以つて、神を作り上げることが出来た」

と述べる。「神」の概念が、歴史的变化を経てきたものであって、「人が神に祀」られることにも、大きな変遷があったことを指摘しているのである。柳田にとつては、「神観念の変遷」が無かったかのごとき言説を述べる人々や、これを盲信する学徒の存在が、重大な問題に感じられていたのである。

柳田國男は、ここで、「神社信仰」のあり方に対して、あらたなる挑戦を意図していたかのように見える。目の前にいるのは、神職をめざす、若々しい「学徒」たちである。日中戦争から、第二次世界大戦にかけての時代は、日本の宗教界が、その根底から揺すぶられた時代である。柳田國男は、この時代の宗教界、とくに、国家神道と軍国主義によつて席卷された、神社神道をどのように眺めてきたのであろうか。この点について、言及する余裕は、現在の筆者にはない。しかし、『柳田國男伝』の別冊『柳田國男伝年譜・書誌・索引』などで、昭和二〇年の敗戦当時から数年について、「神社」信仰関係のみに限つて、見ておこう。⁽¹⁾

【《人神考》への再挑戦】

柳田國男は、昭和二〇年八月二一日、天皇による終戦詔勅放送よりも、四日前に、長男によつて、敗戦の事実を知らされ、『炭焼日記』に「働かねばならぬ世を痛感する」と書いた。また、翌一二日に、彼は、宗教学者である女婿堀一郎を訪ねて、戦後に向けての決意「事ここに到りたる上は、問題は今後の処理と、いかにして学問を今後に関与しむるかにあり」と語り、『神社と祭祀』を借りている。さらに、当日の午後、木曜会の会員に、敗戦を知らせ、「大いに働かねばならぬ」と説いたという。また、彼の日記には、八月一五日に終戦の詔勅を聞いて、「感激不止」と記したという。

このような時代の動きに対応しながら、九月九日には、再開した木曜会で、「氏神と山宮祭」について、話したとある。これを踏まえたと考えられるが、翌年正月、昭和二年一月三十一日には、「新国学談」の出版を決意したとある。憲法制定など、戦後処理のために、彼が枢密院顧問官に就任したのが、この年の七月二二日であるが、その直後には、七月二五日から三日間、靖国神社文化講座で、「氏神と氏子」の講演を行っている。そして、この年の一二月には、新国学談のシリーズ第一冊にあたる、『祭日考』が出版されている。さらに、これに続けて、『新国学談 第二冊 山宮考』を昭和二年六月に、また、『新国学談 第三冊 氏神と氏子』を昭和二年一月に発刊している。⁽¹²⁾

日本人の靈魂観と死後の世界といった問題を扱った『先祖の話』⁽¹³⁾を脱稿したのが、昭和二〇年五月二三日であったから、敗戦をはさんで、わずかな期間に、日本人の信仰を明らかにする研究がまとめ上げられていたのである。堀一郎によれば、柳田國男は、「戦争末期には」、「精神的支柱を失って崩壊し去るかも知れぬ民族と祖国の将来を、深い憂いをもって日夜考えつづけておられたことは」、「近くに住み、親しく接していた」からよく判っていたという。堀との話題の大部分は、「日本の神道の将来と日本人の信仰の問題」であり、「愛国」の情熱を超越した「切端つまった憂国の熱情がほとばしった感が深い」とし、さらに、一般民衆に自信と誇りを与えるよう、自己と民族に内在する価値を見出させようと試みた研究なのであると述べている。⁽¹⁴⁾

柳田國男は、敗戦後、枢密院顧問官への就任を要請されて、承諾・就任している。戦後処理と戦争後の国家体制構築への政治的役割を担うことになったのである。そのように、多忙な時間の中で、これだけの精力的な執筆が可能だったのは、次々と出版した著作の材料が、戦争の時代に着々と準備されていたからだと考えられる。『祭日考』の出版は、昭和二一年一二月一〇日となっているが、『柳田國男全集』第一六巻の解説によれば、前年昭和二〇年の一二

月二四日に脱稿し、二六日には通読を終えている。さらに、『炭焼日記』によれば、その年の七月一三日に「神社大観」で、「諸社の祭礼日」について調べているとされる。これに先立って、六月一四日から二〇日にかけて、神職関係の古書などに目を通したことを、堀が指摘している。¹⁵⁾

柳田は、『新国学談』の三連作で、日本社会が継承してきた神社信仰、換言すれば、神社神道のあり方を論じようとしていた。『祭日考』では、春秋の氏神祭祀が農耕の開始と終了にともなうものであること、『山宮考』では、神が山から里を訪れて農耕を守り、農耕が終わると山に帰ること、『氏神と氏子』では、社会統合の中心としての神社の存在といった点が論じられる。赤田光男は、柳田の三連作の意図を「戦争中、敬神思想が強調され、国家的に神社統制がされ」たこと、しかし、「戦後これは解放された」が、「神社のまつり方」が自由になっても、「伝統的な祭りの知識を持っているものが減り」、「神社の祭祀が混乱する」おそれがあるので、「これを克服するために」、「氏神信仰のあり方を知識として提供する」趣旨で執筆したものだとして紹介する。¹⁶⁾

柳田にとっては、敗戦は、民俗学の成果を、社会一般の知識とする、絶好の機会と考えられた。明治以降の国家神道や、戦時体制下の軍国主義的な神社運営などとは異なる、本来の「神社」への信仰を国民に知らせ、理解させる時代の到来と考えられたのではないだろうか。『柳田國男全集』第一六巻では、そのような柳田の意図、本音といってもよいような文章が残されている。それは、『新国学談 第三冊 氏神と氏子』の校正刷りである。これは、占領軍の検閲によって、削除が要求された文章であり、江藤淳が「『氏神と氏子』の原型―占領軍の検閲と柳田國男―」（『新潮』第七八巻第一号、昭和五六年一月一日）で明らかにしたものである。¹⁷⁾

ここでは、詳細な検討を試みる余裕はないが、若干の指摘をしておこう。まず、占領軍による「神道指令」への批

判が削除される。「日本神社に対する進駐軍の指令のごときは、驚くべく大まかな、向う見ずと評してもよいもの」であるという部分がある。また、「日本のいはゆる神社神道」について、「非常に不精確な、且つ中心をはづれた概念を、外国の人たちは皆持つて居る」という点も指摘、削除が命じられる。それと同時に、「祖先以来の信仰を、守り続けて行けようか」という文章以下に続けられた、「建国の始めより、ずっと引続いて国民の固有信仰を公認してきた」こと、中世以後には「敬神以上の保護を」与えてきたこと、これを棄てさせようとする、混乱が生じるので、対処する方法としては、「自然を期し、強ひて消えゆくものを引留め」ないことであるという、柳田特有の「宗教政策」への提言などが削除の対処とされたのである。

これらは、明治天皇制下の国家神道政策や、戦時体制下の軍国主義思想とは異なる立場を主張した文章であり、柳田國男にとつては、検閲の結果は納得の出来ないものであったはずである。修正された結果については、より精密な分析をなすべきであろうが、本論の目標とするところは、異なっているので、ここでは触れることが出来ない。しかし、敗戦後の研究活動で、柳田が意図していたことの中心部分が、この削除された文章で示されているように考えられる。すなわち、柳田が主張していることは、本来、神社を祀ってきた人々と、その信仰のあり方を継承するともに、その信仰を強制して変えようとしたり、否定したりするのではなく、自然にまかせるべきだといふのである。だが、当時の占領軍の方針とは、相当に隔たりのあるものであったことは、間違いないであらう。⁽¹⁸⁾

その後も、神社信仰をめぐる、あるいは宗教政策に関する、占領軍を中心とした基本政策は、柳田が戦時下から敗戦を経て、考えてきたものとは、異なる方向へと進んでいったのであろう。民俗学を通じての、日本文化と日本社会についての理解、はっきり言えば、日本の民俗社会のあり方と進路についての、柳田の理念は、占領軍と、当時の日

本の政治体制が、受け入れてくれるものではなかった。この時代における、国家と宗教、政治と信仰の問題に対して、柳田の理解が、充分でなかったとも言えるはずである。

【『人神考』の第二回目の挫折】

ここで、再度にわたって、『人神考序説』の序文に戻ってみよう。柳田國男は、敗戦直後の国家体制立て直しに加わった、枢密院顧問官としては、必ずしも、自らの理念を実行に移すことは出来なかったようである。上述の『氏神と氏子』への、検閲による削除と修正を見れば、占領軍の「宗教」政策と、柳田の神道政策への理念との食い違いは明らかである。占領軍と柳田の両者は、いずれも、十五年戦争に至る、日本社会の国家神道のあり方については、厳しい批判を有しながら、共通の方向をめざしてはいなかった。また、日本の社会と、そこから生み出された「神職」「神社関係者」についても、柳田のめざす方向へは向かっていなかったのであらう。

「人を神に祀る風習」に、新たに付け加えられた「序文」が、謎めいた表現ではありながら、その間の事情を物語っていると考えられる。「御霊信仰」に裏づけられた「神観念」が、「人」を「神」に祀り上げるのは、我が国の古くからの信仰に基づいている、と柳田は考えている。歴史的事実としても、多くの人々が、相互に拮抗しあう勢力間の政争の中で、あるいはその暴力的な表現である戦争の中で、この世に思いを残しながら、いのちを失っていった。したがって、そこに表出する「死者の霊」が有する力と、それによってもたらされる天災や災厄は、「死」という原因をもたらしただけにとどまらず、大いなる「脅威」となる。この「神」は、必然的に「もう一段と強い、烈しい大きな力」を持つ存在である。

ところが、これに対して、「最近の大戦時までの神道では、尊敬、若しくは追慕・同情といったものを以つて、神を作り上げることが出来た」と、柳田の「序文」は指摘する。つまり、「神」が人々にとっては、尊敬すべき人物であったり、なつかしい存在であったり、あるいはかわいそうな、哀れむべき存在であつてもよいとしてきたものである。これは、明らかに、古くから祀られてきた神々とは異なるのではないかと、柳田は考えるのである。三百年から四百年前と、今日とで、同じ意味で「神」という言葉が使われていなければ、「その歴史は正確とは言えない」と、彼は述べている。筆者は、むしろ、歴史的な変化が、「神観念」にも、変化をもたらしたと考えている。すなわち、古代・中世・近世・近代という、歴史的な現実の中で、人々が「神」とするものが大きく変化してきたと、考えるべきであろう。

しかし、柳田の指摘するように、「最近の大戦時までの神道」が、それまでの「神観念」からは、大きく逸脱したものであったことについては、同意せざるを得ない。ことに、第二次世界大戦、あるいは、太平洋戦争と呼ばれる時期の、大量の戦死者に対する、国家祭祀は、人々がそれらの「英霊」を「神」であるかどうかを判断する、余裕さえ与えないものであった。帝国陸軍、若しくは帝国海軍当局が認めさえすれば、「神」として祀られたということになる。そこには、「神」としての霊威を示す事象は存在しなくともよい。「神」の出現を人々に告げる、霊力を有する「巫女」の存在も不要である。軍人という身分であつて、軍隊の命令の下に行動し、死亡が確認されたものについては、「神」としての資格が与えられたのである。

柳田國男にとつては、この近代における「神観念」、そしてこのような「神」を祀る神社というものが、本来、日本社会の中で守られてきた「神社信仰」とは異質なものであることを、明らかにしなければならなかったことなので

ある。ここには、柳田の表現にしては、大変厳しい言葉が、その行間に見え隠れする。「さういふ心持ちでならば、凡庸なる肉親でも神にしてい、かも知れない」、というのである。「凡庸」なる肉親でもという言葉は、当事者を傷つけることになるかも知れない。だがしかし、柳田は、「神」として祀られる人間は、凡庸であってはならないと考えていたのかも知れない。それというのも、平凡な人生を送った人間には、「神」となって、この世に「靈威を現す」必要などないのであるから。

柳田國男は、この「序文」では、靖国神社や護国神社といった名称には、一切触れていない。しかし、敗戦後とさらに昭和二十七年以降の、日本における宗教問題についていえば、靖国神社問題を抜きにして、考えることは出来ない。柳田の言わんとするところも、この「靖国神社」問題を前提にした発言と捉えるべきであろう。そして、柳田が指摘したかった、「人を神に祀る風習」あるいは「御霊信仰」こそが、民俗学の立場から、「靖国神社」問題を考える上での、基本的な概念となるはずである。そのことを柳田は、「神職」をめざす「学徒」たちに理解させたいと望んでいたのではないだろうか。であったとすれば、柳田の遠回しな表現では、不十分な理解しか招くことができなかつたとしても、不思議ではない。

ところで、昭和二十七年とは、どういう時代であったのだろうか。前年の昭和二十六年九月八日には、日本は平和条約に調印した。国際情勢が、冷戦体制と呼ばれる、米ソ対立の深まる中で、アメリカ合衆国との間に日米安全保障条約を結び、西側諸国への参加を意味する講和条約への調印であった。この年の一〇月一八日・一九日には、護国神社の例大祭が行われることになり、同日を期して、吉田茂首相が、靖国神社への正式参拝を行った。このような、国家と宗教との関係が緩やかになったのは、昭和四九年頃からであると、田中伸尚は『靖国の戦後史』で述べている。昭和

二七年一〇月一六日には、天皇の靖国神社参拝が、敗戦後に、はじめて行われた。⁽¹⁹⁾

この政治変化の中で、柳田は、『人神考序説』を、神職志望者のための「テキスト」としたのである。「人を神に祀る風習」が発表されたときには、このような危機意識は、柳田自身も、感じてはいなかったかも知れない。冒頭には、民俗学の方法論に関わる文章があり、「国民の信仰」が「国民の中で成長」したのであるから、外国からの影響で生じたのか、あるいは、もとからあるのかといった議論ではなく、この変化を捉えることが重要であると論じる。そして、「死者を神として祀る」のは、「遺念余執」が想像されて、「タタリ」という方式の「強い情」を示すことが前提であり、さらに、この「神」の上位に位置する「神」が「人神」を統御すると考えられたと述べているだけである。

これに対して、『人神考序説』の序文では、「凡庸なる人」が尊敬・追慕・同情から「神を作り上げる」ことが出来るのは、「最近の大戦時までの神道」だけであると論じているのである。このような、『人神』の観念の変化に対して、そして、このような理念で社会を動かそうとする、政治的策動に対して、強い疑問を呈したのである。それは、敗戦直後の、国民の統合が失われてしまい、国家としての崩壊をもたらすのではないかという「危機意識」の延長であったと考えられる。しかし、この『人神考序説―人を神に祀る風習―』、とくに、その序文は研究者から論じられることもなく、次第に忘れられることとなってしまった。

三、《人神信仰》研究への若干の提起

【《人神信仰》研究の回顧から】

柳田國男は、「氏神」は、日本の民俗社会において統合の中心となり、春には、農耕の開始にあたって、山から里に迎えられ、農耕の終了する秋には山に帰る。この神は、先祖が死んで浄められた後に、山にこもった「祖霊」であると考えた。毎年のお盆には、「精霊」も、また、山から下り、家々で迎えられて、祀られる。「人神」は、これらの祖霊や氏神とは異なり、強い霊力が特徴となり、祟りという形でその存在を顕示する。この祟りを、巫女などの「シヤーマン」の託宣によって、正体が明らかにされるとともに、より上位の神の霊力によって、統御されるのが、通常の形であったことを、彼は、明らかにしたのである。したがって、「氏神」と「人神」は、本質的なところで、異なった祀り方がなされてきたと考えられる。

堀一郎の『民間信仰史の諸問題』に、「氏神型と人神型―民間信仰の二つの型―」という一節がある。柳田が提起した《人神信仰》の概念を、「氏神信仰」と対比しながら、明らかにしている。氏神が、民俗社会を構成する、同族などの集団の統合の象徴として祀られ、それらの構成員という限定された人々によって奉仕される、「全知神」的な存在であるのに対して、人神は、その強い個性によって、信者を獲得する、「機能神」的な存在で、個々人の信仰によって、信仰集団を構成するものであると論じる。日本の民俗社会には、この二種類の神々が、複雑に入り組んで、民間信仰を形成してきたのであるとする。⁽²⁰⁾

宮田登は、堀一郎の提起を受けながら、「家の神、村の神と国の神」(『現代民俗論の課題』所収)で、日本人の霊

魂観には、「荒魂」と「和魂」という二種類があり、荒々しい霊魂は、鎮められ祀られることによって、強い霊力を有する「和魂」となることを述べている。宮田は、これに続けて、柳田が『明治大正史世相編』で、「人神思想」の「第一次」の「拡張」が行われてきたと、指摘したことに注目している。すなわち、靖国神社の前身である「東京忠魂社」が、「人の霊を国で祀ってしまった」、これは「民俗的な神々とは」異なるということを主張したというのである。そして、日本人の信仰では、霊魂は浮遊するものであって、故郷との間を往来するという伝承があることを、宮田は、さまざまな事例から説明し、東京招魂社、すなわち靖国神社は、このような自由に行き来する霊魂を、特定の空間の中に閉じこめてしまったと論じる。⁽²¹⁾

さらに、宮田は、「人神」の観念の変化は、彼の『生き神信仰―人を神に祀る習俗―』で論じたとおりに、近世にも存在すると主張している。御岳講の行者は修行を積み、⁽²²⁾「霊神」となる信仰や、天理教の開祖のように、神が憑依して、「人が神になる」という、「生き神」信仰の存在や、徳の高い支配者を「神として祀る神社」の存在を含めて、明らかに近世段階から、「人神」の観念に変化が現れている。したがって、柳田が指摘してきた、「神観念」が同じ概念でなければ、「歴史」は正確ではないという言い方には、問題があることになる。むしろ、筆者は、宮田が追求してきたところの、《神概念》そのものの歴史的变化こそ、追求されなければならないものと考えている。

小沢浩は、『生き神の思想史―日本の近代化と民衆宗教―』で、宮田の指摘を評価しつつ、民衆にとっては国家への対抗思想となりうる、「御霊信仰」が国家の「御霊会」に絡め取られてしまう危うさに、どれほどの研究者が、思いをいたしているのかと批判する。古代から中世の「御霊信仰」は、人々の現状打破への願いと結びついて、「時の支配秩序からはみ出した不遇の英雄を祀る」ことで、「民衆的な」信仰になりえたと、小沢は考える。そのような御

「靈信仰も、国家と癒着した宗教イデオロギーとしての「顕密体制に包含されて、体制化」される。⁽²³⁾

戦国時代の一向宗や、キリシタンの教えは、この靈魂観を変化させる可能性を有していたが、幕藩体制下の宗教統制が「人神」や「鎮魂」の思想を復活させて、新たな「民間信仰」を形成させた。これが、宮田登が『近世の流行神』で指摘する、明神や靈神などの「流行神」であり、「流行る」という現象の中に限界を持ちつつも、真の救済を求める民衆宗教への展開をもたらすと、小沢は指摘する。これらの、近世の民衆宗教の開祖たちは、「人神」の系譜を担いながら、「生き神」として民衆の救済への展望を示すのであるという。⁽²⁴⁾

【『人神信仰』研究への若干の展望】

筆者にとつては恥ずかしいことであるが、ここでは、おおざっぱな見取り図しか描けないことを白状しておく。すなわち、柳田國男が「人を神に祀る風習」で指摘しているが、長い年月の間に徐々に養われてきたのが、「人格崇敬の思想」であつて、「豊国大明神や東照大権現の時代」と、「大正の今日」と「一貫した日本人氣質」を見出すことが困難であるという。この言葉が導くものは、大きいと言えよう。筆者の見取り図は、宮田や小沢浩の緻密なそれに比較して、単純なものである。すなわち、日本人の「人を神に祀る風習」が、大きく変化したのは、柳田が取り上げた「豊国大明神」と「東照大権現」であつたということである。

それまでの、戦国時代に到る、長い時間において、「神」と祀られるのは、柳田の言う「遺念余執」を有して、この世に崇りを現す「靈魂」＝「怨靈」であつて、この觀念を変化させたのが、戦国時代の武将たちであつたと考えた。とくに、織田信長や豊臣秀吉らの全国統一への中で、一向宗などの宗教勢力との戦いは、その結果としての「戦

後処理」を含めて、大きな変革が見られた。それまでも、源平の合戦などで、宗教勢力への弾圧がなかったとは言えない。しかし、比叡山の焼き討ちや本願寺との合戦といった、古代・中世的な宗教勢力との戦いには、それまでと異なる、残虐な対応が見られた。

逆に考えれば、宗教勢力は、宗教的なユートピアの建設をめざして、宗教戦争を開始していたのである。これを破壊するためには、婦女子を含めて、全員を虐殺するという行為も、敢えて辞さなかったのである。これらの悲劇の死者たちは、勝利者によって、その霊が祀られたとは聞かない。織田信長は、自分の妹の夫、浅井長政の首級を、朝倉敏景のそれとともに、盃として勝利を祝わせたと言われる。首実検の後で、敵の首級を祀ることは、戦国時代においても続けられてきたはずで、「首塚」と称する祭祀遺跡は、各地に残されている。⁽²⁵⁾そこには、戦国時代の武将たちの、祟りへの恐怖感が表出しているはずであると、筆者は考えている。その意味で、織田信長から豊臣秀吉、そして徳川家康へと到る、織豊政権から江戸幕府という、政権統一の動きの中に、宗教意識の変革を感じるのである。

これに加えて、統一政権の勝利者が自らを「神」と考えようとしたこと、あるいは、この周辺に仕える者たちが、勝利者を「神」とすることで、安寧を得られると考えた、その意識が、民間に連綿と見られる《人神信仰》とは、異質なものであったことを感じざるを得ないのである。織田信長は、宗教勢力の破壊者として現れた。ところが、豊臣秀吉はともかく、徳川家康とその後継者は、宗教を支配の道具として扱うのである。徳川幕府が、寺院本末体制とキリシタン弾圧の手段としての寺壇政策によって、民衆を把握しきったことはそのことを示している。《神》そして《宗教教団》は、幕藩体制下では、支配の道具として生き延びることになった。民衆の間では、これに代わる「神」、そして「宗教者」が求められた。それこそ、「生き神」であり、あるいは、古くから巫女たちによって、祀られてき

た「御霊」たちであったと考えられる。

これを、大きく変えようとしたのが、明治政府であったことは言うまでもない。「東京忠魂社」とその後身としての「靖国神社」国家護持と、各地への「護国神社」の創設という、国家による「英霊」祭祀の創始である。民衆の中に、広く残されていた「鎮魂」の思想と、近世に形成されてきた「霊神」への信仰とを、巧妙に取り入れながら、「官軍将士」の祭祀へと結びつけていったのが、明治政府であったと考えておきたい。ここには、この世に怨みを残して死んでいった「死者」たちへの「思いやり」は存在しない。あるのは、勝利者として、勝利をもたすために死んでいった者たちのみへの「追悼」、そして勝利を祝うための「祝祭」である。「敵と味方」と言うよりは、「官軍」と「賊軍」とに冷淡に区別する思想の表現である。

柳田國男は、「近代天皇制」という枠組みの中で、国家官僚として生きてきた。官職を退いて、国家官僚としての立場を棄ててからも、どこかで、国家官僚としての発想が残されてきた。敗戦を知って、自ら「働くべき」時が来たと考えたのも、国家官僚としての意識のなせる技であったのではないだろうか。あるいは、柳田が、天皇制国家の内部に、人脈を有していて、この関係が、彼を「国家」に結びつけており、ある種の束縛をもたらし、とも考えられる。さらに、柳田は、ある種の「治外法権」を有する存在として、周囲から、認められていたとも考えられる。柳田は、終戦の詔勅以前に、敗戦の情報を得ているし、戦時下でもかなり自由な発言をしていたようであるから。²⁶⁾

ところで、柳田國男は、この《人神》の研究に口火を切りながら、「靖国神社」については、どこかで明確な発言を避けてきた、というよりは、柳田の文章の中では、「靖国」という表現が、意図的に隠されてきた。しかし、柳田は、「常民」が何を望んで生きてきたのかという課題を、いつも問い続けてきた。したがって、「靖国神社」に祀られ

ることを名譽とし、満たされない思いを「英霊」とされることで納得させてきた、「死者の家族たち」⇨「遺族」の心にあるものを、柳田は問うていたはずである。筆者が、この小論で問うてみたのも、柳田の「英霊」に関するつぶやきである。そこで、筆者は、柳田國男の「人を神に祀る風習」に始まる、《人神信仰》研究を、日本社会における人間観として、民俗学の中に位置づけたいと考える。また、それと同時に、日本の近代化の中で生み出された、ゆがんだ人間観としての「靖国」の思想と対していきたいと考えている。⁽²⁷⁾

注

- (1) 『定本柳田國男集別巻五』(筑摩書房、新装版、昭和四十六年六月二〇日)
- (2) 「人を神に祀る風習」の題で、『民族』第二巻一号大正一五年一月一日発行に、巻頭論文として掲載した。『定本柳田國男集第一〇巻』に収録し、さらに、『柳田國男全集第二七巻』に、論文抜いで再度収録している。以後、『定本』・『全集』と略記する。
- (3) 『柳田國男全集第二七巻』(筑摩書房、二〇〇一年二月五日) 一六二頁～三頁
- (4) 『民族』第二巻一号の巻頭論文の直前に、一頁にわたって編集後記が囲み罫にはいつて収められている。雑誌『民族』は、復刻版『民族』(第二巻上、岩崎美術社、一九八五年五月二〇日)によった。
- (5) 柳田は、明治三三年東京帝国大学法科大学政治科を卒業し、農商務省農務局に勤務した。明治三五年には、法制局参事官に転属、大正三年に貴族院書記官長に就任したが、大正八年に退官している。柳田の経歴については、後藤総一郎監修『柳田國男伝』・同別冊『年譜・書誌・索引』(三一書房、一九八八年一月三〇日)によった。
- (6) 前掲『柳田國男全集第二七巻』解題六四二頁参照、本稿の論旨については、この解題に示唆されるところが大きかった。國學院大学大学院でのテキスト使用については、前掲『定本』の解題を『全集』でも踏襲している。

- (7) 『妹の力』初版は、昭和十五年八月二十九日に創元社から刊行された。『定本』では第九卷、『全集』では第一一巻に収録
- (8) ちくま文庫『柳田國男全集一』(筑摩書房、一九九〇年三月二十七日)解説六五〇頁参照
- (9) 『全集三二卷』(筑摩書房、二〇〇四年七月二十五日)三〇四頁～五頁、全集では、謄写印刷の私家版であったことから、この序文のみが掲載されている。後述するように、『定本』では、本文とともに、収録された。
- (10) 前掲『全集三二卷』解題(六六六頁～六七頁)による。
- (11) 前掲『柳田國男伝』第二章「新しい国学を求めて」九五二頁～九九三頁参照。
- (12) 『新国学談』三連作は、『全集一六卷』に収録されている。
- (13) 『先祖の話』は、『全集一五卷』に収録されている。『家閑談』も同時期の著述となり、本巻に収録される。したがって、「家」をめぐる信仰とその社会的意義が、ともに、この時期の著作を特徴づけることとなった。
- (14) 堀一郎「新国学談」のころ(『定本柳田國男集月報一』)所収、筑摩書房、昭和四四年四月)
- (15) 前掲堀「新国学談」のころ」六頁
- (16) ちくま文庫『柳田國男全集一四』解説(執筆、赤田光男、六九六頁～七頁)
- (17) 前掲『全集一六卷』三七〇頁～三頁に掲出される。また、江藤淳の論文については、本書解題(執筆石井正己の指摘による、五三七頁～五三八頁)
- (18) 占領軍(連合軍)が、占領政策の目標として、日本の軍国主義勢力解体を中心的な課題としていたとすれば、神社は、国民精神の支柱とされていたはずであり、神社を容認する柳田の意見は、占領政策の妨害としか理解されなかつたであろう。
- (19) 田中伸尚「靖国の戦後史」(岩波新書七八八、二〇〇二年六月二〇日)、その他「靖国神社」問題関連の文献は、大江志乃夫『靖国神社』(岩波新書二五九、一九八四年三月二一日)、高橋哲哉『靖国問題』(ちくま親書、二〇〇五年四月一〇日)、赤澤史朗『靖国神社―せめぎあう(戦没者追悼)のゆくえ―』(岩波書店、二〇〇五年七月二〇日)、子安宣邦『国家と祭祀―国家神道の現在―』(青土社、二〇〇四年七月三〇日)などを参照した。
- (20) 堀一郎「民間信仰史の諸問題」(未来社、一九七一年五月三一日)五三頁～六六頁

- (21) 宮田登『現代民俗論の諸問題』（未来社、一九八六年一月一日）、『伝統と現代』七九号、一九八四年春から再録
- (22) 宮田登『生き神信仰―人を神に祀る習俗―』（塙書房、一九七〇年二月三日）、後述小沢の指摘による。
- (23) 小沢浩『生き神の思想史―日本の近代化と民衆宗教―』（岩波書店、一九八八年八月二五日）、歴史学者からの民俗学理解としては、柳田國男及び宮田登について、好意的な評価が与えられた。
- (24) 小沢浩前掲書の指摘による、宮田登『近世の流行神』（評論社、一九七二年）
- (25) 遠藤秀男『日本の首塚』（雄山閣出版、物語歴史文庫三七、昭和四八年八月五日）
- (26) 前掲『柳田國男伝』によれば、戦時下においても、木曜会、その他の会合では、戦争批判があったことが想像される。さらに、国家の機密事項とされることでさえも、彼は、知り得たことが示されている。
- (27) 本稿は、筆者が「杉並区五大学連携講座―生と死を考える―」への参加を依頼されたことによる、当時は、十分な準備もできずに、この問題について、「死者を神として祀る習俗」として発表した。今回は、柳田國男の文章を読み直すことで、この問題を、再度考え直してみた。このようなきっかけを与えてくれた「五大学連携講座」のスタッフに感謝する。

東京立正短期大学紀要編集委員会規程

(設置)

第1条 東京立正短期大学（以下「本学」という）に、紀要編集委員会を設置する。

(目的)

第2条 紀要編集委員会は、教育研究に資するため研究紀要の編集および刊行を行う。

(任務)

第3条 紀要編集委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 研究紀要誌「東京立正短期大学紀要」の編集、刊行、配布
- (2) 編集方針の決定と編集内容の選定
- (3) 寄稿者の選定と依頼
- (4) 原稿の整理、保管
- (5) 合評会等の開催
- (6) その他必要な事項

(組織)

第4条 紀要編集委員会は、教授会の議を経て学長の委嘱する委員若干名をもって組織する。

2. 委員長は委員の互選とする。委員長に事故ある時は他の委員が代行する。
3. 委員は専任教員より選任、委嘱する。
4. 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(寄稿細目)

第5条 紀要編集委員会は、円滑な寄稿・掲載を図るため、別に寄稿細目を定めるものとする。

(事務処理)

第6条 紀要編集委員会の業務は、紀要編集委員会が行う。但し、研究紀要誌の保管、配布に関しては図書館運営委員会と提携して処理する。

附則 この規程は、平成13年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年4月1日より一部訂正施行する。

「東京立正短期大学紀要」寄稿細目

1. 寄稿者は本学専任教員および非常勤教員とする。但し、紀要編集委員会が特に認めた者はこの限りではない。
2. 未発表の論文、翻訳、エッセイ並びに書評、資料紹介、記録などを掲載する。掲載の採否は紀要編集委員会が決定する。
3. 枚数は論文の場合400字詰原稿用紙50枚以内（和文）または7500語以内（英文）とする。その他は和文20枚以内、英文はこれに準ずる。手書き・ワープロ、縦書き・横書きいずれも可とする。
4. 原稿は返却する。寄稿の際、表題に英文を付し氏名はローマ字で表記する。現在の研究職名を和文で明記する。また原稿のコピーを一部添付する。但し、ワープロ原稿の場合は使用機種名を記しフロッピーディスクを提出する。
5. 寄稿者に初校、再校を依頼する。
6. 稿料は支払わない。但し、「紀要」5部・抜刷り30部を進呈する。なお特殊製版（図版、写真版など）の費用は寄稿者が負担する。
7. 原稿提出期限は毎年11月末日とし、発行は年1回、3月末日までとする。
8. 紀要に掲載された論文は、国立情報研究所主催の「研究紀要公開電子化支援事業」のウェブページ <http://kiyo.nii.ac.jp> で公開され、閲覧される。

付則 この細目は、平成17年4月1日より施行する。

この細目は、平成19年4月1日より一部訂正施行する。

編集後記

▶本学での3年間、「常識」とは何か、について考えさせられた。時代はもちろん、それぞれが生きてきた世界や文化によっても「常識」は異なる。自分にとっての「常識」と他者の「常識」を互いにコミュニケーションすること、できること、この力が大切なのだろう。教科の「異文化理解」の中でも、互いに認め合える異文化交流の必要性和その困難なことを、学生たちとも確認しあった。

昨年5月末、紀要第35号の合評会を開いた（規程第3条）。専任、非常勤を問わず、専門領域の異なる教員同士がお互いの問題意識や課題を出し合うことで、新しい発見もあり、おおいに刺激しあえる場となった。創造や研究もまた、共同＝協働の中で励ましあえると思う。研究を保障する環境づくりとともに、厳しく楽しい合評会もまた、是非続けていけるよう願っている。（Ikeda）

▶2005年4月に共学化し、「東京立正短期大学」へと校名変更した。変化は共学化だけではない、新たに迎えた池田祥子先生を柱として「保育士養成課程」が発足し、将来の保育士の卵たち（男子学生含む）が本学で勉学に実習に、そして仲間との交流に勤しんでいった。早いもので3年があっという間にたち、この3月池田先生も定年退職を迎えられ、保育士の免状をもった学生と共に本学を去られることになった。これまでの本学の長い歴史の中で、この3年間は内実共に新たな節目となった。保育士育成の指導に心血を注ぎ礎を築いてくださったこと、多忙な最中にも必ず研究論文を投稿し研究者としての姿勢を示し続けてくださった池田先生に、ここで感謝の意を伝えたい。

この数年間の紀要編集後記で繰り返し述べられていることだが、研究時間の保証がない実情が現在も続いている。「生き残り」のため、さまざまな校務が次から次へと押し寄せ、息つく暇もない上、学力不足に対する指導、生活面の個別指導に割かれる時間は、以前にもまして増え、研究環境は一向に改善されることなく今日に至っている。今回の論文作成に際しては、どの専任教員も途中で何度も諦めかけながらも、睡眠を削りに削りながら、締切日の融通をお願いしながら仕上げたというのが実情である。三協社出版の高橋社長に多大なご負担をかけてしまったことをお詫びするとともに、例年にもましてご協力をいただいたことに、心からの感謝の意を伝えたい。（Iida, Nakaoka）

執筆者紹介（掲載順）

下田 将文 …… 本学 非常勤講師
東 浩一郎 …… 本学 准教授
池田 祥子 …… 本学 教授
中岡 典子 …… 本学 准教授
有泉 正二 …… 本学 非常勤講師
御手洗 陽 …… 本学 元非常勤講師
土田 昌司 …… 本学 非常勤講師
秋山 綾 …… 本学 非常勤講師
松本 明香 …… 本学 講師
飯田 宮子 …… 本学 教授
紙谷 威廣 …… 本学 教授

第36号 紀要編集委員

池田 祥子 ・ 飯田 宮子 ・ 中岡 典子

東京立正短期大学紀要 第36号

平成20年 3月20日 印刷

平成20年 3月25日 発行

編集 東京立正短期大学紀要編集委員会

発行所 東京立正短期大学
〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内2-41-15
TEL 03 (3313) 5101 (代)

印刷所 株式会社 三協社
〒164-0011 東京都中野区中央4-8-9
TEL 03 (3383) 7281 (代)

THE JOURNAL OF TOKYO RISSHO JUNIOR COLLEGE

No.36

March 2008

CONTENTS

About the Profitability of Hotel Industry	SHIMODA, Masafumi	1
A Criticism on the Analysis of the Rate of Surplus Value by Embodied Labor and Single System Interpretation	AZUMA, Koichiro	28
To Re-define ‘an Integration of Kindergarden and Nursery’ — Three Themes to be examined	IKEDA, Sachiko	54
A Study on Mother Goose — A Historical Analysis on the Charm of the Rhythm and the Meaning of Verses	NAKAOKA, Noriko	71
An Analysis of “Daido Hysteric”	ARIIZUMI, Shoji MITARAI, Akira	126
Impretion of Animation and Proximity Media	TSUCHIDA, Shoji	134
Consideration for Creation of “Pleasure” in Tourism Education	AKIYAMA, Aya	142
A Practical Report of a Japanese Culture and Society Class — The Process from Investigation Announcements to Making Texts for Specific Readers	MATSUMOTO, Haruka	153
A Study of Complex (2)	IIDA, Miyako	170
Yanagita Kunio’s Hesitation and Defeats of his Studies on “the Deified Persons’ Rites of the Japanese Culture”	KAMIYA, Takehiro	205
◇Editors’ Notes		208

Published by
Tokyo Rissho Junior College

TOKYO JAPAN

ISSN 1881-9400